



Title	春秋經傳集解譯稿（六）：閔公元年～僖公十四年
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 1998, 23, p. 66-157
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/60867">https://doi.org/10.18910/60867</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 春秋經傳集解譯稿（六）

— 閔公元年〜僖公十四年

岩 本 憲 司

（跡見學園女子大學）

〔閔公元年〕

經元年春王正月

經齊人救邢

經夏六月辛酉葬我君莊公

經秋八月公及齊侯盟于落姑

④ 「落姑」は、齊地である。

經季子來歸

④ 「季子」は、公子友の字（あさな）である。季子は、社稷（國家）に忠誠を盡したため、國人に慕われたから、賢として字をいっているのである。（なお）齊侯が（陳から）送り込むことを許可したから、「歸」といって

るのである。

附注の前半については、公羊傳文に「其稱季子何 賢也」とあり、穀梁傳文に「其曰季子 貴之也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「秋八月公及齊侯盟于落姑 請復季友也 齊侯許之 使召諸陳」とあるのを参照。また、成公十八年の傳文に「凡去其國 國逆而立之 曰入 復其位曰復歸 諸侯納之曰歸 以惡曰復入」とあるのを参照。

經冬齊仲孫來

④ 「仲孫」は、齊の大夫である。（他の）用事で國境を出たついでに、（魯に）来て、内紛の様子を視察したのであり、（魯に來たのは）齊侯の命によるものではなかったから、「使」と稱していいのである。（仲孫は）歸國

すると、齊侯に、魯の内紛をしづめる努力をさせたから、よみして〔歓迎して〕字をいっているのである。「來」とは、事實であり、「省難」とは、その意圖である。つまり、經は、ただ、仲孫が來たという事實だけを書き、傳は、(内紛を視察するという)仲孫の意圖までも探つ(て書い)たのである。

附下の傳文に「冬齊仲孫湫來省難 書曰仲孫 亦嘉之也 仲孫歸曰(中略)君其務寧魯難而親之」とあるのを参照。

〔圍元年春 不書即位 亂故也〕

② 國が亂れていて、禮をきちんと行なうことが出来なかつたのである。

附隱公元年の傳文「不書即位 攝也」の疏に引く『釋例』に「隱莊閔僖 雖居君位 皆有故而不得即位之禮 或讓而不爲 或痛而不忍 或亂而不得 禮廢事異 國史固無所書 非行其禮而不書於文也」とあるのを参照。

〔圍狄人伐邢〕

③ 狄が邢を伐つたことは、前年の冬にある。

附莊公三十二年に「狄伐邢」とある。

〔圍管敬仲言於齊侯曰 戎狄豺狼 不可厭也〕

④ 「敬仲」とは、管夷吾のことである。

附「管夷吾」は、莊公八年及び九年の傳文にみえる。

〔圍諸夏親暱 不可弃也〕

⑤ 「諸夏」は、中國である。「暱」は、近である。

附注の「諸夏 中國也」については、『論語』八佾「子曰

夷狄之有君 不如諸夏之亡也」の〈集解〉に「包曰

諸夏 中國とあるのを参照。なお、襄公四年の傳文「諸

華必叛」の注に「諸華 中國」とあるのも参照。

注の「暱 近也」については、『爾雅』釋詁に「暱 近

也」とあるのを参照。また、『國語』晉語六「大其私暱

而益婦人田」の韋注に「暱 近也」とあるのを参照。な

お、僖公二十四年の傳文「暱近尊賢」の注、成公十三年

の傳文「暱就寡人」の注、及び襄公二十五年の傳文「知

匿其暱」の注に、「暱 親也」とあるのも参照。

〔圍宴安酖毒 不可懷也〕

⑥ 「宴安」〔安逸〕を「酖毒」〔毒酒〕になぞらえたのであ

る。

附『漢書』景十三王傳の贊に「是故古人以宴安爲鴆毒」と

あるのを参照。

なお、「酖毒」については、莊公三十二年の傳文「使鍼

季酖之」の注に「酖 鳥名 其羽有毒 以畫酒 飲之則

死」とあるのを参照。

〔圍詩云 豈不懷歸 畏此簡書〕

㊦「詩」は、小雅（出車）である。文王が西伯となり諸侯を助けた、ことをほめた詩である。

陶毛傳に「簡書 戒命也 隣國有急 以簡書相告 則奔命救之」とあるのを参照。

なお、注の「勞來」については、『詩』大雅（旱麓）「豈弟君子 神所勞矣」の鄭箋に「勞 勞來 猶言佑助」とあるのを参照。

陶簡書 同惡相恤之謂也

㊦共通してにくむものに對して互いに救い合う、ということである。

陶昭公十三年の傳文に「同惡相求 如市賈焉」とあるのを参照。

陶請救邢以從簡書 齊人救邢

陶夏六月葬莊公 亂故 是以緩

㊦（死後）十一箇月もたつてから葬つたのである。

陶莊公三十二年に「八月癸亥公薨于路寢」とある。なお、

隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

陶秋八月公及齊侯盟于落姑 請復季友也

㊦閔公は立ったばかりで、國家多難のおり、季子が忠賢であつたから、霸主にたのんで、彼を歸國させようとした

のである。

陶齊侯許之 使召諸陳 公次于郎以待之

㊦師旅の事（軍事）ではなかつたから、（經に）「次」を書いていないのである。

陶莊公三年の傳文に「凡師 一宿爲舍 再宿爲信 過信爲次」とあるのを参照。

陶季子來歸 嘉之也

陶冬齊仲孫湫來省難

㊦「湫」は、仲孫の名である。

陶書曰仲孫 亦嘉之也 仲孫歸曰 不去慶父 魯難未已

㊦この時、慶父もまた、魯にもどつていたのである。

陶莊公三十二年に「公子慶父如齊」とあるのを参照。

陶公曰 若之何而去之 對曰 難不已 將自斃

㊦「斃」は、踏（たおれる）である。

陶隱公元年の傳文「多行不義 必自斃」の注などに、同文がみえる。なお、定公八年の傳文「與一人俱斃」の注に

「斃 仆也」とあるのを参照。

陶君其待之 公曰 魯可取乎 對曰 不可 猶秉周禮 周

禮 所以本也 臣聞之 國將亡 本必先顛 而後枝葉從

之 魯不弃周禮 未可動也 君其務寧魯難而親之 親有

禮 因重固

㊦ 重重しく堅固な國に對しては、ついで〔味方して〕助成すべきである。

附『説文』に「因 就也」とあり、〈繫傳〉に「徐鍇曰

左傳曰 植有禮 因重固 能大者 衆圍就之」とあるのを参照。また、襄公三十年の傳文に「人謂子產就直助疆」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「服虔云 重 不可動 因其不可動而堅固之」とある。

團間攜貳

㊦ ばらばらでお互いを疑っている國に對しては、それにつけこんで（ますます）離間させるべきである。

附注の「離」については、僖公七年の傳文「招攜以禮 懷遠以德」の注に「攜 離也」とあり、同二十八年の傳文「不如私許復曹衛以攜之」の注に「攜 離也」とあるのを参照。また、『國語』周語中「民乃攜貳」の章注に「攜 離也」とあるのを参照。

注の「疑」については、『爾雅』釋詁に「貳 疑也」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「不可以貳」の章注に「貳 疑也」とあるのを参照。なお、襄公二十四年の傳文「諸侯貳」の注に「貳 離也」とあるのも参照。

團覆昏亂

㊦ 「覆」は、敗（やぶる）である。

附『禮記』緇衣「毋越厥命以自覆也」の注に「覆 敗也」とあるのを参照。なお、莊公十一年の傳文に「覆而敗之

曰取其師」とあり、襄公三十一年の傳文に「敗績厭覆 是懼」とあるのも参照。

團霸王之器也

㊦ 霸王が用いるもの（方法）であるから、「器」で喩えたのである。

附成公十六年の傳文「德刑詳義禮信 戰之器也」の注に「器 猶用也」とあるのを参照。

團晉侯作二軍

㊦ 晉がもと一軍であったことは、莊公十六年にみえる。

附莊公十六年の傳文に「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯」とあり、注に「小國 故一軍」とある。

團公將上軍 太子申生將下軍 趙夙御戎 畢萬爲右

㊦ （二人は）公の「御」（御者）と「右」（車右）になったのである。「夙」は、趙衰の兄である。「畢萬」は、魏犢（武子）の祖父である。

附注の「夙 趙衰兄」については、『國語』晉語四に「趙衰其先君之戎御 趙夙之弟也」とあるのを参照。

注の「畢萬 魏犢祖父」については、『史記』魏世家「畢萬（中略）生武子」の〈索隱〉に「左傳武子名犢 系本

云 畢萬生芒季 芒季生武仲州 州與犖聲相近 字異耳  
代亦不同」とあるのを参照。

團以滅耿滅霍滅魏

④平陽の皮氏縣の東南部に耿郷があり、永安縣の東北部に霍大山がある。三國は、いづれもみな、姬姓である。

附『漢書』地理志上に「河東郡（中略）皮氏 耿郷 故耿

國」とあるのを参照。また、『史記』晉世家の〈集解〉

に「服虔曰 三國皆姬姓」とあるのを参照。

團還 爲大子城曲沃 賜趙夙耿 賜畢萬魏 以爲大夫 士

蔦曰 大子不得立矣 分之都城而位以卿 先爲之極 又

焉得立

④「卿の位を授けた」とは、「下軍の將にした」ことをい  
う。

附『史記』晉世家「而位以卿」の〈集解〉に「賈逵曰 謂

將下軍也」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「分之都城」の〈集解〉に「服虔

曰 邑有先君之主曰都」とあり、「先爲之極」の〈集解〉

に「服虔曰 言其祿位極盡於此也」とある。

團不如逃之 無使罪至 爲吳大伯 不亦可乎

④「大伯」は、周の大王の適子であったが、父が季歴を立  
てたいと願っていることを知ったから、位を讓って、吳

に行ったのである。

附『史記』吳世家に「吳大伯 大伯弟仲雍 皆周大王之子

而王季歴之兄也 季歴賢 而有聖子昌 大王欲立季歴

以及昌 於是大伯仲雍二人乃犇荆蠻 文身斷髮 示不可

用 以避季歴 季歴果立 是爲王季 而昌爲文王 大伯

之犇荆蠻 自號句吳 荆蠻義之 從而歸之千餘家 立爲

吳大伯」とあるのを参照。

團猶有令名 與其及也

④たち去ったとしても、美名は残るのであり、留って禍に  
あうよりもましである、ということである。

附『史記』晉世家「猶有令名」の〈集解〉に「王肅曰 雖

去猶可有令名 何與其坐而及禍也」とあるのを参照。

團且諺曰 心苟無瑕 何恤乎無家 天若祚大子 其無晉乎

④晉が申生を殺したこのために傳したのである。

附僖公五年に「春晉侯殺其世子申生」とある。

團卜偃曰 畢萬之後必大

④「卜偃」は、晉の、卜をつかさどる大夫である。

附『史記』晉世家「卜偃曰 畢萬之後必大」の〈集解〉に

「賈逵曰 卜偃 晉掌卜大夫郭偃」とあるのを参照。

團萬 盈數也 魏 大名也

附『史記』晉世家「萬 盈數也 魏 大名也」の〈集解〉

に「服虔曰 數從一至萬爲滿 魏隴魏 魏 高大也」と

ある。

團以是始賞 天啓之矣 天子曰兆民 諸侯曰萬民 今名之

大 以從盈數 其必有衆

㊤「魏」が「萬」に従うということには、衆の象がある。

附『史記』晉世家「以是始賞 天開之矣」の〈集解〉に「服

虔曰 以魏賞畢萬 是爲天開其福」とある。

團初畢萬筮仕於晉 遇屯

㊤下が震（☳）で上が坎（☵）のが、「屯」（☶）である。

團之比

㊤下が坤（☷）で上が坎（☵）のが、「比」（☶）である。

「屯」の初九（一番下の一）が（二）に變じて「比」となる、ということである。

附『史記』晉世家「初畢萬卜仕於晉國 遇屯之比」の〈集

解〉に「賈逵曰 震下坎上 屯 坤下坎上 比 屯初九 變之比」とあるのを参照。

團辛廖占之曰 吉

㊤「辛廖」は、晉の大夫である。

附『史記』晉世家「辛廖占之曰 吉」の〈集解〉に「賈逵

曰 辛廖 晉大夫」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「劉炫用服氏之說 以爲畢萬在 周筮仕於晉 又以晉國不得有姓辛 而規杜過」とある。

團屯固比入 吉孰大焉 其必蕃昌

㊤「屯」は、險難であるから、堅固なのである。「比」は、

親密であるから、入ることが出来るのである。

附注の前半については、『易』屯卦の彖傳に「屯 剛柔始

交而難生 動乎險中 大亨貞」とあり、注に「始於險難

至於大亨 而後全正」とあるのを参照。また、『說文』

に「屯 難也」とあるのを参照。

注の後半については、『易』比卦の象傳に「地上有水

比 先王以建萬國 親諸侯」とあり、注に「萬國以比建

諸侯以比親」とあるのを参照。また、『易』雜卦傳に

「比樂師愛」とあり、注に「親比則樂」とあるのを参照。

また、『說文』に「比 密也」とあるのを参照。

團震爲土

㊤「震」が「坤」に變わるのである。

附莊公二十二年の傳文に「坤 土也」とあるのを参照。ま

た、『易』說卦傳に「坤爲地」とあるのを参照。

團車從馬

㊤「震」は車であり、「坤」は馬である。

附注の「震爲車」については、『國語』晉語四に「震 車

也」とあるのを参照。

注の「坤爲馬」については、『易』坤卦の卦辭に「利牝 馬之貞」とあるのを参照。ただし、『易』說卦傳には「乾 爲馬 坤爲牛」とある。

團足居之

㊦「震」は、足である。

附『易』説卦傳に「震爲足」とあるのを参照。

團兄長之

㊦「震」は、長男である。

附『易』説卦傳に「震一索而得男 故謂之長男」とあるのを参照。

團母覆之

㊦「坤」は、母である。

附『易』説卦傳に「坤 地也 故稱乎母」とあり、また「坤爲母」とあるのを参照。

團衆歸之

㊦「坤」は、衆である。

附『易』説卦傳に「坤爲衆」とあるのを参照。

團六體不易

㊦最初（一番下）の爻が變ずることによって、このような六つの義が生ずるのであり、かえることは出来ない。

附注の「不可易也」は、意味がよくわからない。

なお、異説として、『會箋』に「六體謂卦之六體也（中略）非謂上六句」とある（ただし、竹添氏のオリジナルかどうか、未詳）。

團合而能固 安而能殺 公侯之卦也

㊦「比」は合であり、「屯」は固であり、「坤」は安であり、

「震」は殺である。だから、「公侯の卦」と言っているのである。

附注の「比 合」については、『國語』吳語「而孩童焉比

謀」の章注に「比 合也」とあるのを参照。

注の「屯 固」については、上の傳文に「屯 固」とあるのを参照。

注の「坤 安」については、『易』坤卦の卦辭に「安貞吉」とあるのを参照。

注の「震 殺」については、昭公二十五年の傳文に「爲刑罰威獄 使民畏忌 以類其震 曜殺戮」とあるのを参照。また、『國語』晉語四に「車有震 武也」とあるのを参照。

なお、文公六年の傳文「其子何震之有」の注に「震威也」とあるのも参照。

團公侯之子孫 必復其始

㊦「萬」は、畢公高の後裔である。ここの傳は、（後に）魏の子孫が繁榮したことのために、本を張ったのである。

附『史記』魏世家に「魏之先 畢公高之後也」とあるのを参照。

なお、注のはじめの「畢萬」は、按勘記に従って、「萬畢」に改める。

〔閔公二年〕

②二年春王正月齊人遷陽

③傳はない。「陽」は、國名である。おそらく、齊人が無理やり徙したのである。

附注の「陽 國名」については、『漢書』地理志下「城陽國（中略）陽都」の注に「應劭曰 齊人遷陽 故陽國是」とあるのを参照。

注の「蓋齊人偪徙之」については、莊公十年「三月宋人遷宿」の注に「宋強遷之而取其地」とあるのを参照。

④夏五月乙酉吉禘于莊公

⑤三年の喪がおわると、新たな死者の主（位牌）を廟におさめ、（したがって）廟にあった舊い主は祧（大廟）に遷ることになり、これに因んで（大廟で）大祭し、昭穆をはっきりさせる。これを「禘」という。莊公の喪の期間がまだおわっていないのに、この時、別に廟を立て、廟が完成すると（すぐに）吉祭し、しかも、（その場所が）大廟ではなかった。だから、詳しく書いて、譏っていることを示したのである。

附注の前半については、僖公八年「秋七月禘于大廟 用致夫人」の疏に引く『釋例』に「三年喪畢 致新死之主 以進於廟 廟之遠主 當遷入祧 於是乃大祭於大廟 以審定昭穆 謂之禘」とあるのを参照。また、『禮記』王

制の疏に引く〈王肅論〉（聖證論）に「賈逵說 吉禘於莊公 禘者遷也 審遷昭穆 遷主遷位 孫居王父之處」とあるのを参照。なお、注の「祧」については、襄公九年の傳文「以先君之祧處之」の注に「諸侯以始祖之廟爲祧」とあるのを参照。

注の「莊公喪制未闋」については、公羊傳文に「三年之喪 實以二十五月」とあり、『禮記』三年間に「三年之喪 二十五月而畢」とあるのを参照。また、僖公三十三年に「十有二月」乙巳公薨于小寢（注 乙巳 十一月十二日 經書十二月 誤）とあり、文公二年「公子遂如齊納幣」の注に「僖公喪 終此年十一月」とあるのを参照（つまり、杜預も、二十五箇月説をとっている、ということである。ちなみに、ここはまた二十二箇月なのである）。

注の「吉祭」については、襄公十六年の傳文「寡君之末禘祀」の注に「禘祀 三年喪畢之吉祭」とあるのを参照。

⑥秋八月辛丑公薨

⑦實際には弑されたのに、「薨」と書き、また、地をいっていないのは、いづれもみな、史官の策書が諱んだのである。

附下の傳文に「秋八月辛丑共仲使卜齋賦公于武闈」とある。

なお、莊公三十二年「八月癸亥公薨于路寢」の注に「公薨 皆書其所 詳凶變」とあるのを参照。また、公羊傳文に「公薨何以不地 隱之也」とあり、穀梁傳文に「不地 故也」とあるのを参照。

經九月夫人姜氏孫于邾

⑩哀姜は外淫した（外姓と淫通した）から、「孫」に「姜氏」と稱しているのである。

附注の「哀姜外淫」については、下の傳文に「共仲通於哀姜」とある。なお、疏に「言外淫者 謂以外姓爲淫」とあるのを参照。

注の「孫稱姜氏」については、莊公元年に「三月夫人孫于齊」とあり、傳に「不稱姜氏 絶不爲親 禮也」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「賈服之説 皆以爲文姜殺夫罪重 故去姜氏 哀姜殺子罪輕 故不去姜氏」とある。

經公子慶父出奔莒

⑪閔公を弑したからである。

附下の傳文に「秋八月辛丑共仲使卜齋賊公子武闞（中略）共仲奔莒」とある。なお、莊公三十二年の傳文「冬十月己未共仲使圉人箠賊子般于黨氏」の注に「共仲 慶父」

とあるのを参照。

經冬齊高子來盟

⑫傳はない。「高子」とは、おそらく、高侯のことである。

う。齊侯が魯の内亂を平定させるために（高子を魯に）來させたのだが、（ちようど魯では）僖公が立ったばかりだったので、（高子は）ついでにそのまま（魯と）盟を結んだのである。だから、「使」と稱していないのである。魯人が彼を貴んだから、名を書いていないのである。「子」は、男子の美稱である。

附注の「蓋高侯也」については、莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高侯盟于防」とある。なお、『國語』齊語「桓公聞之 使高子存之」の韋注に「高子 齊卿 高奚敬仲也」とあるのを参照。

注の「不稱使」については、公羊傳文には「何以不稱使 我無君也」とあり、穀梁傳文には「不言使何也 不以齊侯使高子也」とある。

注の「魯人貴之 故不書名」については、公羊傳文に「何以不名 喜之也」とあり、穀梁傳文に「其曰高子 貴之也」とあるのを参照。

注の「子 男子之美稱」については、『禮記』曲禮下「列國之大夫 入天子之國 曰某士 自稱曰陪臣某 於外曰

子」の注に「子 有德之稱 魯春秋曰 齊高子來盟」とあるのを参照。また、宣公十年の穀梁傳文に「其日子尊之也」とあり、范注に「子者 人之貴稱」とあるのを参照。

⑩ 十有二月狄入衛

⑨ 「入」と書いているのは、その土地を占有することが出来なかつたからである。例は、襄公十三年にある。

附襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあり、注に「謂勝其國邑不有其地」とある。なお、その疏に引く『釋例』に「狄滅衛 而書入者 狄無文告 衛之君臣死盡 齊桓存之 以告諸侯 言狄已去 不能有其土地也」とあるのを参照。

なお、異説として、『詩』邶風〈定之方中〉の序疏に「傳言滅 經書入者 賈逵云 不與夷狄得志於中國」とある。

經鄭棄其師

⑪ 高克がにくまれて、長いあいだ召還されなかつたため、師は潰れ、克は陳に奔った。だから、克が、その事實を、ありのままに魯に赴告してきたのである。

附注の前半については、下の傳文に「鄭人惡高克 使帥師次于河上 久而弗召 師潰而歸 高克奔陳」とあるのを

参照。

注の後半については、莊公十七年「夏齊人殲于遂」の疏に引く『釋例』に「齊人殲于遂 鄭棄其師 亦時史即事以安文 或從赴辭 故傳亦不顯明義例也」とあるのを参照。

⑫ 二年春虢公敗犬戎于涇

⑬ 「犬戎」は、西戎で（主力とは）別に中國にいた者である。「涇」水は、隴西から出て、東へ流れ、黃河にそそいでいた。川が灣曲しているところを「洄」という。

附注の「犬戎 西戎別在中國者」については、『國語』周語上「穆王將征犬戎」の韋注に「犬戎 西戎之別名也」とあるのを参照。

注の「涇水 出隴西 東入河」については、疏に引く『釋例』に「涇水 出隴西狄道縣鳥鼠同穴山 東經南安天水洛陽扶風始平京兆 至弘農華陰縣入河」とあるのを参照。注の「水之隈曲曰洄」については、昭公元年の傳文「館於雒洄」の注に「水曲流爲洄」とあり、同二十四年の傳文「越大夫胥豈勞王於豫章之洄」の注に「洄 水曲」とあるのを参照。また、『書』召誥「攻位于洛洄」の疏に「鄭云 隈曲中也」とあるのを参照。

團舟之僑曰 無德而祿 殃也 殃將至矣 遂奔晉

④「舟之僑」は、號の大夫である。

附『國語』晉語二「舟之僑告諸其族」の韋注に「舟之僑號大夫」とあるのを参照。

團夏吉禘于莊公 速也

團初公傳奪卜齋田 公不禁

⑤「卜齋」は、魯の大夫である。公は、即位した時、年齢が八歳であり、(すでに)自分の傳(もりやく)を愛することを知っていたから、その希望どおりに、齋の田を奪わせたやっただのである。(そのため)齋はその傳をうらみ、(そのうらみは)公にまで及んだ。だから、慶父がそれにつけこんだのである。

附注の「卜齋 魯大夫也」については、『史記』魯世家「慶父使卜齋襲殺潛公於武閭」の〈集解〉に「賈逵曰 卜齋魯大夫也」とあるのを参照。

注の「公即位 年八歳」については、疏に「莊公三十二年注云閔公於是年八歳 此云即位年八歳者 閔公之年歳傳文不明 服虔於莊三十二年注云閔公於是年九歳 於此注云公即位時年九歳 傳二年注云閔公死時年九歳 杜知其不可 故於莊公之末注言年八歳 以異之 嗣子位定於初喪 言即位者 亦謂初立之年也」とある。

團秋八月辛丑共仲使卜齋賊公于武閭

⑥宮中の小門を「闈」という。

附哀公十四年の傳文「攻闈與大門」の注に「闈 宮中小門」とあるのを参照。また、『爾雅』釋宮に「宮中之門 謂之闈」とあるのを参照。また、『史記』魯世家「慶父使卜齋襲殺潛公於武閭」の〈集解〉に「賈逵曰(中略)宮中之門 謂之闈」とあるのを参照。

團成季以僖公適郟

⑦「僖公」は、閔公の庶兄で、成風の子である。

附下の傳文「成風聞成季之繇 乃事之」の注に「成風 莊公之妾 僖公之母也」とあるのを参照。

團共仲奔莒 乃入 立之 以賂求共仲于莒 莒人歸之 及密 使公子魚請

⑧「密」は、魯地である。瑯琊の費縣の北部に密如亭がある。「公子魚」とは、(下の)奚斯のことである。

附『詩』魯頌〈閔宮〉に「新廟奕奕 奚斯所作」とあり、毛傳に「有大夫公子奚斯者 作是廟也」とあるのを参照。

團不許 哭而往 共仲曰 奚斯之聲也 乃縊

⑨慶父の罪は重かったけれども、季子は、親親の恩をおし及ぼして、叔牙の場合と同じように、孟氏の族を存続させようとしたから、その罪をとり除いて、「殺」を書かなかつたのである。ただし、(叔牙の場合とは違って)

「卒」も書かなかつたのである。

〔附〕莊公三十二年に「秋七月癸巳公子牙卒」とあり、注に「飲  
 醜而死 不以罪告 故得書卒」とあるのを参照。また、  
 同年の傳文に「立叔孫氏」とあり、注に「不以罪誅 故  
 得立後世其祿」とあるのを参照。また、『史記』魯世家  
 に「慶父後爲孟氏也」とあるのを参照。

なお、注の「親親之恩」については、莊公三十二年の公  
 羊傳文に「行誅乎兄 隱而逃之 使託若以疾死然 親親  
 之道也」とあり、閔公元年の同傳文に「既而不可及 因  
 獄有所歸 不探其情而誅焉 親親之道也」とあり、閔公  
 二年の同傳文に「既而不可及 緩追逸賊 親親之道也」  
 とあるのを参照。

〔團〕閔公 哀姜之娣叔姜之子也 故齊人立之 共仲通於哀姜  
 哀姜欲立之 閔公之死也 哀姜與知之 故孫于邾 齊  
 人取而殺之于夷 以其尸歸

〔注〕僖公元年の、齊人が哀姜を殺したこと、のために傳した  
 のである。「夷」は、魯地である。

〔附〕僖公元年に「秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷 齊人以歸」と  
 あり、注に「傳在閔二年 不言齊人殺 諱之」とある。

〔團〕僖公請而葬之

〔注〕哀姜の罪は非常に重かつたのに、僖公がその喪（なきが  
 ら）をもらい受けたのは、外に對しては、齊との關係を

固持して誠實さを保ち、内に對しては、母と子とは（ど  
 んなことがあつても）絶縁しないという義を守り、國家  
 の大計をなさんとした、からである。

〔附〕注の「居厚」については、『老子』第三十八章に「大丈  
 夫處其厚 不居其薄 處其實 不居其華」とあるのを參  
 照。

〔團〕成季之將生也 桓公使卜楚丘之父卜之

〔注〕「卜楚丘」は、魯の卜をつかさどる大夫である。

〔附〕昭公五年の傳文「以示卜楚丘」の注に「楚丘 卜人姓名」  
 とあるのを参照。

〔團〕曰 男也 其名曰友 在公之右

〔注〕「右に在る」とは、政治を行なうということである。

〔團〕閔于兩社 爲公室輔

〔注〕「兩社」とは、周社と亳社（殷社）とである。兩社の間  
 は、朝廷の執政がいる所である。

〔附〕『史記』魯世家「閔于兩社 爲公室輔」の《集解》に「賈  
 逵曰 兩社 周社亳社也 兩社之間 朝廷執政之臣所  
 在」とあるのを参照。

なお、注の「周社」及び「亳社」については、定公六年  
 の傳文に「陽虎又盟公及三桓於周社 盟國人于亳社」と  
 あるのを参照。また、哀公四年に「六月辛丑亳社災」と

あり、注に「亳社 殷社 諸侯有之 所以戒亡國」とあるのを参照。

㊦季氏亡 則魯不昌

陶疏に「服虔云 謂季友出奔 魯弑二君 案傳 子般既死

乃云成季奔陳 閔公既死 乃云成季適邾 皆君死乃出

奔 非由出奔乃致君死 杜雖無注 義必不然 當謂季友

子孫與魯升降」とある。なお、『史記』魯世家に「季友

亡 則魯不昌」とあるのを参照。

㊧又筮之 遇大有

㊦下が乾(☰)で上が離(☲)のが、「大有」(☰☲)である。

㊨之乾

㊦下が乾(☰)で上が乾(☰)のが、「乾」(☰)である。

「大有」の六五(下から五番目の二)が(一に)變じて

「乾」となる、ということである。

㊩曰 同復于父 敬如君所

㊦(これは)筮者の言葉である。「乾」は、君父であり、「離」

が變じて「乾」となるから、「もどつて父と同じになり、

君と同じように敬われる」と言っているのである。

㊪『易』說卦傳に「乾(中略)爲君 爲父」とあるのを參

照。

なお、傳・注の「同復于父」の「復」は、意味がよくわ

からない。ここでは一應、疏に「離是乾子 還變爲乾」

とあるのに従つて、父にもどるの意に解しておくが、あるいは、『論語』顔淵「克己復禮」の「復」のように、「履」に通ずるとみることも可能かも知れない(?)。

㊫及生 有文在其手曰友 遂以命之

㊦そのまま名としたのである。

㊬冬十二月狄人伐衛 衛懿公好鶴 鶴有乘軒者

㊦「軒」は、大夫の車である。

陶僖公二十八の傳文「乘軒者三百人」の注、及び哀公十

五年の傳文「服冕乘軒」の注に、同文がみえる。なお、

定公十三年の傳文に「齊侯皆斂諸大夫之軒」とあるのを

參照。

なお、疏に「服虔云 車有藩曰軒」とある。

㊭將戰 國人受甲者皆曰 使鶴 鶴實有祿位 余焉能戰

公與石祁子玦 與甯莊子矢 使守

㊦「莊子」とは、甯速のことである。「玦」は、玉玦であ

る。

陶僖公二十六年に「春王正月己未公會莒子衛甯速盟于向」

とあり、注に「甯速 衛大夫莊子也」とあるのを參照。

また、『國語』晉語四「甯莊子言於公曰」の韋注に「莊

子 衛正卿 穆仲靜之子甯速」とあるのを參照。

㊮曰 以此贊國 擇利而爲之

⑧「贊」は、助である。「袂」は、それによって決斷すべきことを示し、「矢」は、それによって難をふせぐ（べき）ことを示したのである。

〔附〕襄公二十七年の傳文「能贊大事」の注に「贊 佐也」とあり、昭公元年の傳文「天贊之也」の注に「贊 佐助也」とあり、同二十六年の傳文「是攝是贊」の注に「贊 佐也」とあるのを参照。また、『禮記』中庸「可以贊天地之化育」の注に「贊 助也」とあるのを参照。

〔團〕與夫人繡衣 曰 聽於二子

⑨（「繡衣」は）その模様は順序がある點に取ったのである。

〔附〕『周禮』考工記（畫績）に「畫績之事 雜五色 東方謂之青 南方謂之赤 西方謂之白 北方謂之黑 天謂之玄 地謂之黃 青與白相次也 赤與黑相次也 玄與黃相次也 青與赤謂之文 赤與白謂之章 白與黑謂之黼 黑與青謂之黻 五采備謂之繡」とあるのを参照。また、莊公三十二年の傳文「聽於民」の注に「政順民心」とあるのを参照。なお、『禮記』祭義に「順以聽命」とあるのも参照。

〔團〕渠孔御戎 子伯爲右 黃夷前驅 孔嬰齊殿

⑩傳は、衛侯は、平素から人望を失っていたため、いざという時になって命令しても、誰も従わなかった、という

ことを言っているのである。

〔附〕注の「戒」については、宣公十二年の傳文に「軍政不戒而備」とあり、注に「戒 勅令」とあるのを参照。

〔團〕及狄人戰于癸澤 衛師敗績 遂滅衛

⑪この「癸澤」は、（河南ではなくて）河北にあったはずである。（衛は）君が死に國が散り散りになったのに、經が「滅」と書いていないのは、狄は（そもそも）赴告する能力がなく、衛も君臣が死にたえて、もはや赴告しようがなかったため、齊の桓公が（代わりに）諸侯に對して、「狄はすでにたち去り、衛は存續している」と赴告したから、單に「入」という表現をとったのである。

〔附〕注の「此癸澤當在河北」については、宣公十二年の傳文「楚潘黨逐之及癸澤」の注に「癸澤在癸陽縣東」とあるのを参照。また、『漢書』地理志上に「河南郡（中略）癸陽」とあるのを参照。

注の「君死」については、『史記』衛世家に「翟於是遂入 殺懿公」とあるのを参照。また、『詩』鄘風（載馳）の序「衛懿公爲狄人所滅」の鄭箋に「滅者 懿公死也 君死於位曰滅」とあるのを参照。

注の「國散」については、『詩』鄘風（載馳）の序に「國人分散」とあるのを参照。

注の「經不書滅者云云」については、經の注に「書入

不能有其地 例在襄十三年」とあるのを参照。また、襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあり、注に「謂勝其國邑不有其地」とあり、その疏に引く『釋例』に「狄滅衛而書入者 狄無文告 衛之君臣死盡 齊桓存之 以告諸侯 言狄已去 不能有其土地也」とあるのを参照。なお、注の最後の「以人爲文」の「人」は、按勘記に従って、「入」に改める。

團衛侯不去其旗 是以甚敗 狄人囚史華龍滑與禮孔 以逐衛人 二人曰 我 大史也 實掌其祭 不先 國不可得也

㊤夷狄は鬼神を畏れるから、「先に鬼神に申し上げなければならぬ」と言っておどしたのである。

團乃先之 至 則告守曰 不可待也

㊤「守」とは、石(祁子)・甯(莊子)の二大夫のことである。

團上の傳文に「公與石祁子決 與甯莊子矢 使守」とあるのを参照。

團夜與國人出 狄入衛 遂從之 又敗諸河

㊤衛が東に逃げて黄河を渡ろうとするところを、狄はさらに追いかけて敗ったのである。

團注の「東走渡河」については、『詩』鄘風〈定之方中〉の序に「衛爲狄所滅 東徙渡河」とあるのを参照。

團初惠公之即位也少

㊤おそらく、年齢は十五・六歳だったであろう。

團疏に「衛宣公以隱四年立 桓十二年卒 終始二十年耳

即位之後 乃納急子之妻 生壽及朔 朔既有兄 知其蓋年十五六耳」とある。

團齊人使昭伯烝於宣姜 不可 強之

㊤「昭伯」は、惠公の庶兄で、宣公の子の頑である。昭伯がいやがったのである。

團「詩」鄘風〈牆有茨〉の序に「牆有茨 衛人刺其上也

公子頑通乎君母 國人疾之 而不可道也」とあり、鄭箋に「宣公卒 惠公幼 其庶兄頑烝於惠公之母」とあり、

疏に「服虔云 昭伯 衛宣公之長庶 伋之兄 宣姜 宣公夫人 惠公之母」とあるのを参照。ただし、『史記』

衛世家には「太子伋同母弟二人 其一曰黔牟(中略)其二曰昭伯」とある。

團生齊子戴公文公宋桓夫人許穆夫人 文公爲衛之多患也

先適齊 及敗 宋桓公逆諸河

㊤衛の敗殘の衆を迎えたのである。

團胥濟

㊤夜に渡ったのは、狄を畏れてである。

團衛之遺民男女七百有三十人 益之以共滕之民爲五千人

㊤「共」及び「滕」は、衛の別邑である。

## 團立戴公以廬于曹

㊦「廬」は、舍である。「曹」は、衛の下邑である。「戴公」は、名が申である。立って一年（以内）で卒したので、（ついで）文公を立てた。

附注の「廬 舍也」については、襄公三十年の傳文「廬井有伍」の注に、同文がみえる。なお、『詩』大雅〈公劉〉「于時處處 于時廬旅」の毛傳に「廬 寄也」とあり、鄭箋に「廬 舍其賓旅」とあるのを参照。

注の「立一年卒」（按勘記に従って、「其」を「一」に改める）については、『詩』鄘風〈定之方中〉序の鄭箋に「戴公立一年而卒」とあり、疏に「服虔云 戴公卒在於此年」とあるのを参照。また、『史記』衛世家に「戴公申元年卒」とあるのを参照。

注の「而立文公」については、下の傳文「元年革車三十乘 季年乃三百乘」の注に「衛文公以此年冬立」とあるのを参照。

## 團許穆夫人賦載馳

㊦「載馳」は、『詩』の衛風である。許の穆公夫人は、衛の滅亡をいたみ、歸って見舞いたいと思っただけでも、（婦人の義として）許されなかったから、（せめて）詩を作ることによって心情を吐露したのである。

附注の「載馳 詩衛風也」について。「載馳」は、實は鄘

風に屬する。この點については、襄公二十九年の傳文に

「吳公子札來聘（中略）請觀於周樂 使工爲之歌周南召南（中略）爲之歌邶鄘衛 曰 美哉淵乎 憂而不困者也 吾聞衛康叔武公之德如是 是其衛風乎」とあるのを參照。また、同三十一年の傳文に「衛詩曰 威儀棣棣 不可選也」とあり、注に「詩 邶風」とあるのを参照。なお、前者の疏に引く鄭玄〈詩譜〉に「武王伐紂 以其京師封紂子武庚爲殷後 庶殷頑民被紂化日久 未可以建諸侯 乃三分其地置三監 管叔蔡叔霍叔使尹而監教之 自紂城而北謂之邶 南謂之鄘 東謂之衛 武王崩後五年 周公居攝 三監道武庚叛 成王既黜殷命殺武庚 復伐三監 更於此三國建諸侯 以殷餘民封康叔於衛 使爲之長

後世子孫稍彊 兼并彼二國 混其地而名之」とあり、「作者各有所傷 從其本國 分而異之 故爲邶鄘衛之詩焉」とあるのを參照。つまり、邶風・鄘風・衛風の三者を總稱して衛風とも言い得る、ということである。ちなみに、文公十三年の傳文「子家賦載馳之四章」の注には「載馳 詩鄘風」とある。

注の「許穆夫人云云」については、『詩』鄘風〈載馳〉の序に「許穆夫人閔衛之亡 傷許之小力不能救 思歸唁其兄 又義不得 故賦是詩也」とあるのを參照。また、『荀子』儒效に「詩言是其志也」とあり、『莊子』天下

に「詩以道志」とあるのを参照。

〔齊侯使公子無虧帥車三百乘甲士三千人以成曹〕

④「無虧」は、齊の桓公の子の武孟である。兵車や甲士を賦與することは、普通とは違うから、傳が特別に書きあらわしたのである。

〔齊侯公十七年の傳文に「齊侯之夫人三 王姬徐嬴蔡姬 皆無子 齊侯好内多内寵 内嬖如夫人者六人 長衛姬生武孟」とあり、注に「武孟 公子無虧」とあるのを参照。〕

〔齊歸公乘馬祭服五稱牛羊豕雞狗皆三百與門材〕

⑤「歸」は、遺（おくる）である。四頭の馬を「乗」という。ひとえの衣とあわせの衣とがそなわるの（衣一揃い）を「稱」という。「門材」は、先に門戸を立てさせるためである。

〔齊注の「歸 遺也」については、隱公元年「秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵」の注に「歸者 不反之辭」とあるのを参照。〕

注の「四馬曰乘」については、僖公二年の傳文「屈産之乘」の注に、同文がみえる。なお、『詩』大雅（崧高）「路車乘馬」の毛傳に「乘馬 四馬也」とあるのを参照。ただし、異説として、韋大炎『春秋左傳讀』に「乘馬者通指當乘之馬 非四匹曰乘之謂也」とある。ちなみに、昭公六年の傳文に「以其乘馬八匹私面」とあり、同二十

年の傳文に「衛侯以爲乘馬」とあり、同二十九年の傳文に「衛侯來獻其乘馬 曰啓服」とあって、これらの「乘馬」は、いづれもみな、杜預に注はないが、四馬とは解せないものである。

注の「衣單複具曰稱」については、『禮記』喪大記に「袍必有表不禪 衣必有裳 謂之一稱」とあるのを参照。

〔齊歸夫人魚軒〕

⑥「魚軒」は、夫人の車で、魚の皮を飾りにしたものである。

〔齊上の傳文「鶴有乘軒者」の注に「軒 大夫車」とあるのを参照。また、『詩』小雅（采芣）「象弭魚服」の毛傳に「魚服 魚皮也」とあり、疏に「左傳曰 歸夫人魚軒 服虔云 魚 獸名 則魚皮又可以飾車也 陸機疏曰 魚服 魚獸之皮也 魚獸似猪 東海有之 其皮 背上班文 腹下純青」とあるのを参照。〕

〔齊重錦三十兩〕

⑦「重錦」は、錦の精美なものである。長さ二丈のもの二つをむかい合わせに巻くから、「兩」というのである。「三十兩」は、三十匹である。

〔齊昭公二十六年の傳文「以幣錦二兩」の注に「二丈爲一端 二端爲一兩 所謂匹也 二兩 二匹」とあるのを参照。また、『禮記』雜記下「納幣一束 束五兩 兩五尋」の

注に「十个爲束 貴成數 兩兩者合其卷 是謂五兩 八尺曰尋 五兩五尋 則每卷二丈也 合之 則四十尺 今謂之匹 猶匹偶之云與」とあるのを参照。  
 なお、異説として、疏に「服虔云 重 牢也」とある。

團鄭人惡高克 使帥師次于河上 久而弗召 師潰而歸 高克奔陳

㊦「高克」は、鄭の大夫である。利を好んで、その君を顧みなかったため、文公は彼をにくんだが、遠ざけることが出来なかった。そこで、師をひきい（て黄河のほとりに駐屯）させたまま、召還しなかったのである。

附『詩』鄭風〈清人〉の序に「高克好利而不顧其君 文公惡而欲遠之 不能」とあるのを参照。

團鄭人爲之賦清人

㊦「清人」は、『詩』の鄭風である。文公が、臣を退けるのに正道によらず、國を危くし師を失う本である、ことを譏つたのである。

附『詩』鄭風〈清人〉の序に「清人刺文公也（中略）公子素惡高克進之不以禮 文公退之不以道 危國亡師之本 故作是詩也」とあるのを参照。

團晉侯使大子申生伐東山臯落氏

㊦「東山」は、赤狄の別種である。「臯落」は、その氏族である。

附『史記』晉世家「晉侯使大子申生伐東山」の〈集解〉に「賈逵曰 東山 赤狄別種」とあるのを参照。  
 團里克諫曰 大子奉冢祀社稷之粢盛

㊦「里克」は、晉の大夫である。「冢」は、大である。

附注の「里克 晉大夫」については、『史記』晉世家「里克諫獻公曰」の〈集解〉に「賈逵曰 里克 晉卿里季也」とあるのを参照。

注の「冢 大也」については、昭公十三年の傳文「初共王無冢適」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁に「冢 大也」とあるのを参照。

團以朝夕視君膳者也

㊦「膳」は、廚膳（食事）である。

附『史記』晉世家「以朝夕視君膳者也」の〈集解〉に「服虔曰 廚膳飲食」とあるのを参照。

團故曰冢子 君行則守 有守則從 從曰撫軍 守曰監國 古之制也 夫帥師 專行謀

㊦師をひきいる者は、必ず、獨斷で軍事を謀るのである。  
 附『史記』晉世家「有守則從」の〈集解〉に「服虔曰 有代大子守則從之」とあり、同「從曰撫軍」の〈集解〉に「服虔曰 助君撫循軍士」とある。

## 團誓軍旅

① 號令を宣布するのである。

團君與國政之所圖也 非大子之事也

② 「國政」とは、正卿のことである。

附『史記』晉世家「君與國政之所圖也」の〈集解〉に「賈逵曰 國政 正卿也」とあるのを参照。

團師在制命而已

③ 命令は、將軍がきめるべきものである。

團稟命則不威 專命則不孝 故君之嗣適 不可以帥師 君失其官 帥師不威 將焉用之

④ 大子が師をひきいるということは、官職の任命をあやまっているということである。勝手に命令すれば不孝になるということは、將軍として必ず威嚴がないということである。

團且臣聞臯落氏將戰 君其舍之 公曰 寡人有子 未知其

誰立焉 不對而退 見大子 大子曰 吾其廢乎 對曰 告之以臨民

⑤ 曲沃にいたことをいう。

附元年の傳文に「還 爲大子城曲沃」とあるのを参照。

團教之以軍旅

⑥ 下軍の將となったことをいう。

附元年の傳文に「晉侯作二軍 公將上軍 大子申生將下軍」

とあるのを参照。また、『史記』晉世家「教以軍旅」の〈集解〉に「賈逵曰 將下軍」とあるのを参照。

團不共是懼 何故廢乎 且子懼不孝 無懼弗得立 脩己而不責人 則免於難 大子帥師 公衣之偏衣

⑦ 「偏衣」とは、左右で色を違え、その半分は公の服に似せたものである。

附『史記』晉世家「公衣之偏衣」の〈集解〉に「服虔曰

偏袷之衣 偏異色 駁不純 袷在中 左右異 故曰偏衣」とあるのを参照。また、『國語』晉語一「衣躬之偏」の章注に「偏 半也 分身之半以授大子」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「毋懼不得立」の〈集解〉に「服虔曰 不得立己也」とある。

團佩之金玦

⑧ 金屬で玦をつくったのである。

附『史記』晉世家「佩之金玦」の〈集解〉に「服虔曰 以金爲玦也」とあるのを参照。また、上の傳文「公與石祁子決」の注に「玦 玉玦」とあるのを参照。

團狐突御戎 先友爲右

⑨ 「狐突」は、伯行で、重耳の外祖父である。申生の御者となったのである。申生は、大子の身で、上軍の將となつたのである。

附莊公二十八年の傳文に「大戎狐姬生重耳」とあるのを参照。また、『國語』晉語一「狐突御戎」の韋注に「狐突晉同姓 唐叔之後 狐偃之父狐突伯行也」とあるのを参照。また、同晉語四に「狐氏出自唐叔 狐姬 伯行之子也 實生重耳」とあり、韋注に「狐氏 重耳外家 與晉俱唐叔之後 別在大戎者 伯行 狐氏字」とあるのを参照。

團梁餘子養御罕夷 先丹木爲右

⑩「罕夷」は、晉の下軍の脚である。「梁餘子養」は、罕夷の御者となったのである。

團羊舌大夫爲尉

⑪「羊舌大夫」は、叔向の祖父である。「尉」は、軍尉である。

附注の前半については、宣公十五年の傳文「羊舌職説是賞也」の注に「職 叔向父」とあり、襄公十六年の傳文「羊舌肸爲傅」の注に「肸 叔向也」とあるのを参照。なお、疏に引く『譜』に「羊舌氏 晉之公族 羊舌 其所食邑也 或曰 羊舌氏 姓李名果 有人盜羊而遺其頭 不敢不受 受而埋之 後盜羊事發 辭連李氏 李氏掘羊頭而示之 以明己不食 唯識其舌 舌存得免 號曰羊舌氏也」とある。

注の後半については、成公十八年の傳文に「卿無共御

立軍尉以攝之」とあるのを参照。また、『國語』晉語七に「祁奚辭於軍尉（中略）公使祁午爲軍尉」とあるのを参照。

團先友曰 衣身之偏

⑫「偏」は、半である。

附『國語』晉語一「衣躬之偏」の韋注に「偏 半也」とあるのを参照。

團握兵之要

⑬金珠をおびて上軍の將となったことをいう。

附『國語』晉語一「握金珠」の韋注に「金珠 兵要也」とあり、同「金珠之權」の韋注に「金珠 以兵決事也」とあり、同「握兵之要」の韋注に「握兵之要 金珠之勢也 金爲兵 珠所以圖事決計也 故爲兵要」とあるのを参照。

團在此行也 子其勉之 偏躬無慝

⑭（君が）自身をわけて、その半分を着せたのは、惡意ではない。

附『國語』晉語一「偏躬無慝」の韋注に「慝 惡也 衣身

之半 君無惡意也」とあるのを参照。

團兵要遠災

⑮威權が自分があれば、害を遠ざけることが出来る。附『國語』晉語一「兵要遠災」の韋注に「握兵之勢 欲令

天子遠災害也」とあるのを参照。

團親以無災 又何患焉 狐突歎曰 時事之徵也

④歎いたのは、先友は君の本心を察知していない、と思つたからである。

團衣 身之章也

④貴賤をあらわすのである。

附莊公二十四年の傳文「以章物也」の注に「章所執之物

別貴賤」とあるのを参照。

團佩 衷之旗也

④「旗」は、表である。その人の中心（まごころ）を表明するためのものである。

附昭公元年の傳文に「舉之表旗而著之制令」とあるのを参

照。

團故敬其事 則命以始

④賞賜は、春・夏に行なうのである。

附襄公二十六年の傳文に「賞以春夏 刑以秋冬」とあり、

注に「順天時」とあるのを参照。

團服其身 則衣之純

④必ず純色（一色）のものを身につけるのである。

團用其衷 則佩之度

④「衷」は、中である。玉をおびるのが、士君子のきまりである。

附注の「衷 中也」については、僖公二十八年の傳文「今

天誘其衷」の注に、同文がみえる。なお、『國語』晉語

四「衷而思始」の章注に「衷 中也」とあるのを参照。

團今命以時卒 闕其事也

④冬十二月は、どん詰まりの時である。

團衣之彤服 遠其躬也

④「彤」は、雜色である。

附『周禮』考工記〈玉人〉「天子用全 上公用龍」の注に

「鄭司農云 全 純色也 龍當爲彤 彤謂雜色」とある

のを参照。

團佩以金玦 弃其衷也 服以遠之 時以闕之 彤涼冬殺

金寒玦離 胡可恃也

④「寒」・「涼」・「殺」・「離」は、温潤（やさしさ）がないことを言っているのである。「玦」は、環に似ているが、

一部分が缺けて、つながっていない（から、「離」と言っている）のである。

附『荀子』大略に「絶人以玦 反絶以環」とあり、『白虎

通』諫諍に「賜之環則反 賜之玦則去」とあるのを参照。

團雖欲勉之 狄可盡乎 梁餘子養曰 帥師者受命於廟 受

振於社

④「振」は、社を祭る肉で、振器に盛るのである。

附成公十三年の傳文「成子受振于社 不敬」の注に「振

宜社之肉也 盛以脰器 故曰脰 宜 出兵祭社之名」とあり、定公十四年「天王使石尚來歸脰」の注に「脰 祭社之肉 盛以脰器」とあるのを参照。また、『詩』大雅〈縣〉「迺立冢土 戎醜攸行」の鄭箋に「春秋傳曰 脰 宜社之肉」とあり、『説文』に「脰 社肉 盛以脰 故謂之脰」とあるのを参照。また、『國語』晉語五「受命於廟 受脰於社」の韋注に「脰 宜社之肉 盛以脰器」とあるのを参照。

なお、注の「宜社」については、『爾雅』釋天に「起大 事動大衆 必先有事乎社 而後出 謂之宜」とあるのを 参照。また、「脰器」については、『周禮』掌蠶に「祭祀 共蠶器之蠶」とあり、注に「蠶之器 以蠶飾 因名焉」とあるのを参照。

團有常服矣 不獲而彪 命可知也

④韋弁服が、いくさでのきまりである。「彪」は、偏衣である。

附『周禮』司服に「凡兵事韋弁服」とあり、注に「韋弁 以韠韋爲弁 又以爲衣裳 春秋傳曰 晉郤至衣韠韋之跗 注 是也」とあるのを参照。

團死而不孝 不如逃之 罕夷曰 彪奇無常

④雑色は、奇怪で異常な服である。

附『國語』晉語一に「天子殆哉 君賜之奇 奇生怪 怪生

無常 無常不立」とあるのを参照。また、『周禮』閭人に「奇服怪民不入宮」とあり、注に「奇服 衣非常 春秋傳曰 彪奇無常」とあるのを参照。

團金玦不復 雖復何爲 君有心矣

④大子をそこなわんとする心がある。

團先丹木曰 是服也 狂夫阻之

④「阻」は、疑である。狂人でも、疑點があることがわかる、ということである。

附嵇康〈與呂長悌絕交書〉に「足下陰自阻疑」とあるのを 参照。

なお、異説として、疏に「服虔云 阻 止也 方相之士 蒙玄衣朱裳 主索室中毆疫 號之爲狂夫 止此服 言 君與大子以狂夫所止之服衣之」とあり、また、『國語』 晉語一「且是衣也 狂夫阻之衣也」の韋注に「狂夫 方 相氏之士也 阻 古詛字 將服是衣 必先詛之」とある。 ちなみに、『周禮』夏官の序官に「方相氏 狂夫四人」とある。

團曰 盡敵而反

④「曰」は、公の言葉である。

團敵可盡乎 雖盡敵 猶有內讒 不如違之

④「違」は、去である。

附哀公二十七の傳文「違殺七里 殺人不知」の注に、同

文がみえる。なお、『禮記』表記「事君三違而不出竟則利祿也」の注に「違猶去也」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「離違而得所」の韋注に「違 去也」とあるのを参照。

㊦ 狐突欲行

㊦ 「行」もまた、去である。

㊦ 桓公十六年の傳文「壽子告之 使行」の注、僖公五年の傳文「宮之奇以其族行」の注などに、「行 去也」とあるのを参照。また、『國語』晉語二「將行 以其族適晉」の韋注に「行 去也」とあるのを参照。

㊦ 羊舌大夫曰 不可 違命不孝 弃事不忠 雖知其寒 惡不可取 子其死之

㊦ 「寒」は、薄である。

㊦ 天子將戰 狐突諫曰 不可 昔辛伯諫周桓公

㊦ 「諫」は、告である。事は、桓公十八年にある。

㊦ 注の「諫 告也」については、『國語』晉語七「使果敢者諫之」の韋注に「諫 告也」とあるのを参照。

注の「事在桓十八年」については、桓公十八年の傳文に「周公欲弑莊王而立王子克 辛伯告王 遂與王殺周公黑肩 王子克奔燕 初子儀有寵於桓王 桓王屬諸周公 辛伯諫曰 並后 匹嫡 兩政 耦國 亂之本也 周公弗從

故及」とある。

㊦ 云 内寵並后 外寵二政 嬖子配適 大都耦國 亂之本也 周公弗從 故及於難 今亂本成矣

㊦ 驪姬が「内寵」にあたり、二人の五が「外寵」にあたり、奚齊が「嬖子」にあたり、曲沃が「大都」にあたる。だから、「亂の本が揃った」と言っているのである。

㊦ 莊公二十八年の傳文に「晉伐驪戎 驪戎男女以驪姬 歸生奚齊 其娣生卓子 驪姬嬖 欲立其子 賂外嬖梁五 與東關嬖五 使言於公曰（中略）晉侯說之 夏使大子居曲沃 重耳居蒲城 夷吾居屈 羣公子皆鄙 唯二姬之子在絳 二五卒與驪姬譖羣公子而立奚齊 晉人謂之二五耦」とあるのを参照。なお、楊伯峻『春秋左傳注』に「或以大都指曲沃 但居曲沃者爲申生本人 不爲晉國之害 古人援前聞證今事 皆取其大致 不必事事符同」とある。

㊦ 立可必乎 孝而安民 子其圖之

㊦ 身をささげるのが「孝」であり、戦わないのが「安民」である。

㊦ 與其危身以速罪也

㊦ （戦って）功績をあげれば、ますます迫害されるから、「（戦で）身を危くして罪を招くのと、どちらがよいか」と言っているのである。

㊦ 成風聞成季之繇 乃事之

㊦「成風」は、莊公の妾で、僖公の母である。「繇」は、卜筮による判断の言葉である。

附注の前半については、上の傳文「成季以僖公適邾」の注に「僖公 閔公庶兄 成風之子」とあるのを参照。

注の後半については、僖公四年の傳文「且其繇曰」の注に「繇 卜兆辭」とあり、襄公十年の傳文「姜氏問繇」の注に「繇 兆辭」とあるのを参照。なお、『易』繫辭傳下「其稱名也 雜而不越」の注「況又繇之辭也」の（釋文）に「服虔云 抽也 抽出吉凶也」とある。

㊧而屬僖公焉 故成季立之

㊨僖之元年齊桓公遷邢于夷儀 二年封衛于楚丘 邢遷如歸 衛國忘亡

㊩滅亡の困苦を忘れることが出来たのである。

㊪衛文公大布之衣大帛之冠

㊫「大布」は、粗布（あらぬの）であり、「大帛」は、厚繒（あらぎぬ）である。おそらく、諸侯が諒闇する（心喪する）時の服を用いたのであろう。

㊬務材訓農 通商惠工

㊭（「惠工」とは）各種の工人に恩恵を與え、彼らがたくみに器物を作るのを賞したのである。

㊮襄公二十五年の傳文に「我先王賴其利器用也 與其神明之後也」とあり、また、昭公十七年の傳文に「五雉爲五工正 利器用 正度量 夷民者也」とあるのを参照。

㊯敬教勸學 授方任能

㊰「方」は、諸事の宜（適切さ）である。

㊱襄公九年の傳文「官不易方」の注に「方猶宜也」とあるのを参照。

㊲元年革車三十乘 季年乃三百乘

㊳衛の文公がこの年の冬に立ち、齊の桓公が（この年の冬に）始めて魯の内亂を平定したから、傳は、これに因んで、齊が覇者となったわけと、衛が興起したわけとを、言ったのである。「革車」は、兵車である。「季年」とは、僖公二十五年にある。おそらく、散り散りになったのをよび集めたから、十倍の人数にまですることが出来たのであろう。

附注の「衛文公以此年冬立」については、上の傳文「立戴公以廬于曹」の注に「戴公名申 立一年卒 而立文公」とあるのを参照。

注の「齊桓公始平魯亂」については、上の經「冬齊高子來盟」の注に「齊侯使來平魯亂」とあるのを参照。

注の「革車 兵車」については、『禮記』明堂位「革車千乘」の注に「革車 兵車也」とあるのを参照。また、

『孟子』盡心下「革車三百兩」の趙注に「革車 兵車也」とあるのを参照。

注の「季年在僖二十五年」については、僖公二十五年に

「夏四月癸酉衛侯燬卒」とあり、「葬衛文公」とある。

注の「招懷迸散」については、上の傳文「及狄人戰于葵澤 衛師敗績 遂滅衛」の注に「君死國散」とあるのを参照。

〔僖公元年〕

經元年春王正月

經齊師宋師曹師次于聶北救邢

④齊が諸侯の師をひきいて邢を救わんとし、聶北に次したのは、兵を引き止めて（敵の）すきをうかがい、好機を待ったのである。「次」の例は、莊公三年にある。「聶北」は、邢地である。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「所記或次在

事前 次以成事也 或次在事後 事成而次也 皆隨事實

無義例也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に

「公羊以爲 此言次于聶北救邢 與襄二十三年叔孫豹救晉次于雍榆 二事相反 爲之作說 言 此是君也 進止自由 彼是臣也 先通君命 賈服取以爲說」とある。な

お、注の「觀釁」については、宣公十二年の傳文に「會聞 用師 觀釁而動」とあるのを参照（ただし、その注には「釁 罪也」とある）。

注の「次例在莊三年」については、莊公三年の傳文に「凡師 一宿爲舍 再宿爲信 過信爲次」とある。

經夏六月邢遷于夷儀

④邢が遷るとき、本國に歸るようであった（閔公二年傳文）から、自分で遷ったという表現をとっているのである。

「夷儀」は、邢地である。

附莊公元年「齊師遷紀邢鄆部」の疏に引く『釋例』に「邢

遷于夷儀 則以自遷爲文 宋人遷宿 齊人遷陽 則以宋

齊爲文 各從彼此所遷之實 記注之常辭 亦非例也」とあるのを参照。

經齊師宋師曹師城邢

④傳例に「患難を救い、災害を分擔するのが、禮である」とある（下の傳文）。一連の事件であるのに、再び三國を列擧しているのは、表現として、「諸侯師」とは言えない、からである。

附公羊傳文に「此一事也 曷爲復言齊師宋師曹師 不復言師 則無以知其爲一事也」とあるのを参照。また、五年の公羊傳文に「諸侯何以不序 一事而再見者 前目而後

凡也」とあるのを参照。

經秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷 齊人以歸

④傳は、閔公二年にある。「齊人が殺した」と言っていないのは、諱んだのである。地を書いているのは、外で薨じたことを明らかにしたのである。

附閔公二年の傳文に「閔公 哀姜之姊叔姜之子也 故齊人

立之 共仲通於哀姜 哀姜欲立之 閔公之死也 哀姜與

知之 故孫于邾 齊人取而殺之于夷 以其戶歸」とあり、

注に「爲僖元年齊人殺哀姜傳 夷 魯地」とあるのを參照。また、穀梁傳文に「夫人薨不地 故也」とある

のを參照。なお、『禮記』喪大記に「君夫人卒於路寢」とあり、注に「言死者必皆於正處也」とあるのも參照。

經楚人伐鄭

④荆が（ここで）始めて、號を改めて「楚」と稱したのである。

附莊公十年に「秋九月荆敗蔡師于莘」とあり、注に「荆 楚本號 後改爲楚」とあるのを參照。

經八月公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾人于榿

④「榿」は、宋地である。陳國の陳縣の西北部に榿城があ

る。公は、會に出席したのに、「盟」を書いていないのは、もどって、盟として報告しなかった、からである。

附疏に引く『釋例』に「盟于鄆 盟于鞏 盟于戚 公既在

會 而不書其盟 以理推之 會在盟前 知非後盟也 蓋

公還 告會而不告盟也」とあるのを參照。

經九月公敗邾師于偃

④「偃」は、邾地である。

經冬十月壬午公子友帥師敗莒師于鄆 獲莒擘

④「鄆」は、魯地である。「擘」は、莒子の弟である。「弟」と書いていないのは、卿ではなかったからである。卿でなければ（普通、經に）書かないはずであるが、（ここ

では）季友の功績をよみするから、特別に、彼が獲た者を書いたのである。大夫は、生・死いづれの場合もみな、

「獲」という。「獲」の例は、昭公二十三年にある。

附注の前半については、下の傳文に「冬莒人來求賂 公子

友敗諸鄆 獲莒子之弟擘 非卿也 嘉獲之也」とあるの

を參照。また、疏に引く『釋例』に「莒擘非卿 非卿則

不應書 今嘉獲 故特書之 特書猶不稱弟 明諸書弟者

皆卿也」とあるのを參照。

注の後半については、昭公二十三年に「胡子髡沈子逞滅

獲陳夏鬻」とあり、注に「大夫死生通曰獲」とあり、また、その傳に「君臣之辭也」とあり、注に「國君・社稷之主 與宗廟共其存亡者 故稱滅 大夫輕 故曰獲」とある。なお、昭公二十三年の公羊傳文に「君死于位曰滅 生得曰獲 大夫死皆曰獲」とあるのを参照。  
 なお、經・注の「拏」は、按勘記に従って、「拏」に改める。

經十有二月丁巳夫人氏之喪至自齊

⑩傳公がもらい受けて葬ったから、廟に報告して、喪（なきがら）の到着（or 歸還）を書いたのである。齊侯が、哀姜を殺して、その尸（なきがら）を持ち歸り、彼女を魯と絶縁させたところ、僖公が、その喪をもらい受けてもどった、ということであるから、「姜」と稱していないのは、（貶したわけではなくて、單なる）闕文である。  
 閔公二年の傳文に「閔公之死也 哀姜與知之 故孫于邾 齊人取而殺之于夷 以其尸歸 僖公請而葬之」とあり、注に「哀姜之罪已重 而僖公請其喪還者 外欲固齊以居厚 內存母子不絶之義 爲國家之大計」とあるのを参照。  
 なお、異説として、疏に「賈逵云 殺子輕 故但貶姜」とある。ちなみに、公羊傳文には「夫人何以不稱姜氏 貶 曷爲貶 與弒公也」とあり、殺梁傳文には「其不言

姜 以其殺二子貶之也 或曰 爲齊桓諱殺同姓也」とある。

經元年春不稱即位 公出故也

⑪國が亂れ、自身も（いったん國を）出て、また入ったから、即位の禮に關けたところがあったのである。

閔公二年の傳文に「秋七月辛丑共仲使卜齋賊公于武闕

成季以僖公適邾 共仲奔莒 乃入 立之」とあるのを参照。なお、疏に「言公出故者 公出而復歸 即位之禮有關 爲往年公出奔之故 非言應即位之時 公在外也」とある。

閔公出復入 不書 諱之也 諱國惡 禮也

⑫惡をおおいかくし、善をほめあげる、ということとは、君と親と（最も重要なもの）に對する義であるから、（春秋）には）諱むという通例があるのである。（ただし）いづれもみな、當時の臣子が、自己の判斷でかくしたものであるため、（かくかくの場合には）深く（諱み、しかし）かじかの場合には）淺く（諱む）といったようなきまりがなかったのを、聖賢（孔子）は、それにそのまま従うことよって、人としての道理を知らしめたのである。（常にでは、まずいが）時として許す（諱む）のは、かまわない」と。

附注の「掩惡揚善 義存君親」については、『白虎通』諡に「天子崩 大臣至南郊諡之者何 以爲人臣之義 莫不欲褒稱其君 掩惡揚善者也」とあるのを参照。また、『易』〈大有〉の象傳に「火在天上大有 君子以遏惡揚善 順天休命」とあり、『禮記』中庸に「子曰 舜其大知也與 舜好問而好察邇言 隱惡而揚善 執其兩端 用其中於民 其斯以爲舜乎」とあるのを参照。また、『禮記』坊記に「子云 善則稱君 過則稱己 則民作忠（中略）子云 善則稱親 過則稱己 則民作孝」とあるのを参照。注の「有時而聽之 可也」については、疏に引く『釋例』に「有時而聽之 則可也 正以爲後法 則不經 故不奪其所諱 亦不爲之定制」とあるのを参照。

### 團諸侯救邢

⑨實は大夫であるのに、「諸侯」といつているのは、衆國をまとめた言い方である（諸國という意味であって、諸國の君という意味ではない）。

附上の經に「齊師宋師曹師次于聶北救邢」とある。なお、莊公十四年に「春齊人陳人曹人伐宋」とあり、傳に「春諸侯伐宋」とあり、注に「經書人 傳言諸侯者 摠衆國之辭」とあるのを参照。

### 團邢人潰 出奔師

⑩聶北の師に逃げ込んだのである。邢が潰れたことを（經に）書いていないのは、赴告してこなかったからである。團師遂逐狄人 具邢器用而遷之 師無私焉

⑪全てをそろえて邢人にかえし、何も横取りしなかったのである。

附注の「撰具」については、『論語』先進「異乎三子者之撰」の〈集解〉に「撰 具也」とあるのを参照。

團夏邢遷于夷儀 諸侯城之 救患也 凡侯伯救患分災討罪

禮也

⑫「侯伯」は、州長である。（二分）とは、穀・帛をわけるのである。

附「國語」周語下「祚四嶽國 命以侯伯」の章注に「命爲侯伯 使長諸侯也」とあるのを参照。

團秋楚人伐鄭 鄭即齊故也 盟于鞏 謀救鄭也

⑬「鞏」は、裡に他ならない。（一つの）地に、二つの名があつたのである。

附上の經に「八月公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾人于榿」とある。

團九月公敗邾師于偃 虛丘之戍將歸者也

⑭「虛丘」は、邾地である。邾人が哀姜を送りとどけてひ

きかえずと、齊人が彼女を殺したので、(邾人は)その機に乗じて、虚丘の守備を固め、魯を侵そうとした。(ところが)公が義によって齊に要求し、齊が姜氏の喪(なきがら)を(魯に)送りがえすことになったので、邾人は懼れて(虚丘から)ひきあげようとした。だから、公がそれを待ち伏せして敗ったのである。

附 閔公二年の傳文に「閔公之死也 哀姜與知之 故孫于邾 齊人取而殺之于夷 以其戸歸 僖公諱而葬之」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔云 虚丘 魯邑 魯有亂 邾使兵戍虚丘 魯與邾無怨 因兵將還 要而敗之 所以惡僖公也」とある。

團 冬 莒人來求賂

⑨ 慶父をかえしたことに對する賂を要求したのである。

團 公子友敗諸鄆 獲莒子之弟擘 非卿也 嘉獲之也

⑩ 莒は、魯のために慶父を討つことが出来なかつたばかりか、(一度)魯の賂を受けとっておきながら、(今)ここで再度やって来て、その要求が、飽くことを知らなかつたから、季友が獲たことをよみして(特別に)書いたのである。

附 閔公二年の傳文に「共仲奔莒(中略) 以賂求共仲于莒 莒人歸之」とあるのを参照。また、經の注に「嘉季友之

功 故特書其所獲」とあるのを参照。

團 公賜季友汶陽之田及費

⑪ 「汶陽(之)田」は、汶水の北の地である。汶水は、泰山の萊蕪縣から出て、西へ流れ、濟水にそいでいた。

附 注の前半については、二十八年の傳文「漢陽諸姬 楚實盡之」の注に「水北曰陽」とあるのを参照。

注の後半については、疏に引く『釋例』に「汶水 出泰山萊蕪縣 西南經濟北 至東平須昌縣入濟」とあるのを参照。

なお、『史記』魯世家「以汶陽鄆封季友」の(集解)に「賈逵曰 汶陽 鄆 魯二邑」とある。

團 夫人氏之喪至自齊 君子以齊人殺哀姜也爲已甚矣 女子

從人者也

⑫ 女子には、三從の義があり、夫の家で罪を犯した場合は、父母の家が討つべき筋合ではない、ということである。

附 『儀禮』喪服傳に「婦人有三從之義 無專用之道 故未嫁從父 既嫁從夫 夫死從子」とあるのを参照。

〔僖公二年〕

經 二年春王正月城楚丘

⑬ 「楚丘」は、衛の邑である。「城衛」と言っていないの

は、衛がまだ遷っていなかったからである。

附注の前半については、『史記』齊世家「齊率諸侯城楚丘」の〈集解〉に「賈逵曰 衛地也」とあるのを参照。

注の後半については、元年に「夏六月邢遷于夷儀 齊師宋師曹師城邢」とあるのを参照。

經夏五月辛巳葬我小君哀姜

④傳はない。反哭して喪禮を完備したから、「小君」と稱しているのである。例は、定公十五年にある。

附定公十五年の傳文に「葬定姒 不稱小君 不成喪也」とある。なお、哀公十二年の傳文に「不反哭 故不言葬小君」とあるのを参照。

經虞師晉師滅下陽

④「下陽」は、虢の邑で、河東の大陽縣にあった。「晉」が、ここで始めて、赴告してきて、經にあらわれている。「滅」の例は、襄公十三年にある。

附注の「下陽 虢邑云云」については、『史記』晉世家「取其下陽以歸」の〈集解〉に「服虔曰 下陽 虢邑也 在大陽東北三十里」とあるのを参照。また、公羊傳文に「夏陽者何 郭之邑也」とあるのを参照。

注の「滅例在襄十三年」については、襄公十三年の傳文

に「用大師焉曰滅」とあり、注に「敵人距戰 斬獲俘滅 用力難重 雖邑亦曰滅」とある。

經秋九月齊侯宋公江人黃人盟于貫

④「貫」は、宋地である。梁國の蒙縣の西北部に貫城があり、貫は、貫と字が似ている。「江」國は、汝南の安陽縣にあった。

附注の「梁國蒙縣西北有貫城 貫與貫字相似」は、諸本に從って、「梁國蒙縣西北有貫城 貫與貫字相似」に改める。

注の「江國在汝南安陽縣」については、『漢書』地理志上に「汝南郡（中略）縣三十七（中略）安陽」とあり、注に「應劭曰 故江國 今江亭是」とあるのを参照。

なお、疏に「賈云 江黃稱人 刺不度德善鄰 恃齊背楚 終爲楚所滅」とある。

經冬十月不雨

④傳は、三年にある。

附三年の傳文に「不曰旱 不爲災也」とある。

經楚人侵鄭

㊦ 二年春諸侯城楚丘而封衛焉

㊧ 君が死に、國が（一度）滅んだから、傳で「封」と言っているのである。

閔公二年の傳文に「及狄人戰于葵澤 衛師敗績 遂滅衛」とあり、注に「君死國散」とあるのを参照。

㊨ 不書所會 後也

㊩ 諸侯がかえった後で、魯がやって来たのであり、期日に間に合わなかったことを諱むから、（魯が）單獨で城いたという表現をとっているのである。

㊪ 晉荀息請以屈産之乘與垂棘之璧假道於虞以伐虢

㊫ 「荀息」とは、荀叔のことである。屈の地は良馬を生み、垂棘は美玉を出すから、これらを（乗と璧の）名稱にしたのである。四頭の馬を「乘」という。晋から虢に行くには、途中、虞をとるから、（虞に）道をかりようとしたのである。

㊬ 注の「荀息 荀叔也」については、九年の傳文に「荀息曰 將死之 里克曰 無益也 荀叔曰 吾與先君言矣」とあり、注に「荀叔 荀息也」とあるのを参照。

注の「屈地生良馬」については、公羊の疏に「服氏謂産爲産生」とあるのを参照。なお、異説として、公羊の何注に「屈産 出名馬之地」とある。

注の「垂棘出美玉」については、公羊の何注に「垂棘出美玉之地」とあるのを参照。

注の「四馬曰乘」については、閔公二年の傳文「歸公乘馬祭服五稱牛羊豕雞狗皆三百與門材」の注に、同文がみえる。なお、公羊の何注に「乘 備駟也」とあるのを参照。

注の「自晉適虢 途出於虞」については、『史記』晋世家「虞假道 遂伐虢」の〈集解〉に「賈逵曰 虞在晋南 虢在虞南」とあるのを参照。

㊭ 公曰 是吾寶也 對曰 若得道於虞 猶外府也 公曰 宮之奇存焉

㊮ 「宮之奇」は、虞の忠臣である。

㊯ 對曰 宮之奇之爲人也 懦而不能強諫

㊰ 「懦」は、弱である。

㊱ 昭公元年の傳文「晋少懦矣」の注、及び昭公二十三年の傳文「不懦不耆」の注に、同文がみえる。なお、襄公三十一年の傳文に「韓子懦弱」とあり、昭公二十年の傳文に「水懦弱」とあるのを参照。また、『孟子』盡心下「懦夫有立志」の趙注に「懦 弱」とあるのを参照。

㊲ 且少長於君 君暱之 雖諫 將不聽

㊳ 狎れ親しんでいるから、その言葉を軽んずるに違いない、ということである。

〔附〕僖公二十四年の傳文「暱近尊賢」の注、成公十三年の傳文「暱就寡人」の注、及び襄公二十五年の傳文「知匿其暱」の注に、「暱 親也」とあるのを参照。

〔團〕乃使荀息假道於虞 曰 冀爲不道 入自顛軫 伐鄭三門  
 〔注〕以前、冀が虞を伐ち、鄭にまで達したことがあった。「鄭」は、虞の邑である。河東の大陽縣の東北部に顛軫坂がある。

〔附〕異説として、疏に「服虔以爲冀爲不道伐鄭三門 謂冀伐晉也」とあり、『續漢書』郡國志二「鄭有鄭聚」の注に「服虔曰 鄭 晉別都」とある。また、『説文』に「鄭 晉邑也（中略）春秋傳曰 伐鄭三門」とある。

〔團〕冀之既病 則亦唯君故  
 〔注〕虞は、冀に報復し、散散にやつつけた、ということである。道を假りようとしたから、虞の強さをのべたたえることよって、おだてたのである。「冀」は、國名である。平陽の皮氏縣の東北部に冀亭がある。

〔附〕異説として、上の疏に「服虔以爲（中略）冀之既病亦唯君故 謂虞助晉也 將欲假道 稱前恩以誘之」とある。

〔團〕今虢爲不道 保於逆旅  
 〔注〕「逆旅」は、客舍（やどや）である。虢は、少しづつ人をやつて、客舍に分宿させ、そこを根據地に、衆を聚めて、晉の邊邑を荒している、ということである。

〔附〕注の「逆旅 客舍也」については、『國語』晉語五「陽處父如衛 反 過甯 舍於逆旅甯嬴氏」の章注に「旅客也 逆客而舍之也」とあるのを参照。

〔團〕以侵敝邑之南鄙 敢請假道以請罪于虢  
 〔注〕虢が自分達（晉）を伐つのは、どんな罪によるものなのか、（虢に）問い正したい、ということである。

〔團〕虞公許之 且請先伐虢  
 〔注〕高價な賄賂を喜んで、（晉の）御機嫌をとろうとしたのである。

〔附〕注の「求媚」については、成公二年の傳文に「鄭人懼於邲之役 而欲求媚於晉 其必許之」とあるのを参照。

〔團〕宮之奇諫 不聽 遂起師 夏晉里克荀息帥師會虞師伐虢 滅下陽  
 〔注〕晉が、それでもなお、兵の主となったのは、虞を信じなかつたからである。

〔團〕先書虞 賄故也  
 〔注〕虞は、戦の首唱者ではないのに、先に書いているのは、賄賂を貪ったことをにくんでである。

〔附〕經に「虞師晉師滅下陽」とある。

〔團〕秋盟于貫 服江黃也  
 〔注〕「江」「黃」は、楚の與國（同盟國）であつたが、（今

（ここで）始めてやって来て、齊に服従したから、そのために諸侯を集めたのである。

陶公羊傳文に「大國言齊宋 遠國言江黃 則以其餘爲其敢不至也」とあるのを参照。

團齊寺人貂始漏師于多魚

④「寺人（貂）」は、内奄の官（宦官）の豎貂である。「多魚」は、地名で、闕（不明）である。齊の桓公は、お氣に入りが多く、内では、夫人同様の者が六人もおり、外では、豎貂や易牙たちを寵愛し、最後には、このことが原因で國を亂すことになる。（だから）傳は、貂が、ここで始めて、寵愛をほしのままにし、桓公の軍事（機密）をもらした、ことを言い、（後の）齊の内亂のために本を張ったのである。

陶注の「寺人 内奄官豎貂也」については、『漢書』古今人表序に「齊桓公 管仲相之則霸 豎貂輔之則亂」とあり、注に「師古曰 豎貂 卽寺人貂也」とあるのを参照。注の「齊桓多嬖寵云云」については、十七年の傳文に「齊侯好内多内寵 内嬖如夫人者六人 長衛姬生武孟 少衛姬生惠公 鄭姬生孝公 葛嬴生昭公 密姬生懿公 宋華子生公子雍 公與管仲屬孝公於宋襄公以爲大子 雍巫有寵於衛共姬 因寺人貂以薦羞於公（注 雍巫 雍人名巫

卽易牙）亦有寵 公許之立武孟 管仲卒 五公子皆求立 冬十月乙亥齊桓公卒 易牙入 與寺人貂因内寵以殺羣吏 而立公子無虧 孝公奔宋」とあるのを参照。

團虢公敗戎于桑田

④「桑田」は、虢地で、弘農の陝縣の東北部にあった。

陶『漢書』地理志上に「弘農郡（中略）陝 故虢國」とあるのを参照。

團晉卜偃曰 虢必亡矣 亡下陽不懼 而又有功 是天奪之鑿

④「鑿」は、自分を映すためのものである。

陶『詩』邶風〈柏舟〉「我心匪鑿」の毛傳に「鑿 所以察形也」とあるのを参照。また、『後漢書』鄧壽傳に「爭臣七人 以自鑿照」とあるのを参照。

團而益其疾也

④驕れば、缺陷が生ずる。

陶成公十七年の傳文に「君驕侈而克敵 是天益其疾也」とあるのを参照。

團必易晉而不撫其民矣 不可以五稔

④「稔」は、熟である。下の五年の、晉が虢を滅したことをのために、本を張ったのである。

陶注の「稔 熟也」については、昭公十八年の傳文「是昆

「吾稔之日也」の注に、同文がみえる。なお、『國語』吳語「吳王夫差既殺申胥 不稔於歲 乃起師北征」の章注に「稔 熟也」とあるのを参照。また、襄公二十七年の傳文「所謂不及五稔者」の注に「稔 年也」とあるのも参照。

注の「下五年晉滅虢」については、五年の傳文に「冬十二月丙子朔晉滅虢 虢公醜奔京師」とある。

圍冬楚人伐鄭 鬬章因鄭聃伯

④經が「侵」と書き、傳が「伐」と言っているのは、本來、伐を目的に擧兵したが、途中で勝手に變更して、侵掠を行なった、からである。明年の、楚が鄭を伐ち、鄭伯が和平を望んだことのために、本を張ったのである。

傳注の前半については、莊公二十九年の傳文に「凡師 有鍾鼓曰伐 無曰侵 輕曰襲」とあるのを参照。なお、注の「侵掠」については、襄公十一年の傳文に「禁侵掠」とある。

注の後半については、三年の傳文に「楚人伐鄭 鄭伯欲成」とある。なお、注の「後年」については、『晉書』杜預傳に「預處分既定 乃啓請伐吳之期 帝報待明年方欲大舉 預表陳至計曰（中略）若當須後年 天時人事不得如常 臣恐其更難也」とあるのを参照。

〔僖公三年〕

經三年春王正月不雨 夏四月不雨

④一つの季節中（ずっと）雨がふらなければ、（さかのぼって、その季節の）最初の月（のところに）「不雨」を書く。傳例に「『旱』と言っていないのは、災害をもたさなかつたからである」とある〔下の傳文〕。

附注の「一時不雨則書首月」については、公羊の何注に「太平 一月不雨 卽書 春秋亂世 一月不雨 未害物 未足爲異 當滿一時 乃書」とあるのを参照。

なお、疏に「文二年自十有二月不雨至于秋七月 十三年自正月不雨至于秋七月 二者 皆摠書不雨 又不書得雨之月 與此年書不雨文異者 穀梁傳曰 一時言不雨者 閔雨也 閔雨者 有志乎民者也 六月雨 雨云者 喜雨也 喜雨者 有志乎民者也 文二年傳曰 歷時而言不雨 文不憂雨也 不憂雨者 無志乎民也 言僖有憂民之志 故每時一書 文無憂民之志 是以歷時總書 賈逵取以爲說」とある。

綱徐人取舒

④傳はない。「徐」國は、下邳の僮縣の東南部にあった。「舒」國は、今の廬江の舒縣である。國に勝つても、大軍を用いなかつた場合は、「取」という。例は、襄公十三年に

ある。

附襄公十三年の傳文に「凡書取言易也」とあり、注に「不用師徒及用師徒而不勞雖國亦曰取」とあり、つづく傳文に「用大師焉曰滅」とあり、注に「敵人距戰斬獲俘馘用力難重雖邑亦曰滅」とある。なお、疏に引く『釋例』に「用大師起大眾重力以陷敵因而有之故曰勝國通以滅爲文也取者乘其衰亂或受其潰叛或用小師而不頓兵勞力則直言取如取如攜言其易也」とあるのを參照。

經六月雨

④ 旱が夏いっぱいはずづかなかつたことを示したのである。

經秋齊侯宋公江人黃人會于陽穀

④ 「陽穀」は、齊地で、東平の須昌縣の北部にあった。

經冬公子友如齊蒞盟

④ 「蒞」は、臨である。

附隱公七年の傳文「十二月陳五父如鄭蒞盟」の注に、同文がみえる。なお、公羊傳文に「蒞盟者何往盟乎彼也」とあり、何注に「蒞臨也」とあるのを參照。また、『詩』

小雅〈采芣〉「方叔蒞止」の毛傳に「蒞臨」とあるのを參照。

經楚人伐鄭

④ 三年春不雨 夏六月雨 自十月不雨至于五月 不曰旱 不爲災也

④ 周正の六月は、夏正の四月にあたり、五穀の種蒔きがそこなわれることはなかつた。

傳秋會于陽穀 謀伐楚也

④ 二年に楚が鄭を侵したからである。

④ 二年に「楚人侵鄭」とある。

傳齊侯爲陽穀之會來尋盟 冬公子友如齊蒞盟

④ 公がこの時、陽穀に會さなかつたため、齊侯は、陽穀から魯に人をやつて、盟を溫め直すことを求めたのであり、魯が（それに應じて）上卿を齊にやつて、盟を受けたのは、（齊に對して）へりくだつたのである。

傳楚人伐鄭 鄭伯欲成 孔叔不可 曰 齊方勤我

④ 「孔叔」は、鄭の大夫である。「勤」とは、鄭の難儀を

氣づかうということである。

附成公十八年の傳文「欲求得人 必先勸之」の注に「勸恤其急」とあるのを参照。なお、哀公元年の傳文に「勸恤其民而與之勞逸」とあるのも参照。

團弃德不祥

④「祥」は、善である（『爾雅』釋詁）。

團齊侯與蔡姬乘舟于蕩 蕩公

⑤「蔡姬」は、齊侯の夫人である。「蕩」は、揺（ゆらす）である。「圍」は、苑である。おそらく、魚池が苑中にあつたのであろう。

附注の「蕩 揺也」については、『史記』齊世家「蔡姬習水 蕩公」の〈集解〉に「賈逵曰 蕩 揺也」とあるのを参照。なお、成公十三年の傳文に「蕩 揺我邊疆」とあるのも参照。

注の「圍 苑也」については、莊公十九年の傳文「取蕩國之圃以爲圍」の注に、同文がみえる。なお、『周禮』地官の序官〈圍人〉の注に「圍 今之苑」とあるのを参照。

團公懼變色 禁之 不可 公怒歸之 未之絕也 蔡人嫁之

⑥明年の、齊が蔡を侵したことのために、傳したのである。附四年に「春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵

蔡」とある。

なお、傳文の「未絶之也」は、諸本に従って、「未之絶也」に改める。

〔僖公四年〕

經四年春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡

蔡潰

⑦民が上の者から逃げるのを、「潰」という。例は、文公三年にある。

附『史記』齊世家「蔡潰」の〈集解〉に「服虔曰 民逃其上曰潰也」とあるのを参照。なお、文公三年の傳文に「凡民逃其上曰潰」とあり、注に「潰 衆散流移 若積水之潰 自壞之象也」とある。

經遂伐楚 次于陘

⑧「遂」は、（その上と下とが、別々の）二つの事件であるということ（ことを示す）表現である。楚が強かったため、齊は（武力ではなく）徳によってこれを安んじようとしたから、いそいで前進せず、陘に次したのである。「陘」は、楚地である。潁川の召陵縣の南部に陘亭がある。

附注の「遂 兩事之辭」については、定公八年「晉士鞅帥師侵鄭 遂侵衛」の注に「兩事 故曰遂」とあるのを参照。また、僖公二十五年「秋楚人圍陳 納頓子于頓」の

注に「不言遂 明一事也」とあるのを参照（ちなみに、同年の公羊傳文には「何以不言遂 兩之也」とあって、全く逆になっている）。

注の「楚強云云」については、下の傳文に「君若以德綏諸侯 誰敢不服 君若以力 楚國方城以爲城 漢水以爲池 雖衆 無所用之」とあるのを参照。なお、公羊の何注に「時楚強大 卒暴征之 則多傷士卒（中略）不頓兵血刃 以文德優柔服之 故詳錄其止次待之 善其重愛民命」とあるのも参照。

#### 經夏許男新臣卒

㊦（名を書いているのは）同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた（からである）。

㊦二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也 赴以名則亦書之（注 謂未同盟）不然則否（注 謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを参照。

なお、疏に引く『釋例』に「若卒于朝會 或書師或書地者 史之成文 非義所存」とある。また、これに對する異説として、疏に「賈逵云 不言於師 善會主加禮 若卒於國」とある。

#### 經楚屈完來盟于師 盟于召陵

㊦「屈完」は、楚の大夫である。楚子は（本來）齊の様子をうかがわせるために完を師にやったのだが、屈完は、齊の盛大さを目の當たりになると、（反命せずに）そのまま盟を求めた。だから、「使」と稱さず、「完來盟」という表現をとっているのである。齊の桓公が退舍して、楚に禮をつくしたから、召陵で盟ったのである。「召陵」は、潁川の縣である。

㊦注の「屈完 楚大夫也」については、公羊傳文に「屈完者何 楚大夫也」とあるのを参照。

注の「楚子遣完如師以觀齊」については、下の傳文に「夏楚子使屈完如師」とあり、注に「如陘之師觀強弱」とあるのを参照。

注の「屈完觀齊之盛」については、下の傳文に「齊侯陳諸侯之師 與屈完乘而觀之（中略）齊侯曰 以此衆戰 誰能禦之 以此攻城 何城不克」とあるのを参照。

注の「因而求盟 故不稱使 以完來盟爲文」については、穀梁傳文に「其不言使 權在屈完也」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「公羊傳曰 屈完者何 楚大夫也 何以不稱使 尊屈完也 曷爲尊屈完 以當桓公也 其意言 屈完 楚之貴者 尊之以敵齊侯 若屈完足以自專 無假君命 不爲楚子所使 故作自來之文 服虔取以爲說」とある。

注の「齊桓退舍以禮楚 故盟召陵」については、下の傳文に「師退 次于召陵」とあり、注に「完請盟故」とあるのを参照。また、二十三年の傳文に「若以君之靈 得反晉國 晉楚治兵 遇於中原 其辟君三舍」とあるのを参照。なお、『史記』晉世家「請辟王三舍」の〈集解〉に「賈逵曰 司馬法 從遜不過三舍 三舍 九十里也」とあり、『國語』晉語四「其避君三舍」の韋注に「古者師行三十里而舍 三舍爲九十里 司馬法曰 進退不過三舍 禮也」とあるのも参照。

なお、疏に「服虔云 言來者 外楚也 嫌楚無罪 言來以外之」とある（ちなみに、穀梁傳文に「來者何 內桓師也」とある）。

經齊人執陳轅濇

④「轅濇塗」は、陳の大夫である。

經秋及江人黃人伐陳

⑤齊の命を受けて陳の罪を討つたのに、いっしょに相談したという表現をとっているのは、この時、齊は（自分では）行かず、魯を兵主にさせた、からである。いっしょに相談した場合の例は、宣公七年にある。

附宣公七年の傳文に「凡師出 與謀曰及 不與謀曰會」と

あり、注に「與謀者 謂同志之國相與講議利害 計成而行之 故以相連及爲文 若不獲已 應命而出 則以外合爲文 皆據魯而言 師者 國之大事 存亡之所由 故詳其舉動 以例別之」とある。なお、疏に引く『釋例』に「盟主之令 則上行乎下 非匹敵和成之類 故雖或先謀 皆從不與謀之例」とあるのを参照。ただし、『史記』齊世家には「秋齊伐陳」とある。

經八月公至自伐楚

⑥傳はない。廟に報告した（から、書いた）のである。

附桓公二年の傳文に「冬公至自唐 告于廟也 凡公行 告于宗廟 反行 飲至舍爵策勳焉 禮也」とあるのを参照。

經葬許穆公

經冬十有二月公孫茲帥師會齊人宋人衛人鄭人許人曹人侵陳 ⑦「公孫茲」は、叔牙の子の叔孫戴伯である。

附下の傳文に「冬叔孫戴伯帥師會諸侯之師侵陳」とあるのを参照。また、莊公三十二年の傳文に「公疾 問後於叔牙（中略）立叔孫氏」とあるのを参照。

附四年春齊侯以諸侯之師侵蔡 蔡潰 遂伐楚 楚子使與師

言曰 君處北海 寡人處南海 唯是風馬牛不相及也

㊤楚の境域は（正確には）まだ南海にまで達していなかったが、齊が北海にいたから、それとの對照で、だいたいのところを言ったのである。おそらく、牛馬が（牝牡慕いあって）逸走するのは動物の世界の小事である、ことから、喩えとして取ったのであろう（つまり、どんなささいな影響も及ぼし合うことがない、ということ）。

附注の「牛馬風逸」については、疏に「服虔云 風 放也

牝牡相誘 謂之風」とあるのを參照。また、『書』費誓「馬牛其風」の疏に「賈逵云 風 放也 牝牡相誘 謂之風」とあるのを參照。

㊦不虞君之涉吾地也 何故 管仲對曰 昔召康公命我先君 大公

㊧「召康公」は、周の大保の召公奭である。

附『史記』齊世家「乃使召康公命大公曰」の〔集解〕に「服虔曰 召公奭」とあるのを參照。また、『史記』魯世家に「使大保召公先之雒相土」とあるのを參照。

團曰 五侯九伯 女實征之 以來輔周室

㊨五等の諸侯と九州の伯に對して、いづれもみな、その罪を征討することが出来る、ということである。齊の桓公は、この命によって、楚を威嚇したのである。

附『詩』邶風〈旄丘〉の序疏に「服虔云 五侯 公侯伯子

男 九伯 九州之長 大公爲王官之伯 掌司馬職 以九

伐之法征討邦國 故得征之」とあり、『禮記』王制「千里之外設方伯」の疏に「服虔皆爲五等諸侯九州之伯」とあり、『周禮』大宗伯「九命作伯」の疏に「賈服云 五等諸侯九州之伯」とあるのを參照。なお、異說として、

『詩』邶風〈旄丘〉の序疏に引く『鄭志』に「五侯 侯爲州牧也 九伯 伯爲州伯也 一州一牧 二伯佐之 大公爲王官之伯 二人共分陝而治 自陝以東 當四侯半一侯不可分 故言五侯 九伯則九人 若主五等諸侯九州之伯 是天子何異乎 何夾輔之有也」とある。

なお、王引之『經義述聞』には「侯伯謂諸侯之七命者 五等之爵 公侯伯子男 曰侯伯者 舉中而言 天下之侯 不止於五 伯亦不止於九 而曰五侯九伯者 謂分居五服之侯 散列九州之伯」とあり、兪樾『羣經平議』には「五侯九伯 統言天下諸侯也 周制有公侯伯子男五等 而止言侯伯者 舉中以包上下也（中略）侯言五 伯言九者（中略）五侯舉中數 九伯舉終數」とある。

團賜我先君履 東至于海 西至于河 南至于穆陵 北至于無棣

㊩「穆陵」・「無棣」は、いづれもみな、齊の境域である。

「履」とは、ふみあるける境域（領土）である。齊の桓公は、さらに、これによって、自分が盛大であることを

言ったのである。

附『史記』齊世家の〈集解〉に「服虔曰 是皆大公始受封土地疆境所至也」とあるのを参照。

團爾貢包茅不入 王祭不共 無以縮酒 寡人是徵

④「包」は、裹束（たばねる）である。「茅」は、菁茅（ちがや）である。茅をたばねて、それに酒をそそぐのが、「縮酒」である。『尚書』（禹貢）に「包匭菁茅（たばねたちがや）」とある。（ただし、楚の）茅が（よそのと比べて）どのように違うのかは、よくわからない。

附注の「束茅而灌之以酒爲縮酒」については、『周禮』甸師「祭祀共蕭茅」の注に「鄭大夫云 蕭字或爲茜 茜讀爲縮 束茅立之祭前 沃酒其上 酒滲下去 若神飲之 故謂之縮 縮 浚也 故齊桓公責楚不貢苞茅 王祭不共 無以縮酒」とあるのを参照。なお、異説として、『禮記』郊特性「縮酌用茅明酌也」の注に「沛之以茅 縮 去滓也」とある。

注の「尚書包匭菁茅」については、『史記』齊世家「楚貢包茅不入 王祭不具」の〈集解〉に「賈逵曰 包茅菁茅包匭之也 以供祭祀」とあるのを参照。

注の「茅之爲異 未審」については、疏に「特令荊州貢茅 必當異於餘處」とある。

團昭王南征而不復 寡人是問

④「昭王」は、成王の孫である。南方に巡守して、漢水を

渡ろうとした時に、船が壊れて、溺れ死んだのだが、周人が諱んで、赴告しなかったため、諸侯はそのわけを知らなかった。だから、それを問い質しに來たのである。

附『史記』齊世家「昭王南征不復 是以來問」の〈集解〉

に「服虔曰 周昭王南巡狩 涉漢未濟 船解而溺昭王 王室諱之 不以赴 諸侯不知其故 故桓公以爲辭責問楚也」とあるのを参照。また、『史記』周本紀に「昭王南巡狩不返 卒於江上 其卒不赴告 諱之也」とあるのを参照。なお、『呂氏春秋』季夏紀に「周昭王親將征荆 辛餘靡長且多力 爲王右 還反涉漢 梁敗 王及蔡公扞於漢中 辛餘靡振王北濟 又反振蔡公」とあり、『史記』周本紀の〈正義〉に引く『帝王世紀』に「昭王德衰 南征 濟于漢 船人惡之 以膠船進王 王御船至中流 膠液船解 王及蔡公俱沒于水中而崩 其右辛游靡長臂且多力 游振得王 周人諱之」とあるのも参照。

團對曰 貢之不入 寡君之罪也 敢不共給 昭王之不復 君其問諸水濱

④昭王の時、漢水は楚の境域ではなかったから、責任はない、ということである。

團師進 次于陘

④楚が罪に服さなかったから、さらに師を進めたのである。

團夏楚子使屈完如師

④ 陘の師に行つて、(敵の) 兵力をうかがつたのである。

團師退 次于召陵

④ 完が盟を請うたからである。

團齊侯陳諸侯之師 與屈完乘而觀之

④ 「乘」とは、いっしょに車にのつたのである。

團齊侯曰 豈不穀是爲 先君之好是繼 與不穀同好如何

④ 諸侯がつき従うのは、自分(齊侯)のためではなく、先君のよしみをひきつこうとしてである、ということである。(齊侯は) 謙遜して寛いだ様子をみせ、それによつて、楚とよしみを結ぶことを求めたのである。「孤」・「寡」・「不穀」は、諸侯の謙稱である。

陶注の「孤寡不穀 諸侯謙稱」については、『老子』第三

十九章に「故貴以賤爲本 高以下爲基 是以侯王自謂孤寡不穀」とあり、同第四十二章に「人之所惡 唯孤寡不穀 而王公以爲稱」とあるのを参照。また、『禮記』曲禮下に「其在東夷北狄西戎南蠻 雖大曰子 於内自稱曰不穀 於外自稱曰王老 庶方小侯 入天子之國曰某人 於外曰子 自稱曰孤(中略) 諸侯見天子曰臣某侯某 其與民言 自稱曰寡人(注 謙也)」とあるのを参照。なお、二十四年の傳文に「冬王使來告難曰 不穀不徳 得罪于母氏之寵子帶(中略) 天子凶服降名 禮也」とあり、

注に「降名 稱不穀」とあるのも参照。

團對曰 君惠徼福於敝邑之社稷 辱收寡君 寡君之願也

齊侯曰 以此衆戰 誰能禦之 以此攻城 何城不克 對

曰 君若以德綏諸侯 誰敢不服 君若以力 楚國方城以爲城 漢水以爲池

④ 「方城」山は、南陽の葉縣の南部にあつた。これによつて、境域が遠大であることを言つたのである。「漢水」は、武都から出て、江夏に至り、南へ流れて、江水にそそいでいた。險固なところを城牆と濠とにあてて、ということである。

陶注の「方城山在南陽葉縣南」については、『漢書』地理志上に「南陽郡(中略)葉 楚葉公邑 有長城 號曰方城」とあるのを参照。なお、『史記』齊世家の〈集解〉に「服虔曰 方城山在漢南」とある。

注の「言其險固以當城池」については、『淮南子』墜形訓に「何謂九塞 曰 大汾澠阨荆阮方城穀阪井陘令疵句注居庸」とあるのを参照。また、『詩』商頌〈殷武〉の疏に「服虔云 方城山也 漢水名 皆楚之隘塞耳」とあるのを参照。また、『國語』齊語の章注に「方城 楚北之扼塞也」とあるのを参照。

團雖衆 無所用之 屈完及諸侯盟

〔陳〕轅濩塗謂鄭申侯曰 師出於陳鄭之間 國必甚病

④「申侯」は、鄭の大夫である。供應のための費用がかさむからである。

〔附〕注の「申侯 鄭大夫」については、七年の傳文に「初申侯 申出也 有寵於楚文王 文王將死 與之璧使行曰（中略）既葬 出奔鄭 又有寵於厲公」とあるのを参照。注の「當有共給之費故」については、下の傳文に「共其資糧扉屨」とあるのを参照。

〔團〕若出於東方 觀兵於東夷 循海而歸 其可也

④「東夷」は、郟・莒・徐の（三）夷である。「觀兵」とは、威力を示すということである。

〔附〕注の「東夷 郟莒徐夷也」については、昭公十六年の傳文に「徐子及郟人莒人會齊侯 盟于蒲隧」とあるのを参照。

注の「觀兵 示威」については、宣公十二年の傳文に「觀兵以威諸侯」とあるのを参照。また、『國語』周語上「先王耀德不觀兵」の章注に「觀 示也（中略）不示兵者 有大罪惡然後致誅 不以小小示威武也」とあるのを参照。

〔團〕申侯曰 善 濩塗以告齊侯 許之

④東方に道をとることに同意したのである。

〔團〕申侯見曰 師老矣 若出於東方而遇敵 懼不可用也 若出於陳鄭之間 共其資糧扉屨 其可也

④「扉」は、草の屨（くつ）である。

〔附〕「方言」四に「扉屨 屨屨也 徐兗之郊 謂之扉 而西 謂之屨」とあるのを参照。また、『説文』に「扉 屨也」とあり、「屨 屨也」とあるのを参照。

〔團〕齊侯説 與之虎牢

④もどつてから、鄭の邑を與えたのである。

〔附〕襄公十年に「戍鄭虎牢」とあるのを参照。

〔團〕執轅濩塗

〔團〕秋伐陳 討不忠也

④濩塗は軍の道を誤らせようとした、と考えたのである。

〔團〕許穆公卒于師 葬之以侯 禮也

④男爵であるのに、侯爵とし（て葬つ）たのは、禮として一等級を加えたのである。

〔團〕凡諸侯薨于朝會 加一等

④諸侯の命には三つの等級がある。（つまり）公が上等で、侯・伯が中等で、子・男が下等である。

〔附〕「周禮」典命に「上公九命爲伯（中略）侯伯七命（中略）子男五命」とあるのを参照。

〔團〕死王事 加二等

④死を賭して（王）事につとめた場合をいう。

團於是有以袞斂

④「袞」衣は、公の服である。二等級を加える場合をいう。

附『禮記』王制「制三公一命卷」の注に「券俗讀也 其通

則曰袞 三公八命矣 復加一命 則服龍袞 與王者之後

同」とあるのを参照。また、『國語』周語中「棄袞冕而

南冠以出 不亦簡彝乎」の韋注に「袞 袞龍之衣也 冕

大冠也 公之盛服也」とあるのを参照。

團冬叔孫戴伯帥師會諸侯之師侵陳 陳成 歸轅濤塗

④陳が罪に服したから、その大夫をかえしたのである。

「戴」は、諡（おくりな）である。

團初晉獻公欲以驪姬爲夫人 ト之不吉 筮之吉 公曰 從

筮 ト人曰 筮短龜長 不如從長

④「物事は、發生した後で象（かたち）ができ、象ができ

た後でしだいにふえ、ふえた後で數ができる」（十五年

傳文）。（そして）「龜は象で、筮は數である」（同年傳文）。

だから、（順序からいって）象（龜）は長で、數（筮）

は短なのである。

附『周禮』占人「占人掌占龜 以八筮占八頌 以八卦占筮

之八故 以眡吉凶」の注に「占人亦占筮 言掌占龜者

筮短龜長 主於長者」とあるのを参照。なお、異説とし

て、その疏に「馬融曰云 筮史短 龜史長」とある。

團且其繇曰 專之渝 攘公之輪

④「繇」は、卜による判断の言葉である。「渝」は、變で

ある。「攘」は、除である。「輪」は、美である。（心が）

變わって、公の美が除かれる、ということである。

附注の「繇 ト兆辭」については、閔公二年の傳文「成風

聞成季之繇 乃事之」の注に「繇 卦兆之占辭」とあり、

襄公十年の傳文「姜氏問繇」の注に「繇 兆辭」とある

のを参照。

注の「渝 變也」については、桓公元年の傳文「盟曰

渝盟無享國」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋

言に「渝 變也」とあるのを参照。

注の「攘 除也」については、『爾雅』釋言に「襄 除

也」とあるのを参照。

注の「輪 美也」については、疏に「美善之字 皆從羊

故輪爲美也」とある。

團一薰一蕕 十年尚猶有臭

④「薰」は、香草である。「蕕」は、臭草である。「十年た

っても臭は残る」とは、善は消し易く、悪は除き難い、

ということである。

附注の「薰 香草」については、『說文』に「薰 香艸也」

とあるのを参照。なお、『漢書』龔勝傳に「薰以香自燒

膏以明自銷」とあるのも参照。

注の「猶 臭草」については、『禮記』内則「牛夜鳴則唐」の注に「唐 惡臭也 春秋傳曰 一薰一唐」とあるのを参照。

團必不可 弗聽 立之 生奚齊 其娣生卓子 及將立奚齊 既與中大夫成謀 姬謂大子曰 君夢齊姜 必速祭之

④「齊姜」は、太子の母である。食を求めている、ということである。

附注の「齊姜 太子母」については、莊公二十八年の傳文に「晉獻公娶于賈 無子 烝於齊姜 生秦穆夫人及太子申生」とあるのを参照。

注の「言求食」については、十年の穀梁傳文に「麗姬又曰 吾夜者夢夫人趨而來曰吾苦飢 世子之宮已成 則何爲不使祠也」とあるのを参照。

團大子祭于曲沃 歸胙于公

④「胙」は、祭の酒肉である。

附九年の傳文「王使宰孔賜齊侯胙」の注に「胙 祭肉」とあるのを参照。また、『國語』齊語「葵丘之會 天子使宰孔致胙於桓公」の章注に「胙 祭肉也」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「大子速祭曲沃」の〈集解〉に「服虔曰 齊姜廟所在」とある。

團公田 姬眞諸宮六日 公至 毒而獻之

④毒酒は一日たてば効き目がなくなるのに、(ここは)六日もたっている(から、普通なら、大子が毒をもったのではないことがわかるはずである)。(つまり、ここは)公が(驪姬に)惑溺して(理解力を失って)いたことを明らかにしたのである。

團公祭之地 地墳 與犬 犬斃 與小臣 小臣亦斃 姬泣 曰 賊由大子 大子奔新城

④「新城」とは、曲沃のことである。

附『國語』晉語二「申生奔新城」の章注に「新城 曲沃也 新爲大子城也」とあるのを参照。

團公殺其傅杜原款 或謂大子 子辭 君必辯焉

④六日もたっていたという事情によって、辯解せよ、ということである。

附「莊子」盜跖に「鮑子立乾 申子不自理 廉之害也」とあるのを参照。

團大子曰 君非姬氏 居不安 食不飽 我辭 姬必有罪 君老矣 吾又不樂

④私が辯解すれば、姬が死に、姬が死ねば、君がきつと樂しまず、(つまり、君が)樂しまないのは、私のせいである、ということである。

附異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「君不樂 吾亦不

能樂也」とある。

○傳曰 子其行乎 大子曰 君實不察其罪 被此名也以出人誰納我 十二月戊申縊于新城 姬遂譜二公子曰 皆知之 重耳奔蒲 夷吾奔屈

○二子は、この時、朝にいたのである。明年の「晉（侯）殺（其世子）申生」のために傳したのである。

○附註公二十八年の傳文に「夏使大子居曲沃 重耳居蒲城 夷吾居屈」とあるのを参照。

〔僖公五年〕

○經五年春晉侯殺其世子申生

○注「晉侯」と稱しているのは、讒言をききいれたことをにくんだのである。（前年の冬のことなのに、この年の）「春」のところに書いているのは、赴告に従ったのである。

○附注の前半については、公羊傳文に「曷爲直稱晉侯以殺殺世子母弟直稱君者 甚之也」とあり、また、穀梁傳文に「曰晉侯斥殺 惡晉侯也」とあるのを参照。

○注の後半については、四年の傳文に「十二月戊申縊于新城」とあるのを参照。また、下の傳文に「晉侯使以殺大子申生之故來告」とあり、注に「釋經必須告乃書」とあるのを参照。なお、疏に引く『釋例』に「晉魯久不交使

而告殺申生 則所告不必嘗有玉帛之使 但欲廣聲其罪耳」とある。

○經紀伯姬來朝其子

○傳はない。「伯姬が里歸りした」とは、成風を見舞ったのである。「その子を朝させた」とは、この時、子の年は十歳前後であり、諸侯の子どもでも朝することが許されるが、（幼少すぎて）結局、朝禮をきちんと行えなかったから、母に繋げて、「その子を朝させた」と言っているのである。

○附注の「伯姬來寧 寧成風也」については、莊公二十七年の傳文に「冬杞伯姬來 歸寧也（注 寧 問父母安否） 凡諸侯之女 歸寧曰來」とあるのを参照。なお、「伯姬」については、二十八年「秋杞伯姬來」の注に「莊公女」とあり、また、「成風」については、閔公二年の傳文「成風聞成季之繇 乃事之」の注に「成風 莊公之妾 僖公之母也」とある。

○注の「有諸侯子得行朝義」については、桓公九年に「冬曹伯使其世子射姑來朝」とあるのを参照。

○經夏公孫茲如牟

○注叔孫戴伯（公孫茲）は、牟から娶ろうとしたが、「卿は

君命でなければ國境を越えない」（莊公二十七年傳文）から、公の命を奉じて牟に聘し、それにかこつけて、自分のために（妻を）迎えたのである。

附下の傳文に「夏公孫茲如牟 娶焉」とあり、注に「因聘而娶 故傳實其事」とあるのを参照。また、四年「冬十有二月公孫茲帥師會齊人宋人衛人鄭人許人曹人侵陳」の注に「公孫茲 叔牙子叔孫戴伯」とあるのを参照。

經公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首止

④（「王世子」とは）惠王の太子の鄭である。名をいわず、しかも、別に會しているのは、尊んでである。「首止」は、衛地である。陳留の襄邑縣の東南部に首郷がある。

附注の「惠王太子鄭也」については、下の傳文に「會于首止 會王太子鄭」とあるのを参照。

注の「不名而殊會 尊之也」については、公羊傳文に「曷爲殊會王世子 世子貴也」とあり、また、穀梁傳文に「及以會 尊之也」とあるのを参照。

經秋八月諸侯盟于首止

⑤中間に他の事件がないのに、再び「諸侯」を稱しているのは、王の世子が盟には參加しなかったからである。王の世子は、尊さが王と同等であり、齊の桓公は、霸を行

い、天子をたすけ、王室を尊崇しようとしていたから、世子を特別扱いして貴んだのである。

附注の前半については、穀梁傳文に「無中事而復舉諸侯何也 尊王世子而不敢與盟也」とあるのを参照。また、公

羊の何注に「間無事 不省諸侯 會盟一事 不舉盟者 時世子不與盟」とあるのを参照。なお、疏に引く『釋例』に「未有臣而盟君 臣而盟君 是子可盟父 故春秋王世子以下 會諸侯者 皆同會而不同盟」とある。

注の後半については、上の「會」の公羊傳文に「世子猶世世子也」とあり、また、同穀梁傳文に「何尊焉 王世子云者 唯王之貳也 云可以重之存焉 尊之也 何重焉

天子世子世天下也」とあるのを参照。なお、昭公九年の傳文に「翼戴天子 而加之以共」とあり、注に「翼佐也」とある。

經鄭伯逃歸不盟

⑥自分の師から逃げて（自分の師を棄てて）歸ったのである（下の傳文）。「逃」の例は、文公三年にある。

附文公三年の傳文に「凡民逃其上曰潰 在上曰逃」とある。

なお、疏に引く『釋例』に「國君而逃師棄盟 違其典儀 棄其章服 羣臣不知其謀 社稷不保其安 此與匹夫逃 竄無異 故例在上曰逃」とあるのを参照。

なお、注の「歸之」の「之」は、諸本に従って、「也」

に改める。

經楚人滅弦 弦子奔黃

④「弦」國は、弋陽の軹縣の東南部にあった。

附『漢書』地理志上に「江夏郡（中略）軹 故弦子國」とあるのを参照。なお、注の「軹」は、校勘記に従って、「軹」に改める。

經九月戊申朔日有食之

④傳はない。

經冬晉人執虞公

④虞公は、璧・馬の寶物を貪り、忠臣の諫言を拒絶したから、「人」を稱して執え、民に對して無道だった場合の例と同じにしたのである。その例は、成公十五年にある。虞を罪責し、かつ容易だったことを言う、ため（の手立て）である。（なお）晉侯は、虞の祭祀を絶やさず、王への職貢を肩代わりしたから、同姓を滅したという理由で讒る（名をいう）ことはしなかったのである。

附注の「虞公貪璧馬之寶」については、二年の傳文に「晉荀息請以屈産之乘與垂棘之璧假道於虞以伐虢（中略）虞公許之 且請先伐虢」とあるのを参照。

注の「距絶忠諫」については、二年の傳文に「宮之奇諫不聽 遂起師」とあり、また、下の傳文に「晉侯復假道於虞以伐虢 宮之奇諫曰（中略）弗聽 許晉使」とあるのを参照。

注の「例在成十五年」については、成公十五年の傳文に「凡君不道於其民 諸侯討而執之 則曰某人執某侯」とあり、注に「稱人示衆所欲執」とある。

注の「所以罪虞且言易也」については、下の傳文に「故書曰晉人執虞公 罪虞且言易也」とあるのを参照。

なお、以上の全般については、疏に引く『釋例』に「虞公昧於貨賄 貪以自亡 國非其國 臣非其臣 晉人取之 若執一夫 故稱人以執 而不言滅 罪虞且言易也」とあるのを参照。

注の「晉侯脩虞之祀 而歸其職貢於王」については、下の傳文に「而脩虞祀 且歸其職貢於王」とあるのを参照。注の「故不以滅同姓爲讒」については、二十五年の傳文に「正月丙午衛侯燬滅邢 同姓也 故名」とあるのを参照。

⑤五年春王正月辛亥朔日南至

⑤周正の「正月」は、今（夏正）の十一月にあたる。冬至の日には、太陽（の位置）が南にきわまる。（から、「日

南至」というのである。

〔圃〕公既視朔 遂登觀臺以望 一而書 禮也

④ 「視朔」とは、みづから（廟に朝して）朔を告げたのである。「觀臺」は、臺の上に屋を構えて遠くが観えるようにしたものである。朔旦冬至は、歴數が始まるころであり、歴を治める者は、これによれば、その術數を明らかにし、陰陽をはっきり區別し、事を述べ、民を教えることが出来る。魯の君は、いつもこの禮を脩めることが出来たわけではなかったから、公が（ここで）禮に適ったことを（特に）ほめたのである。

〔圃〕注の「視朔 親告朔也」については、文公六年「閏月不告月 猶朝于廟」の注に「諸侯毎月必告朔聽政 因朝宗廟」とあり、同十六年「夏五月公四不視朔」の注に「諸侯毎月必告朔聽政 因朝於廟」とあるのを参照。また、隱公元年「春王正月」の注に「故亦朝廟告朔也」とあるのを参照。

注の「朔旦冬至 歴數之所始」については、『續漢書』律曆志下に「冬十有一月甲子夜半朔旦冬至 日月閏積之數皆自此始」とあるのを参照。

なお、『禮記』玉藻「天子玉藻」の疏に「服氏云 人君入大廟 視朔告朔 天子曰靈臺 諸侯曰觀臺 在明堂之中」とある。また、『詩』大雅〈靈臺〉の序疏に「（異義）

左氏說 天子靈臺在太廟之中 聖之靈沼 謂之辟廱 諸侯有觀臺 亦在廟中 皆以望嘉祥也」とある。

〔圃〕凡分至啓閉 必書雲物

④ 「分」は、春分・秋分である。「至」は、冬至・夏至である。「啓」は、立春・立夏である。「閉」は、立秋・立冬である。「雲物」は、氣色・災變である。傳は、かさねて周典をのべたのである。「公」と言っていないのは、日官がその職をつかさどるからである。

〔圃〕注の「雲物 氣色災變也」については、『周禮』保章氏に「以五雲之物 辨吉凶水旱降豐荒之祲象」とあり、注に「物 色也 視日旁雲氣之色 降 下也 知水旱所下之國 鄭司農云 以二至二分觀雲色 青爲蟲 白爲喪 赤爲兵荒 黑爲水 黃爲豐 故春秋傳曰 凡分至啓閉 必書雲物 爲備故也」とあるのを参照。

注の「傳重申周典」については、疏に「左傳諸所發凡 皆是周之舊典 既言禮也 更復發凡 是重申周典也」とある。なお、序に「其發凡以言例 皆經國之常制 周公之垂法 史書之舊章」とあるのを参照。

注の「日官掌其職」については、桓公十七年の傳文に「天子有日官 諸侯有日御」とあり、注に「日官日御 典歴數者」とあるのを参照。

〔圃〕爲備故也

④平素から妖祥を観察し、あらかじめ備えをなすのである。  
 附『周禮』「以觀妖祥辨吉凶」とあり、注に「妖祥 善惡之徵」とあるのを参照。また、宣公三年の傳文に「百物而爲之備 使民知神姦」とあり、注に「圖鬼神百物之形 使民逆備之」とあるのを参照。

團晉侯使以殺大子申生之故來告

④經は必ず赴告をまっしてはじめて書く、ということを釋したのである。

附隱公十一年の傳文に「凡諸侯有命 告則書 不然則否」とあるのを参照。

團初晉侯使士蔿爲二公子築蒲與屈 不慎 寘薪焉

④謹慎しなかった（手抜きした）のである。

附『說文』に「慎 謹也」とあるのを参照。  
 團夷吾訴之 公使讓之

④譴讓した（責めた）のである。

附桓公八年の傳文「黃隨不會 使遼章讓黃」の注に「責其不會」とあるのを参照。また、『國語』周語上「讓不貢」の韋注に「讓 譴責也」とあるのを参照。

團士蔿稽首而對曰 臣聞之 無喪而感 憂必讎焉

④「讎」は、對（こたえる）と同じである。

附『禮記』表記「詩曰 無言不讎 無德不報」の注に「讎

猶答也」とあるのを参照。なお、『史記』封禪書「五利妄言見其師 其方盡 多不讎」の（索隱）に「案 鄭德云 相應爲讎 謂其言語不相應 無驗也」とあるのも参照。

團無戎而城 讎必保焉

④保ち守るのである。

附哀公二十七年の傳文「乃先保南里以待之」の注に「保守也」とある。なお、『詩』大雅（崧高）「南土是保」の鄭箋に「保 守也 安也」とあるのを参照。

團寇讎之保 又何慎焉 守官廢命 不敬 固讎之保 不忠

失忠與敬 何以事君 詩云 懷德惟寧 宗子惟城

④「詩」は、大雅（の板）である。徳を思つて（國を）安んずれば、宗子は城のように堅固になる、ということである。

附「懷」については、毛傳に「懷 和也」とあるが、杜預がどのように讀んでいたかは、よくわからない。ここでは、一應、宣公十四年の傳文「懷於魯矣」の注に「懷 思也」とあるのに倣つておく。

團君其脩德而固宗子 何城如之

④城（を堅固にするの）は、宗子を堅固にするのに及ばない、ということである。

團三年將尋師焉 焉用慎

⑧「尋」は、用である。

附莊公二十八年の傳文「今令尹不尋諸仇讎 而於未亡人之側 不亦異乎」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

團退而賦曰 狐裘毳茸 一國三公 吾誰適從

⑨士蔣が自分で詩を作ったのである。「毳茸」は、亂れたさまである。公と二公子（重耳・夷吾）とで「三」である。城を堅固にしなければ、公子に訴えられ、公にも責められ、堅固にすれば、仇讎を堅固にしたということ。不忠となって、君に事える資格がなくなるから、誰に従ってよいかわからない、ということである。

附『史記』晉世家「退而歌曰 狐裘蒙茸 一國三公 吾誰

適從」の〈集解〉に「服虔曰 蒙茸 以言亂貌 三公

言君與二公子 將敵 故不知所從」とあるのを參照。また、『詩』邶風〈旄丘〉「狐裘蒙戎」の毛傳に「大夫狐蒼裘 蒙戎 以言亂也」とあるのを參照。

團及難 公使寺人披伐蒲 重耳曰 君父之命不校 乃徇曰

校者吾讎也 踰垣而走 披斬其袂 遂出奔翟

⑩「袂」は、袂（そで）である。

附『史記』晉世家「重耳踰垣 宦者追斬其衣袂」の〈集解〉に「服虔曰 袂 袂也」とあるのを參照。また、『詩』邶風〈遵大路〉「摻執子之袂兮」の毛傳に「袂 袂也」

とあるのを參照。なお、『説文』に「袂 衣袂也（中略）春秋傳曰 披斬其袂」とあるのも參照。

團夏公孫茲如牟 娶焉

⑪聘にかこつけて（實は）娶ったから、傳はその事實どおりに書いた（その事實を明らかにした）のである。

附經の注に「叔孫戴伯娶於牟 卿非君命不越竟 故奉公命聘於牟 因自爲逆」とあるのを參照。なお、注の「實其事」については、似たような表現として、宣公十二年の傳文に「實其言（注 實猶充也）」とある。

團會于首止 會王太子鄭 謀寧周也

⑫惠王が、惠后のために、太子鄭を廢して王子帶を立てようとしていたから、齊の桓公は、諸侯をひきいて王の太子と會し、その地位を安定させたのである。

附二十四年の傳文に「初甘昭公有寵於惠后（注 甘昭公王子帶也）惠后將立之 未及而卒」とあるのを參照。

團陳轅宣仲怨鄭申侯之反己於召陵

⑬「宣仲」とは、轅濤塗のことである。

附四年に「齊人執陳轅濤塗」とある。

團故勸之城其賜邑

㊦ 齊の桓公が與えた虎牢である。

㊧ 四年の傳文に「齊侯說 與之虎牢」とあるのを参照。

㊨ 曰 美城之 大名也 子孫不忘 吾助子請 乃爲之請於 諸侯而城之 美

㊩ 樓櫓（ものみやぐら）の備えを立派に設けたのである。

㊪ 桓公十三年の傳文に「君若<sub>レ</sub>不鎮撫 其不設備乎」とあり、

また、下の傳文に「弦子恃之而不事楚 又不設備 故亡」とあるのを参照。

㊫ 遂譖諸鄭伯曰 美城其賜邑 將以叛也 申侯由是得罪

㊬ 七年の「鄭殺（其大夫）申侯」のために傳したのである。

㊭ 秋諸侯盟 王使周公召鄭伯曰 吾撫女以從楚 輔之以晉

可以少安

㊮ 「周公」とは、宰孔のことである。王は、齊の桓公が天子の地位を安定させたことを恨んだから、鄭伯を召して、齊に叛かせたのである。（折しも）晉・楚が齊に服従していなかったから、それによって、鄭を安心させたのである。

㊯ 注の「周公 宰孔也」については、九年に「夏公會宰周公 齊侯宋子衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘」とあり、注に「周公 宰孔也 宰 官 周 采地」とあるのを参照。また、同年の傳文に「王使宰孔賜齊侯胙」とあるのを参照。

注の「王恨齊桓定天子之位」については、上の傳文「會

于首止 會王太子鄭 謀寧周也」の注に「惠王以惠后故

將廢太子鄭而立王子帶 故齊桓帥諸侯會王太子 以定其位」とあるのを参照。

㊰ 鄭伯喜於王命而懼其不朝於齊也 故逃歸不盟 孔叔止之

曰 國君不可以輕 輕則失親

㊱ 「孔叔」は、鄭の大夫である。「親」は、黨援（支持者）である。

㊲ 失親 患必至 病而乞盟 所喪多矣 君必悔之 弗聽

逃其師而歸

㊳ 楚鬬穀於菟滅弦 弦子奔黃 於是江黃道柏方睦於齊 皆

弦姻也

㊴ 「姻」は、外親（姻戚）である。「道」國は、汝南の安陽縣の南部にあった。「柏」は、國名である。汝南の西平縣に柏亭がある。

㊵ 注の「姻 外親也」については、隱公元年の傳文に「士踰月 外姻至」とあり、注に「姻猶親也」とあるのを参照。

㊶ 注の「道國在汝南安陽縣南」については、『漢書』地理志上に「汝南郡（中略）陽安」とあり、注に「應劭曰 道國也 今道亭是」とあるのを参照。なお、洪亮吉『春

秋左傳註に「杜本陽安 今作安陽 蓋傳寫誤 汝南郡別有安陽縣 應劭曰 故江國也」とある。ちなみに、敦煌本（P. 二五六二）では、「陽安」に作っている。

注の「柏 國名 汝南西平縣有柏亭」については、『漢書』地理志上に「汝南郡（中略）西平」とあり、注に「應劭曰 故柏子國也 今柏亭是」とあるのを参照。

團弦子侍之而不事楚 又不設備 故亡

團晉侯復假道於虞以伐虢 宮之奇諫曰 虢 虞之表也 虢

亡 虞必從之 晉不可啓 寇不可翫

㊦「翫」は、習（なれる）である。

附昭公二十年の傳文に「民狎而翫之」とあり、注に「狎 輕也」とあるのを参照。

團一之謂甚 其可再乎

㊦二年に（すでに一度）晉に道を貸して下陽を滅しているからである。

附敦煌本（P. 二五六二）では、注の「爲」を「謂」に作っている。

團諺所謂輔車相依 唇亡齒寒者 其虞虢之謂也

㊦「輔」は、頬輔（はほ）である。「車」は、牙車（はぐき）である。

附『詩』衛風（碩人）「巧笑倩兮」の疏に「服虔云 輔

上頷車也 與牙相依」とあるのを参照。また、『説文』

に「輔 人頰車也」とあるのを参照。なお、異説として、

王引之『經義述聞』に「唇亡齒寒 取諸身以爲喻也 輔

車相依 則取諸車以爲喻也 小雅正月篇 其車既載 乃

棄爾輔 正義曰 爲車不言作輔 此云乃棄爾輔 則輔是

可解脫之物 蓋如今人縛杖於輻以防輔車也 則車之有輔

甚明 呂氏春秋權勳篇 宮之奇諫虞公曰 虞之與虢也

若車之有輔也 車依輔 輔亦依車 虞虢之勢是也 云若

車之有輔 則爲載物之車而非牙車矣」とある。

團公曰 晉 吾宗也 豈害我哉 對曰 大伯虞仲 大王之

昭也 大伯不從 是以不嗣

㊦「大伯」「虞仲」は、いづれもみな、大王の子であった

が、父の命に従わず、ともに（弟の王季に位を）讓って、

呉に行ったのである。（なお、後に）仲雍（虞仲）の支

子が別に西呉に封じられ、虞公は、その後裔である。穆

が昭を生み、昭が穆を生む、というように、世次によっ

てはかるから、大伯・虞仲は、周において「昭」なので

ある。

附注の「大伯虞仲 皆大王之子云云」については、『史記』

晉世家に「大伯虞仲 大王之子也 大伯亡去 是以不嗣」

とあるのを参照。また、同呉世家に「呉大伯大伯弟仲雍

皆周大王之子 而王季歷之兄也 季歷賢 而有聖子昌

大王欲立季歴以及昌 於是大伯仲雍二人乃犇荆蠻 文身斷髮 示不可用 以避季歴 季歴果立 是爲王季 而昌爲文王 大伯之犇荆蠻 自號句吳 荆蠻義之 從而歸之千餘家 立爲吳大伯」とあるのを参照。

注の「仲雍支子別封西吳云云」については、桓公十年の傳文「夏虢公出奔虞」の疏に引く『譜』に「虞 姬姓也

周大王之子 大伯之弟仲雍 是爲虞仲 嗣大伯之後 武王克商 封虞仲之庶孫 以爲虞仲之後 處中國爲西吳

後世謂之虞公 僖五年晉滅之」とあるのを参照。また、

『史記』吳世家に「大伯卒 無子 弟仲雍立 是爲吳仲雍 仲雍卒 子季簡立 季簡卒 子叔達立 叔達卒 子周章立 是時周武王克殷 求大伯仲雍之後 得周章 周章已君吳 因而封之 乃封周章弟虞仲於周之北故夏虛

是爲虞仲 列爲諸侯」とあるのを参照。

團 號仲號叔 王季之穆也

㊦ 「王季」は、大伯・虞仲の同母弟である。「號仲」・「號叔」は、王季の子で、文王の同母弟である。「仲」・「叔」は、いづれもみな、號君の字（あざな）である。

附注の「王季者 大伯虞仲之母弟也」については、『史記』

吳世家に「吳大伯大伯弟仲雍 皆周大王之子 而王季歴之兄也」とあるのを参照。

注の「號仲號叔 王季之子 文王之母弟也」については、

『史記』吳世家に「季歴賢 而有聖子昌（中略）季歴果立 是爲王季 而昌爲文王」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「孝友二號」の章注に「善兄弟爲友 二號 文王弟號仲號叔」とあるのを参照。

なお、疏に「賈逵云 號仲封東號 制是也 號叔封西號 號公是也」とある。ちなみに、隱公元年の傳文「制嚴邑也 號叔死焉 佗邑唯命」の注には「號叔 東號君也」とある。

團 爲文王卿士 勳在王室 藏於盟府

㊦ 「盟府」は、司盟の官である。

附『周禮』秋官の敘官に「司盟 下士二人 府一人 史二人 徒四人」とあるのを参照。

團 將號是滅 何愛於虞 且虞能親於桓莊乎 其愛之也 附疏に「服虔其作甚 注云愛之甚」とある。

團 桓莊之族何罪 而以爲戮 不唯偏乎

㊦ 桓叔・莊伯の族は、晉の獻公の從祖昆弟であったが、獻公は、彼らから壓迫を感じ（ただけで）、皆殺しにしてしまったのである。事は、莊公二十五年にある。

附注の「桓叔莊伯之族 晉獻公之從祖昆弟」については、

『史記』晉世家に「武公稱者 先晉穆侯曾孫也 曲沃桓叔孫也 桓叔者 始封曲沃 武公 莊伯子也 自桓叔初

封曲沃以至武公滅晉也 凡六十七歲 而卒代晉爲諸侯

武公代晉二歲 卒 與曲沃通年 卽位凡三十九年而卒  
子獻公詭諸立」とあるのを参照。

注の「獻公患其僭」については、莊公二十三年の傳文に  
「晉桓莊之族僭 獻公患之」とあるのを参照。  
注の「盡殺之 事在莊二十五年」については、莊公二十  
五年の傳文に「晉士蔿使羣公子盡殺游氏之族 乃城聚而  
處之 冬晉侯圍聚 盡殺羣公子」とある。

團親以寵僭 猶尙害之 況以國乎 公曰 吾享祀豐絜 神  
必據我

㊦「據」は、安（おちつく）と同じである。

團異説として、王引之『經義述聞』に「據 依也 邴風柏  
舟篇 亦有兄弟 不可以據 毛傳曰 據 依也 周語曰  
民無據依 晉語曰 民各有心 無所據依 皆其證也  
虞公謂神必依我 故宮之奇對曰 鬼神非人實親 惟德是  
依 又曰 神所馮依 將在德矣」とある。

團對曰 臣聞之 鬼神非人實親 惟德是依 故周書曰 皇  
天無親 惟德是輔

㊦「周書」は、逸書である。

團莊公八年の傳文「夏書曰 臯陶邁種德」の注に「夏書  
逸書也」とあるのを参照。なお、その團も参照。  
なお、ここの傳の二句は、偽古文の〈蔡仲之命〉にとら  
れている。

團又曰 黍稷非馨 明德惟馨

㊦「馨」とは、芳香が遠くに及ぶことである。

團桓公六年の傳「所謂馨香無譌慝也」の注に、同文がみえ  
る。なお、『説文』に「馨 香之遠聞者」とあるのを参  
照。

なお、ここの傳の二句は、偽古文の〈君陳〉にとられて  
いる。

團又曰 民不易物 惟德絜物

㊦黍稷・牲玉は、徳がなければ、（神に）享けられず、徳  
があれば、享けられる。（つまり）物は同じでも、用は  
異なる、ということである。

團『詩』大雅〈洞酌〉の疏に「服虔注云 絜 發聲也 言  
黍稷性玉不易 無德薦之則不見饗 有德則見饗 言物爲  
有德用也」とあるのを参照。

なお、ここの傳の二句は、偽古文の〈旅獒〉にとられて  
いる。ただし、〈旅獒〉では、「民」を「人」に作り、「絜」  
を「其」に作っている。

團如是 則非徳民不和 神不享矣 神所馮依 將在徳矣

若管取虜 而明德以薦馨香 神其吐之乎 弗聽 許晉使  
宮之奇以其族行

㊦「行」は、去である。

團桓公十六年の傳文「壽子告之 使行」の注に、同文がみ

える。なお、『史記』晉世家に「宮之奇以其族去虞」とあり、また、『國語』晉語二に「吾不去 懼及焉 以其孥適西山」とあるのを参照。

○團曰 虞不臘矣

④「臘」は、歳のおわりに衆神を祭る行事の名稱である。

○附『説文』に「臘 冬至後三戌 臘祭百神」とあるのを参照。また、蔡邕『獨斷』に「臘者 歳終大祭」とあるのを参照。

○團在此行也 晉不更舉矣

④更めて兵を擧げるまでもない、ということである。

○附下の傳文に「冬十二月丙子朔晉滅虢 虢公醜奔京師 師還館于虞 遂襲虞滅之」とあるのを参照。

○團八月甲午晉侯圍上陽

④「上陽」は、虢の國都である。弘農の陝縣の東南部にあった。

○附『漢書』地理志上に「弘農郡（中略）陝 故虢國」とあるのを参照。

○團問於卜偃曰 吾其濟乎 對曰 克之 公曰 何時 對曰

童謡云 丙之晨 龍尾伏辰

④「龍尾」は、尾星である。日と月とが交會する所を「辰」という。日が尾にあるから、尾星がかくれて見えないのである。

○附『國語』晉語二「丙之晨 龍尾伏辰」の章注に「丙 丙子也 晨 早朝也 龍尾 尾星也 伏 隱也 辰 日月之交會也 謂魯僖五年冬 周十二月 夏十月丙子朔之朝 日在尾 月在天策 伏辰 辰在龍尾 隱而未見」とあるのを参照。また、昭公七年の傳文に「日月之會是謂辰」とあり、注に「一歳日月十二會 所會謂之辰」とあるのを参照。

○團均服振振 取虢之旂

④軍事においては、上の者も下の者も同じ服をきる（から、「均服」と言っている）のである。「振振」は、盛んなさまである。「旂」は、軍旗である。

○附『國語』晉語二「均服振振 取虢之旂」の章注に「均 同也 戎服君臣同也 振振 威武也 交龍曰旂」とあるのを参照。なお、異説として、『文選』卷第十六潘安仁〈閑居賦〉の注に「服虔曰 均服 黑服也」とある（ただし、『周禮』司几筵「凡大朝覲」の疏には「賈服杜君等皆爲均 均 同也」とある）。

○團鶉之賁賁 天策焯焯 火中成軍 虢公其奔

④「鶉」は、鶉火星である。「賁賁」は、鳥星の形状である。「天策」は、傳説星である。この時、日に近いいため、かすかにしか見えない。「焯焯」は、ひかりがないさまである。丙子のあけ方に、鶉火が南中し、軍事が成功す

る、ということである。ここまででは、いづれもみな、童謡の言葉である。齒がぬげかわる年頃（七、八歳）の小兒は、未だ思慮分別もないのに、時に、馮かれた者のように、たわむれの言葉を口走ることがある。その言葉は、あたる場合もあり、そうでない場合もあるが、見聞のひろい士や思慮の慎重な人が、いづれの場合も、記憶しておいて、それを鑑戒とし、將來の徵驗とするから、世の教えに役立つのである。

附注の前半については、『國語』晉語二「鶉之賁賁 天策

焯焯 火中成軍 號公其奔」の章注に「鶉 鶉火 鳥星也 賁賁 鶉貌也 天策 尾上一星名曰天策 一名傳說 焯焯 近日月之貌也 火 鶉火也 中 晨中也 成軍 軍有成功也」とあるのを参照。

注の後半の「能懼思之人」については、文公三年の傳文に「孟明之臣也 其不解也 能懼思也」とあるのを参照。

團其九月十月之交乎

④星の出方から推して、九月・十月の交であることがわかる。夏正の九月・十月をいう。「交」とは、晦と朔との境目である。

附注の「以星驗推之 知九月十月之交」については、襄公九年の傳文「昧爲鶉火」の注に「建辰之月 鶉火星 昏 在南方」とあるのを参照。また、『禮記』月令に「孟冬

之月 日在尾 昏危中 且七星中」とあるのを参照。注の「謂夏之九月十月也」については、『漢書』五行志中之上に「周十二月 夏十月也 言天者以夏正」とあるのを参照。

注の「交 晦朔交會」については、『國語』晉語二「其九月十月之交乎」の章注に「交 晦朔之間也」とあるのを参照。また、『詩』小雅「十月之交」十月之交 朔月 辛卯 日有食之 亦孔之醜」の毛傳に「之交 日月之交會」とあるのを参照。

團丙子旦 日在尾 月在策

④この夜に、日と月とが尾で合朔（交會）するが、月は、運行が速いから、あけ方になると、（尾を）すぎて、策にある。

附『續漢書』律曆志下に「日月相推 日舒月速 當其同所 謂之合朔」とあるのを参照。

團鶉火中 必是時也 冬十二月丙子朔晉滅虢 號公醜齊京

師

④（經に）書かれていないのは、赴告して來なかつたからである。周正の十二月は、夏正の十月にあたる。

附隱公十一年の傳文に「凡諸侯有命 告則書 不然則否」とあるのを参照。

團師還館于虞 遂襲虞滅之 執虞公及其大夫井伯 以勝秦

## 穆姬

⑨「秦穆姬」は、晋の獻公の女（むすめ）である。女を送る（女につきそう）のを「勝」という。それによって、辱しめたのである。

團而脩虞祀 且歸其職貢於王

⑩「虞祀」とは、虞が命じられていた祭祀である。

附『史記』晋世家「而修虞祀」の〈集解〉に「服虔曰 虞所祭祀 命祀也」とあるのを参照。なお、三十一年の傳文に「不可以間成王周公之命祀」とあり、注に「諸侯受命 各有常祀」とあり、また、哀公六年の傳文に「三代命祀 祭不越望」とあり、注に「諸侯望祀竟内山川星辰」とあるのも参照。

團故書曰晋人執虞公 罪虞 且言易也

附傳文の「公言易也」の「公」は、按勘記に従って、「且」に改める。

## 〔僖公六年〕

經六年春王正月

經夏公會齊侯宋公陳侯衛侯曹伯伐鄭圍新城

⑪「新城」とは、鄭の新密のことであり、今の滎陽の密縣である。

附注の「滎陽」の「滎」は、按勘記に従って、「熒」に改める。ちなみに、敦煌本（P. 二五六二）も「熒」に作っている。なお、隱公元年「夏五月鄭伯克段于鄆」の注に「鄭在熒陽宛陵縣西南」とあるのを参照。

經秋楚人圍許

⑫楚子は、自身では圍まず（他の者に圍ませ）、圍んだ者によって赴告してきた（から、「楚人」と稱している）のである。

附異説として、齊召南『春秋左傳注疏考證』に「傳明曰

楚子圍許以救鄭 下又明曰 蔡穆侯將許僖公以見楚子於武城 不得云楚子不親圍也」とある。

經諸侯遂救許

⑬いづれもみな、（上の）鄭を伐った諸侯であるから、あらためて列擧はしないのである。

經冬公至自伐鄭

⑭傳はない。

附疏に引く『釋例』に「諸若此類 事勢相接 或以始致或以終致 蓋時史之異也」とある。ちなみに、穀梁傳文には「其不以救許致何也 大伐鄭也」とあり、また、公羊の何注には「事遷於救許 以伐鄭致者 舉不得意」と

ある。

團六年春晉侯使賈華伐屈 夷吾不能守 盟而行

④「賈華」は、晉の大夫である。(夷吾は、はじめから)

手向かうまいとしたのではなく、(手向かった結果)力  
で守りきれなかったのである。(つまり、ここは、夷吾  
が、はじめから手向かわなかった)重耳の賢明さに及ば  
なかったことを言っているのである。

附注の「賈華 晉大夫」については、『史記』晉世家「二

十三年 獻公遂發賈華等伐屈」の〈集解〉に「賈遼曰

賈華 晉右行大夫」とあるのを参照。なお、十年の傳文  
に「右行賈華」とある。

注の「非不欲校云云」については、五年の傳文に「及難

公使寺人披伐蒲 重耳曰 君父之命不校 乃徇曰 校  
者吾讎也」とあるのを参照。

團將奔狄 卻芮曰 後出同走 罪也

④重耳と示し合わせて後を追った(同じ所に逃げた)かに  
まぎらわしい、ということである。

附五年の傳文に「重耳曰(中略)踰垣而走 披斬其袂 遂  
出奔翟」とあるのを参照。また、『國語』晉語二「後出  
同走 不免於罪」の章注に「同走 嫌同謀也」とあるの  
を参照。

團不如之梁 梁近秦而幸焉 乃之梁

④梁は、秦に氣に入られており、秦は、大國であるうえに、  
穆姬がそこにいたから、秦にたよって(晉に)入ること  
(歸國すること)を要求しようとしたのである。

附『史記』晉世家に「秦彊 吾君百歲後可以求入焉」とあ  
るのを参照。また、『國語』晉語二に「秦親吾君 吾君

老矣(韋注 秦穆夫人 獻公之女 故親吾君也) 子往  
驪姬懼 必援於秦 以吾存也(韋注 以吾存者 以吾在

梁依秦也) 且必告悔 是吾免也」とあるのを参照。なお、  
九年の傳文に「齊隰朋帥師會秦師納晉惠公(注 惠公

夷吾)」とあるのも参照。

團夏諸侯伐鄭 以其逃首止之盟故也

④「首止の盟」は、五年にある。

附五年に「秋八月諸侯盟于首止 鄭伯逃歸不盟」とある。

團圍新密 鄭所以不時城也

④實は「新密」であるのに、經が「新密」と言っているの  
は、鄭が不適切な時期に土木工事をしたため、齊の桓公  
が聲を大にしてその罪を諸侯に喧傳した、からである。

附注の「鄭以非時興土功」については、莊公二十九年の傳  
文に「凡土功 龍見而畢務 戒事也 火見而致用 水昏  
正而裁 日至而畢」とあるのを参照。

注の「齊桓聲其罪以告諸侯」については、莊公二十九年の傳文「凡師 有鍾鼓曰伐」の注に「聲其罪」とあるのを参照。なお、その附も参照。

㊦ 春秋楚子圍許以救鄭 諸侯救許 乃還

㊧ 冬蔡穆侯將許僖公以見楚子於武城

㊨ 楚子は、武城に退舍したが、なお怒りがおさまらず、一方、諸侯は、各々いくさをやめた。だから、蔡が許の君をつれて楚に歸服したのである。「武城」は、楚地で、南陽の宛縣の北部にあった。

㊩ 許男面縛銜璧 大夫衰絰 士輿櫬

㊪ 手を後で縛って、からだの前面だけをみせ(正面を向き)、壁を贅(贈物)にしたが、手が縛られているから、それを口に含んだのである。「櫬」は、棺である。死を甘受するつもりだったから、衰絰(喪服)を身につけたのである。

㊫ 注の「縛手於後 唯見其面」については、襄公十八年の

傳文に「乃弛弓而自後縛之(注 反縛之) 其右具丙亦舍兵而縛郭最 皆衿甲面縛」とあるのを参照。なお、異説として、洪亮吉『春秋左傳詁』に「廣雅 備 備也 漢書賈誼傳 備蟻癩以隱處兮 王逸應劭注並云 備 背也

項籍傳 馬童面之 張晏曰 背之也 師古亦云 面謂背之 不面向也 備面古字同 按 杜注云但見其面 可爲臆說」とある。ちなみに、『史記』宋世家「肉袒面縛」の〈索隱〉には「面縛者 縛手于背而面向前也 劉氏云 面即背也 義亦稍迂」とある。

注の「櫬 棺也」については、襄公二年の傳文「以自爲櫬與頌琴」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「櫬 棺也(中略) 春秋傳曰 士輿櫬」とあるのを参照。

㊬ 楚子問諸逢伯

㊭ 「逢伯」は、楚の大夫である。

㊮ 對曰 昔武王克殷 微子啓如是

㊯ 「微子啓」は、紂の庶兄で、宋の祖である。

㊺ 『史記』宋世家に「微子開者 殷帝乙之首子而帝紂之庶兄也(中略) 周武王伐紂克殷 微子乃持其祭器造於軍門 肉袒面縛 左牽羊 右把茅 膝行而前以告 於是武王乃釋微子 復其位如故(中略) 周公既承成王命誅武庚 殺管叔 放蔡叔 乃命微子開代殷後 奉其先祀 作微子之命以申之 國于宋」とあるのを参照。

㊻ 武王親釋其縛 受其璧而祓之

㊼ 「祓」は、凶を除く禮である。

㊽ 『説文』に「祓 除惡祭也」とあるのを参照。なお、襄公二十五年の傳文「祝祓社」の注に「祓 除也」とあり、

また、同二十九年の傳文「祓・殯・而・綖 則布幣也」の注に「先使巫祓除殯之凶邪 而行綖禮 與朝而布幣無異」とあるのも参照。

團焚其櫬 禮而命之 使復其所 楚子從之

〔僖公七年〕

經七年齊齊人伐鄭

經夏小邾子來朝

④傳はない。鄭の犁來が（ここで）始めて、王の爵命を得て「諸侯として」來朝したのである。邾の別封であるから、「小邾」というのである。

附莊公五年の傳文に「秋邕・犁來來朝 名 未王命也」とあり、注に「未受爵命爲諸侯 傳發附庸稱名例也 其後數從齊桓以尊周室 王命以爲小邾子」とあるのを参照。

經鄭殺其大夫申侯

⑤「申侯」は、鄭の卿である。「利欲をほしのままにして飽くことがなかった」（下の傳文）から、名を稱して殺し、罪責したのである。例は、文公六年にある。

附注の「例在文六年」について。文公六年に「晉殺其大夫陽處父」とあり、傳に「書曰晉殺其大夫 侵官也」とあ

るが、これは、經の注に「處父侵官 宜爲國討 故不言賈季殺」とあるように、主語についてだけ言っているから、ここには適合しない。むしろ、同七年に「宋人殺其大夫」とあり、傳に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とある方が、目的語についても言っているから、適合する。したがって、注の「六」は、あるいは、「七」の誤りかも知れない（?）。ちなみに、莊公二十六年「曹殺其大夫」の注には「不稱名 非其罪 例在文七年」とある。

經秋七月公會齊侯宋公陳世子款鄭世子華盟于甯母

⑥高平の方與縣の東部に泥母亭があり、「泥」は音が「甯」と同じである。

經曹伯班卒

⑦傳はない。（名を書いているのは）五年に首止で同盟した（からである）。

附五年に「公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首止」とあり、ついで「秋八月諸侯盟于首止」とある。なお、二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

經公子友如齊

④傳はない。盟がおわってから聘したのは、(盟の際の) 無調法をあやまったのである。

經冬葬曹昭公

④傳はない。

團七年春齊人伐鄭 孔叔言於鄭伯曰 諺有之曰 心則不競

何憚於病

④「競」は、強である。「憚」は、難(かたんずる)である。

附注の「競 強也」については、宣公元年の傳文「故不競於楚」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋言に「競 彊也」とあるのを参照。また、『詩』大雅(桑柔)「君子實維 秉心無競」の毛傳に「競 彊」とあるのを参照。

注の「憚 難也」については、哀公十四年の傳文「君憚告子」の注に「難以遊戲煩大臣」とあるのを参照。また、『詩』小雅(縣蠻)「豈敢憚行 畏不能趨」の鄭箋に「憚 難也」とあるのを参照。なお、『釋名』釋言語に「難 憚也 人所忌憚也」とあるのも参照。

團既不能彊 又不能弱 所以斃也 國危矣 請下齊以救國

公曰 吾知其所由來矣 姑少待我

④申侯(を殺すこと)によって(齊に)言いわけしようとしたのである。

附すぐ下の傳文に「夏鄭殺申侯以說于齊」とある。なお、

「說」については、十年の傳文「晉侯殺里克以說」の注に「自解說不篡」とあり、二十八年の傳文「公懼於晉 殺子叢以說焉」の注に「召子叢而殺之 以謝晉」とあり、

また、文公二年の傳文「陳侯爲衛請成于晉 執孔達以說」

の注に「陳始與衛謀 謂可以強得免 今晉不聽 故更執孔達以苟免也」とあるのを参照。

團對曰 朝不及夕 何以待君

④夏鄭殺申侯以說于齊 且用陳轅濤塗之譖也

④「濤塗の譖」は、五年にある。

附五年の傳文に「陳轅宣仲怨鄭申侯之反己於召陵 故勸之城其賜邑 曰 美城之 大名也 子孫不忘 吾助子請

乃爲之請於諸侯而城之 美 遂譖諸鄭伯曰 美城其賜邑

將以叛也 申侯由是得罪」とあり、注に「爲七年鄭殺

申侯傳」とある。

團初申侯 申出也

④姊妹の子が「出」である。

附莊公二十二年の傳文「陳厲公 蔡出也」の注に「姊妹之子曰出」とあるのを参照。なお、その附も参照。

團有寵於楚文王 文王將死 與之璧 使行 曰 唯我知女

女專利而不厭 予取予求 不女疵瑕也

① わしから取り、わしに求めても、わしはそなたをとがめなかつた、ということである。

附桓公八年の傳文「讎有讎 不可失也」の注に「讎 瑕隙也」とあるのを参照。また、宣公十二年の傳文「觀讎而動」の注に「讎 罪也」とあるのを参照。

團後之人將求多於女

② 「後之人」とは、嗣君（あとつぎ）をいう。「求多」とは、禮義によつて大いにせめる、ということである。

附注の「望責」は、せめるの意の連文とみる。ちなみに、「廣韻」に「望 責也」とある。

なお、異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「求多於女

謂向女多求財貨 多即指予取予求之利」とある。

團女必不免 我死 女必速行 無適小國 將不女容焉

③ （小國は）政治がせせこましく、法律がやかましい（からである）。

團既葬 出奔鄭 又有寵於厲公 子文聞其死也 曰 古人有言曰 知臣莫若君 弗可改也已

團秋盟于甯母 謀鄭故也 管仲言於齊侯曰 臣聞之 招攜以禮 懷遠以德

④ 「攜」は、離である。

附二十八年の傳文「不如私許復曹衛以攜之」の注に、同文がみえる。なお、『國語』周語中「民乃攜貳」の章注に「攜 離也」とあるのを参照。

團德禮不易 無人不懷 齊侯脩禮於諸侯 諸侯官受方物

⑤ 諸侯の役人たちが、それぞれ、齊に行つて、自分の國が天子に献上すべき貢物（の指示）を受けたのである。

附昭公十三年の傳文に「昔天子班貢 輕重以列 列尊貢重

周之制也」とあるのを参照。また、嵇康〈答難養生論〉に「九土述職 各貢方物 以効誠耳」とあるのを参照。

團鄭伯使大子華聽命於會 言於齊侯曰 洩氏孔氏子人氏三族 實違君命

⑥ 「三族」は、鄭の大夫である。

團君若去之以爲成 我以鄭爲內臣 君亦無所不利焉

⑦ 鄭をひきいて齊につかえ、封内の臣のようにする、ということである。

附傳文の「若君」は、校勘記に従つて、「君若」に改める。

團齊侯將許之 管仲曰 君以禮與信屬諸侯 而以姦終之 無乃不可乎 子父不奸之謂禮 守命共時之謂信

⑧ 君の命を守つて、折々の事をつつしんで行なう、という

ことである。

〔附〕成公十八年の傳文に「共而從君」とあり、襄公二十三年の傳文に「敬共父命」とあり、昭公三年の傳文に「卿共葬事」とあり、同十二年の傳文に「率事以信爲共（注）率猶行也」とあり、同二十六年の傳文に「君令臣共」とあり、同三十年の傳文に「事大在共其時命（注）隨時共所求」とあるのを参照。また、文公六年の傳文に「時以作事（注）順時命事」とあり、襄公二十八年の傳文に「邾悼公來朝 時事也」とあり、同三十一年の傳文に「以來會時事（注）隨時來朝會」とあるのを参照。

〔團〕違此二者 姦莫大焉 公曰 諸侯有討於鄭 未捷 今苟有變 從之 不亦可乎

④子華が父の命にそむいたのは、すきに他ならない、ということである。

〔附〕桓公八年の傳文「讎有變 不可失也」の注に「讎 瑕隙也」とあるのを参照。

〔團〕對曰 君若綏之以德 加之以訓辭 而帥諸侯以討鄭 鄭將覆亡之不暇 豈敢不懼 若摠其罪人以臨之

④「摠」は、將領（ひきつれる）である。子華は、父の命にそむいたから、「罪人」なのである。

〔附〕武億『經讀考異』に「舊讀以辭字絕句 李生渡云 當以訓字絕 辭下屬而帥諸侯以討之爲句 愚檢昭元年傳 此

行也 辭而假之寡君 同」とある。

〔團〕鄭有辭矣 何懼

④大義を言い分にする、ということである。

〔團〕且夫合諸侯 以崇德也 會而列姦 何以示後嗣

④「列姦」とは、子華（の策謀）を用いる、ということである。

〔附〕疏に「經書齊侯宋公陳世子款鄭世子華盟于甯母 則已列於會矣 管仲方云會而列姦何以示後嗣者 桓公列之於會 直是列其身耳 管仲言列姦者 謂將用其姦謀 故杜云列姦用子華也 不受子華之請 即是會不列姦」とある。

なお、異説として、惠棟『春秋左傳補註』に「當云用子華爲內臣 昭四年傳云姬在列者 言姬姓爲君者也 子華欲以鄭屬齊爲附庸之君 齊若許之 是列姦也 故下云記姦之位 位謂君位 杜下注云會位 失之 如杜說 何以經仍書鄭世子華乎 必不然矣」とある。

〔團〕夫諸侯之會 其德刑禮義 無國不記 記姦之位

④「位」は、會の位である。子華が姦人であるのに會の位につらななことが、諸侯に記録される、ということである。

〔團〕君盟替矣

④「替」は、廢である。

〔附〕二十四年の傳文「王替隗氏」の注に、同文がみえる。な

お、『爾雅』釋言に「替 廢也」とあるのを参照。  
團作而不記 非盛徳也

㊥君の言動は必ず書かなければならないきまりであるから、たとえ齊の史官がいみかくしたとしても、(その場合は、きまりをやぶったという點で)やはり、盛徳をそこなうことになる、ということである。

附『漢書』藝文志に「古之王者世有史官 君舉必書 所以慎言行 昭法式也」とあるのを参照。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「傳云無國不記 解乃云齊史 隱諱 非也 改曰不記 言不可記」とある。

團君其勿許 鄭必受盟 夫子華既爲大子 而求介於大國以弱其國 亦必不免

㊥「介」は、因である。

附文公六年の傳文「介人之寵 非勇也」、成公十六年の傳文「敢介大國以求厚焉」等の注に、同文がみえる。なお、襄公二十四年の傳文に「陳國之介恃大國」とあり、同二十五年の傳文に「介恃楚衆」とあるのを参照。

團鄭有叔詹堵叔師叔三良爲政 未可間也 齊侯辭焉 子華由是得罪於鄭

團冬鄭伯使請盟于齊

㊥齊侯が子華(の策謀)にしたがわなかったからである。

附上の傳文に「君其勿許 鄭必受盟」とあるのを参照。

團閏月惠王崩 襄王惡大叔帶之難

㊥「襄王」は、惠王の太子の鄭である。「大叔帶」は、襄王の弟で、惠後の子である。(帶は)惠後に寵愛され、惠後は、彼を立てようとしていたが、果せないうちに卒したのである。

附二十四年の傳文に「初甘昭公有寵於惠后(注 甘昭公 王子帶也) 惠后將立之 未及而卒」とあるのを参照。

團懼不立 不發喪而告難于齊

㊥八年の洮の盟のために傳したのである。

附八年に「春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮」とある。

「僖公八年」

經八年春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮

㊥王人(王の臣)が諸侯と盟ったのに、譏っていないのは、王室に内紛があったからである。「洮」は、曹地である。

附注の前半については、疏に引く『釋例』に「中土稱名 下土稱人」とあり、また、「未有臣而盟君 臣而盟君 是子可盟父 故春秋王世子以下 會諸侯者 皆同會而不

同盟」とあるのを参照。

注の「洮 曹地」については、三十一年の傳文に「春取濟西田 分曹地也（中略）分曹地 自洮以南 東傳于濟 盡曹地也」とあるのを参照。なお、莊公二十七年「春公會杞伯姬于洮」の注には「洮 魯地」とある。

經鄭伯乞盟

㊦ 歸服したばかりで、まだ會に参加しなかったから、（いっしょに）ならべず、別に「乞盟」と言ったのである。

附下の傳文に「鄭伯乞盟 請服也」とあるのを参照。

經夏狄伐晉

經秋七月禘于大廟 用致夫人

㊦ 「禘」は、三年（に一度）の大祭の名である。「大廟」は、周公の廟である。「致」とは、新たな死者の主（位牌）を廟におさめて、昭穆に位置づけるのである。夫人は、（共仲と）淫通して（閔公の）殺害に關與し、寢で薨じなかったため、禮として、（廟に）おさめてはならなかったから、僖公は、その禮をはばかって、（夫人をおさめないまま）三度目の禘をむかえたが、今ここで、思いきっておさめてしまったのである。（こういうわけ）（普通（の禘）とは異なっているかにまぎらわしいか

ら、書い（て、この禘自體は、三年に一度の普通のもの）であることを明らかにし）たのである。

附注の「禘 三年大祭之名」については、文公二年の公羊傳文「五年而再殷祭」の何注に「謂三年禘五年禘」とあるのを参照。

注の「大廟 周公廟」については、桓公二年「夏四月取郟大鼎于宋 戊申納于大廟」の注に、同文がみえる。なお、文公十三年の公羊傳文に「周公稱大廟」とあるのを参照。

注の「致者云云」については、疏に引く『釋例』に「三年喪畢 致新死之主 以進於廟 廟之遠主 當遷入祧 於是乃大祭於大廟 以審定昭穆 謂之禘」とあるのを参照。

注の「夫人淫而與殺 不薨於寢」については、閔公二年の傳文に「共仲通於哀姜 哀姜欲立之 閔公之死也 哀姜與知之 故孫于邾 齊人取而殺之于夷 以其尸歸 僖公請而葬之」とあるのを参照。

注の「不薨於寢 於禮不應致」については、下の傳文に「凡夫人不薨于寢 不殯于廟 不赴于同 不耐于姑 則弗致也」とあるのを参照。

注の「歷三禘」については、疏に「二年除閔喪爲禘 至五年復禘 今八年復禘」とある。

注の「嫌異常 故書之」については、疏に「三年一禘 禘自是常」とある。

經冬十有二月丁未天王崩

⑨ 実際には、前年の閏月に崩じたのだが、この年の十二月丁未のこととして赴告して來たのである。

附七年の傳文に「閏月惠王崩」とある。

⑩ 八年春盟于洮 謀王室也 鄭伯乞盟 請服也 襄王定位 而後發喪

⑪ 王人が洮で（諸侯と）會し、もどった後に、王の地位が安定したのである。

附注の「定位」は、按勘記に従って、「位定」に改める。

⑫ 晉里克帥師 梁由靡御 虢射爲右 以敗狄于采桑

⑬ 傳は、前年の事を言っているのである。平陽の北屈縣の西南部に采桑津がある。

附注の「傳言前年事也」については、下の傳文に「虢射曰 期年狄必至」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「亦擊晉於蠶桑」の〈集解〉に「服虔曰 翟地」とある。

⑭ 梁由靡曰 狄無恥 從之 必大克

⑮ 逃げることを恥としないから、追撃するのがよい、というのである。

⑯ 里克曰 懼之而已 無速衆狄

⑰ （追撃すれば）怨みを深くして諸部族の反撃を招くおそれがある、ということである。

⑱ 虢射曰 期年狄必至 示之弱矣

⑲ 夏狄伐晉 報采桑之役也 復期月

⑳ 「一年後」という（虢射の）豫言が實現したことを明らかにしたのである。

㉑ 『論語』子路「子曰 苟有用我者 期月而已可也 三年有成」の邢疏に「期月 周月也 謂周一年之十二月也」とあり、『後漢書』左雄傳「觀政於亭傳 責成於朞月」

の注に「朞 匝也 謂一歲」とあるのを参照。また、『論語』學而に「有子曰 信近於義 言可復也」とあり、皇疏に「復猶驗也」とあるのを参照。

㉒ 秋禘而致哀姜焉 非禮也 凡夫人不薨于寢 不殯于廟

不赴于同 不耐于姑 則弗致也

㉓ 「寢」は、小寢である。「同」は、同盟（國）である。「不殯于廟」とは、葬らんとする時に、柩をひいて廟にたちよることをしない、ということである。哀姜の「薨」・

「葬」に關する經文によれば、柩をひいて廟にたちより、同盟國に赴告し、祖姑に耐祭することは、しているから、今ここでは、「小寢で薨じなかつた」という理由で（廟に）おさめることが出来ないのである。

〔附注の「寢 小寢」については、『禮記』檀弓下「喪之朝也」の疏に「服氏云 不薨於寢 寢謂小寢」とあるのを參照。

注の「將葬又不以殯過廟」については、『禮記』檀弓下に「喪之朝也 順死者之孝心也（注 朝謂遷柩於廟）其哀離其室也 故至於祖考之廟而后行 殷朝而殯於祖 周朝而遂葬」とあるのを參照。なお、疏に「殯過廟者 將葬之時 從殯宮出 告廟乃葬 非是殯戶於廟中也」とある。なお、異説として、『禮記』檀弓下「喪之朝也」の疏に「服氏云（中略）不殯於廟 廟謂殯宮 鬼神所在謂之廟」とある。

注の「據經哀姜薨葬之文云云」については、元年に「秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷 齊人以歸」とあり、二年に「夏五月辛巳葬我小君哀姜」とある。なお、隱公三年の傳文に「夏君氏卒 聲子也 不赴於諸侯 不反哭于寢 不耐于姑 故不曰薨 不稱夫人 故不言葬」とあり、注に「夫人喪禮有三 薨則赴於同盟之國 一也 既葬 日中自墓反 處於正寢 所謂反哭于寢 二也 卒哭而耐於祖姑

三也 若此 則書曰夫人某氏薨 葬我小君某氏 此備禮之文也 其或不赴不耐 則爲不成喪 故死不稱夫人薨 葬不言葬我小君某氏 反哭則書葬 不反哭則不書葬 今聲子三禮皆闕」とあるのを參照。

〔附冬王人來告喪 難故也 是以緩〕

⑩大叔帶による内紛があつた（からである）。

〔附七年の傳文に「閏月惠王崩 襄王惡大、叔帶之難 懼不立 不發喪而告難于齊」とあるのを參照。〕

〔附宋公疾 大子茲父固請曰 目夷長且仁 君其立之〕

⑪「茲父」は、襄公である。「目夷」は、茲父の庶兄の子魚である。

〔附「史記」宋世家に「三十年 桓公病 大子茲甫讓其庶兄 目夷爲嗣 桓公義大子意 竟不聽 三十一年春 桓公卒 大子茲甫立 是爲襄公」とあるのを參照。〕

〔附公命子魚 子魚辭曰 能以國讓 仁孰大焉 臣不及也 且又不順〕

⑫庶子を立てるのは、禮に合致しない、ということである。

〔附遂走而退〕

〔僖公九年〕

經九年春王三月丁丑宋公御說卒

④(名を書いているのは)四たび同盟した(からである)。

附二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。なお、疏に「御說以莊十三年即位 十六年盟于幽 十九年于鄆 二十七年于幽 僖元年于榑 四年于召陵 五年于首止 七年于甯母 八年于洮 皆魯宋俱在 是爲八同盟 不數莊公之盟 禮盟經不書 亦不數 故云四同盟」とある。

經夏公會宰周公齊侯宋子衛侯鄭伯許男曹伯于葵丘

⑤「周公」とは、宰孔のことである。「宰」は官で、「周」は采地である。天子の三公には字(あざな)をいわない。「宋子」とは、襄公のことである。傳例に「喪にあるうちは、公・侯は『子』という」とある(下の傳文)。陳留の外黃縣の東部に葵丘がある。

附注の「宰 官」については、隱公元年の公羊傳文に「宰者何 官也」とあるのを参照。

注の「天子三公不字」については、疏に引く『釋例』に「今案春秋以考之 其稱公者 皆三公 非五等之公也」とあり、また、公羊傳文に「宰周公者何 天子之爲政者也」とあり、何注に「宰猶治也 三公之職號 尊名也」とあるのを参照。また、疏に引く『釋例』に「王之公卿

皆書爵」とあり、隱公元年「秋七月天王使宰咺來歸惠

公仲子之贈」の注に「天子大夫稱字」とあるのを参照。

注の「陳留外黃縣東有葵丘」については、疏に引く『釋例』に「宋地 陳留外黃縣東有葵丘 或曰 河東汾陰縣爲葵丘 非也 經書夏會葵丘 九月乃盟 晉爲地主 無緣欲會而不及盟也」とあるのを参照。なお、莊公八年の傳文に「齊侯使連稱管至父戍葵丘」とあるのは、注に「葵丘 齊地 臨淄縣西有地名葵丘」とあって、こことは別の地である。

經秋七月乙酉伯姬卒

⑥傳はない。公羊・穀梁では「まだ人に嫁いでいなかったから、國を稱していないのである。許嫁(婚約)していないば、成人の禮によつて書き、殤(若死)扱いはしない。婦人が許嫁して笄(こうがい)をつけるのは、男子が冠をつけるのと同じである」と言っている。

附公羊傳文に「此未適人 何以卒 許嫁矣 婦人許嫁 字而笄之(注 笄者 簪也 所以繫持髮 象男子飾也) 死則以成人之喪治之(注 不以殤禮降也)」とあり、穀梁傳文に「内女也 未適人不卒 此何以卒也 許嫁 笄而字之 死則以成人之喪治之」とある。なお、『禮記』喪服小記に「丈夫冠而不爲殤 婦人笄而不爲殤」とあるの

を参照。また、『儀禮』土昏禮記「女子許嫁 笄而醴之 稱字」の注に「笄女之禮 猶冠男也」とあるのを参照。

經九月戊辰諸侯盟于葵丘

④夏に葵丘で會しているが、ついで伯姬が卒したため、文がつながらないから、重ねて「諸侯」と言ったのである。(なお)「宰孔は先に歸り」(下の傳文)、盟には參加しなかつた。

附昭公十三年には「秋公會劉子晉侯齊侯宋公衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子于平丘 八月甲戌同盟于平丘」とあって、「諸侯」が省略されている。

なお、疏に「杜云宰孔先歸不與盟者 欲見縱無伯姬之卒亦當重言諸侯」とある。これについては、五年に「公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首止 秋八月諸侯盟于首止」とあり、注に「問無異事 復稱諸侯者 王世子不盟故也」とあるのを参照。

經甲子晉侯僖諸卒

④(名を書いているのは)同盟はしていなかつたけれども、名をもって赴告してきた(からである)。「卒」の「甲子」は九月十一日であり、「盟」の「戊辰」は(九月)十五日であるのに、「卒」を「盟」の後に書いている

のは、赴告に従つたのである。

附注の前半については、二十三年の傳文に「凡諸侯同盟

死則赴以名 禮也 赴以名則亦書之(注 謂未同盟)不然則否(注 謂同盟而不以名告) 辟不敏也」とあるのを参照。

注の後半については、疏に「從赴者 赴在盟後也 春秋之世 史失其守 赴告之文多違禮制(中略) 此甲子晉侯卒 蓋赴以日而不以月 魯史不復審問 書其來告之日 唯稱甲子而已 不知甲子是何月之日 故在戊辰後也」とある。

經冬晉里克殺其君之子奚齊

④獻公(先君)がまだ葬られていなかつたため、奚齊は成君ではなかつたから、「君之子」と稱しているのである。奚齊は、(正式に)命を受けて位を繼いだため、罪がなかつたから、「里克」と(殺した者の)名を稱しているのである。

附注の前半については、下の傳文に「書曰殺其君之子 未葬也」とあるのを参照。

注の後半については、宣公四年の傳文に「凡弑君 稱君 君無道也 稱臣 臣之罪也」とあり、注に「稱君 謂唯書君名而稱國以弑 言衆所共絶也 稱臣者 謂書弑者

之名以示來世 終爲不義」とあるのを参照。  
なお、經の「里奚克」の「奚」は、抜勳記に従って、衍文とみなす。

團 九年春宋桓公卒 未葬而襄公會諸侯 故曰子 凡在喪

王曰小童 公侯曰子

④「在喪」とは、まだ葬っていないうち、ということである。「小童」は、蒙昧で幼弱なものの稱謂である。「子」は、父を繼ぐという表現である。公・侯は、位が尊く、上は王者につながり、下は伯・子・男と斷絶している（から、公・侯についてだけ言っているのである）。（ところらで、「小童」に關しては）周の康王は、喪にある（父の成王をまだ葬っていない）とき、「予一人釗」（『書』康王之誥）と稱しており、また、禮制上の稱謂でも、「小童」とは言わない。あるいは、稱謂に、それぞれ、使用すべき場面がある（同じ「在喪」の時期でも、場面によって、使用する稱謂が異なる）のかも知れない。（場面のことはともかく）これは（あくまで）王の自稱をいっているのであり、（したがって）下の者たちが（他稱として）書き記すことが出来るものではないから、經にその事がない（「小童」があらわれない）のであるが、傳は、あまねく舊典の文を採取するから、「子」と似た

ようなものということ、（ついでに）ならべたのである。

附注の「公侯位尊云云」については、疏に引く『釋例』に

「位彌高者 事彌重 重慮周於經遠 故儀制異於凡人 存其實篤其志 足以敘親疎之情通萬事之理而已 故諸列國之君在喪 或不得已而脩會盟之事 唯公侯特稱子以別尊卑」とあるのを参照。また、二十九年の傳文に「在禮卿不會公侯 會伯子男可也」とあり、昭公十三年の傳文に「鄭伯男也 而使從公侯之賁」とあるのを参照。なお、桓公十一年の公羊傳文に「春秋 伯子男一也」とある。

注の「禮稱亦不言小童」については、『禮記』曲禮下に「君天下 曰天子 朝諸侯分職授政任功 曰予一人」とあり、また、「天子未除喪 曰予小子」とあるのを参照。注の「傳通取舊典之文」については、隱公元年の傳文「有蜚 不爲災 亦不書」の注に「傳之所據 非唯史策 兼采簡牘之記」とあるのを参照。また、同七年の傳文「謂之禮經」の注に「丘明之傳 博采衆記」とあるのを参照。なお、序に「身爲國史 躬覽載籍 必廣記而備言之」とあるのも参照。

團 夏會于葵丘 尋盟 且脩好禮也 王使宰孔賜齊侯昨

㊦「胙」は、祭の肉である。齊侯を尊んで、二王の後裔になぞらえたのである。

陶注の「胙 祭肉」については、四年の傳文「天子祭于曲沃 歸胙于公」の注に「胙 祭之酒肉」とあるのを参照。また、『國語』齊語「葵丘之會 天子使宰孔致胙於桓公」の章注に「胙 祭肉也」とあるのを参照。

注の「尊之比二王後」については、二十四年の傳文に「宋先代之後也 於周爲客 天子有事 膳焉」とあり、注に「有事 祭宗廟也 膳 祭肉 尊之 故賜以祭胙」とあるのを参照。

團曰 天子有事于文武

㊦祭事があつた、ということである。

陶成公十三年の傳文に「國之大事 在祀與戎 祀有執膳(注 膳 祭肉) 戎有受脰 神之節也」とあるのを参照。

團使孔賜伯舅胙

㊦天子は、異姓の諸侯のことを、「伯舅」とよぶのである。陶『禮記』曲禮下に「天子 同姓謂之伯父 異姓謂之伯舅」とあるのを参照。

團齊侯將下拜 孔曰 且有後命 天子使孔曰 以伯舅耄老 加勞 賜一級 無下拜

㊦七十を「耄」という。「級」は、等である。

陶注の「七十曰耄」については、『詩』秦風〈車鄰〉「今者

不樂 逝者其耄」の疏に「服虔云 七十曰耄」とあるのを参照。また、『易』〈離〉卦「大耋之嗟」の『釋文』に「馬云 七十曰耄」とあるのを参照。

注の「級 等也」については、『禮記』曲禮上「拾級聚足」の注に「級 等也」とあるのを参照。

團對曰 天威不遠顔咫尺

㊦天が照覽しているのは遠くからではなく、威嚴が常に目の前にある、ということである。八寸を「咫」という。

陶『國語』齊語「天威不遠顔咫尺」の章注に「遠 遠也 顔 眉目之間也 八寸曰咫」とあるのを参照。また、『文選』卷第九〈長楊賦〉「且盲者不見咫尺」の注に「賈逵國語注曰 八寸曰咫」とあるのを参照。なお、疏に「魯語云 肅慎氏貢楛矢 長尺有咫 賈逵亦云 八寸曰咫」とある。

團小白余敢貪天子之命無下拜

㊦「小白」は、齊侯の名である。「余」は、身(われ)である。

陶『爾雅』釋詁に「余 身也」とあり、また、「身 我也」とあるのを参照。なお、疏に「諸自稱余者 當稱名之處 耳 齊侯既稱小白 而復言余 故解之」とある。

團恐隕越于下

㊦「隕越」は、顛墜(おちる)である。天王が上に居るこ

とから、「下におちるおそれがある」と言ったのである。

陶注の前半については、文公十八年の傳文「不隕其名」の注に「隕 隊也」とあり、僖公十六年の經文「春王正月戊申朔隕石于宋五」の注に「隕 落也」とあり、成公二年の傳文「越于車下」の注に「越 隊也」とあるのを参照。また、哀公十五年の傳文に「大命隕隊」とあるのを参照。なお、『史記』吳世家「且盤庚之語有顛越勿遺」の《集解》に「服虔曰 顛 隕也 越 墜也」とあるのも参照。

注の後半については、楊伯峻『春秋左傳注』に「于下者 對周王而言 諸侯固在下也」とある。

陶以遺天子羞 敢不下拜 下拜登受

⑩堂の下で拜禮し、堂の上で胙(祭肉)を受けたのである。

陶秋齊侯盟諸侯于葵丘曰 凡我同盟之人 既盟之後 言歸 于好

⑪「よしみを脩めた(友好をかためた)」という點に意義を取ったから、傳は、その盟辭を明らかにしたのである。

陶上の傳文に「夏會于葵丘 尋盟 且脩好 禮也」とあるのを参照。

陶宰孔先歸

⑫會がおわると、諸侯に先んじて、たち去ったのである。

陶遇晉侯曰 可無會也

⑬晉侯は、葵丘で會そうと、やって来る途中であった。

陶齊侯不務德而勤遠略 故北伐山戎

⑭莊公三十一年にある。

陶莊公三十一年に「六月齊侯來獻戎捷」とあるが、むしろ、三十年に「齊人伐山戎」とある方が、適切である。あるいは、「三十一年」は「三十年」の誤りかも知れない(?)。

陶南伐楚

⑮四年にある。

陶四年に「春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡 蔡潰 遂伐楚 次于陘」とある。

陶西爲此會也 東略之不知 西則否矣

⑯東へは向かうかも知れないが、西へはきつと攻め込めない、ということである。

陶隱公五年の傳文「公曰 吾將略地焉」の注に「略 摠攝 巡行之名 傳曰 東略之不知 西則否矣」とあるのを参照。なお、その陶も参照。

陶其在亂乎 君務靖亂 無勤於行

⑰「在」は、存である。獻公をそれとなく戒めて、晉に亂が起ると言ったのである。

陶『爾雅』釋詁及び『說文』に「在 存也」とあるのを参照。また、隱公三年の公羊傳文「有天子存」の何注に「存

在」とあるのを参照。

〔團〕晉侯乃還

⑨齊と會さなかつたのである。

〔團〕九月晉獻公卒 里克丕鄭欲納文公 故以三公子之徒作亂

⑩「丕鄭」は、晉の大夫である。「三公子」とは、申生・重耳・夷吾である。

〔附〕史記 晉世家「秋九月獻公卒 里克丕鄭欲內重耳 以

三公子之徒作亂」の〈集解〉に「賈逵曰 丕鄭 晉大夫 三公子 申生重耳夷吾也」とあるのを参照。

〔團〕初獻公使荀息傅奚齊 公疾 召之曰 以是藐諸孤

⑪その幼弱さ卑賤さが諸子と縣藐している（かけはなれている）、ということである。

〔附〕漢書 韋賢傳「既藐下臣 追欲從逸」の注に「應劭曰

藐 遠也（中略）師古曰 藐與邈同」とあるのを参照。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「藐 小也」とあり、また、王引之『經義述聞』に「諸卽者字也

者與諸古字通（中略）藐者孤 猶言羸者陽耳」とある。なお、注の「幼賤」については、王引之『經義述聞』に

「今本作幼賤 乃後人所改 時奚齊已立爲大子 不得言賤 正義曰 言年既幼稚 縣藐於諸子之孤 則注本作幼

稚明矣 文選寡婦賦注引注亦作幼稚 今改正」とある。

〔團〕辱在大夫 其若之何

⑫荀息に卑下して、奚齊を守らせようとしたのである。

〔團〕稽首而對曰 臣竭其股肱之力 加之以忠貞 其濟 君之

靈也 不濟 則以死繼之 公曰 何謂忠貞 對曰 公家之利 知無不爲 忠也 送往事居 耦俱無猜 貞也

⑬「往」は、死者で、「居」は、生者である。「耦」は、兩である。死者を送り、生者に事え、兩者から恨み疑われないことがないのが、所謂「正（貞）」である。

〔附〕注の「往 死者 居 生者」については、『國語』晉語二に「葬死者 養生者 死人復生不悔 生人不媿 貞也」とあるのを参照。

注の「耦 兩也」については、襄公二十九年傳文「射者三耦」の注に「二人爲耦」とあるのを参照。

注の「疑恨」については、昭公三年傳文「寡君猜焉」の注に「猜 疑也」とあるのを参照。また、『方言』第十二に「猜 恨也」とあるのを参照。

注の「所謂正也」については、哀公十七年傳文「衛侯貞卜」の注に「正卜夢之吉凶」とあるのを参照。また、『易』〈師〉卦の家傳に「貞 正也」とあるのを参照。

〔團〕及里克將殺奚齊 先告荀息曰 三怨將作

⑭（「三怨」とは）「三公子の仲間」（上の傳文）のことで

ある。

附『國語』晉語二に「里克將殺奚齊 先告荀息曰 三公子之徒將殺孺子 子將如何」とあるのを参照。

團秦晉輔之 子將何如 荀息曰 將死之 里克曰 無益也

荀叔曰 吾與先君言矣 不可以貳 能欲復言而愛身乎

④「荀叔」とは、荀息のことである。「復言」とは、「約束を履行できる」(『論語』學而)ということである。

附注の「荀叔 荀息也」については、二年の傳文「晉荀息

請以屈產之乘與垂棘之璧假道於虞以伐虢」の注に「荀息荀叔也」とあるのを参照。

注の「復言 言可復也」については、哀公十六年の傳文

「吾聞 勝也好復言」の注に「言之所許 必欲復行之 不顧道理」とあるのを参照。また、『國語』楚語下「復言而不謀身 展也」の章注に「復言 言可復 不欺人也」とあるのを参照。なお、『國語』晉語二に「豈能欲行吾言而又愛吾身乎」とあるのも参照。ただし、杜預が「復」

自體をどのように解していたかは、よくわからない。ちなみに、何晏《集解》には「復猶覆也」とあり、皇侃《義疏》には「復猶驗也」とある。

團雖無益也 將焉辟之 且人之欲善 誰不如我 我欲無貳

而能謂人己乎

④里克を止めて、申生たちに對して不忠にさせる、という

ようなことは出来ない、ということである。

團冬十月里克殺奚齊于次

④「次」は、喪寢(もや)である。

附『史記』晉世家に「十月里克殺奚齊于喪次 獻公未葬也」とあるのを参照。また、『儀禮』士喪禮「衆主人出門

哭止 皆西面于東方 闔門 主人揖就次」の注に「次謂斬衰倚廬 齊衰聖室也」とあるのを参照。なお、文公四年の傳文「楚人滅江 秦伯爲之降服 出次 不舉 過數」

の注に「出次 辟正寢」とあるのも参照。

團書曰殺其君之子 未葬也 荀息將死之 人曰 不如立卓子而輔之 荀息立公子卓以葬 十一月里克殺公子卓于朝

荀息死之 君子曰 詩所謂 白圭之玷 尚可磨也 斯言之玷 不可爲也

④「詩」は、大雅(抑)である。言葉のきずは、なおすが、白圭よりもはるかに難かしい、ということである。

附毛傳に「玷 缺也」とあり、鄭箋に「斯 此也」とあるのを参照。

團荀息有焉

④(荀息には)このような、詩人の(所謂)「言葉を重んじる」という義があった、ということである。

附『史記』晉世家に「君子曰 詩所謂 白圭之玷 猶可磨也 斯言之玷 不可爲也 其荀息之謂乎 不負其言」と

あるのを参照。また、十年の公羊傳文に「荀息可謂不食其言矣」とあり、『國語』晉語二に「君子曰 不食其言矣」とあるのを参照。なお、異説として、陸粲『左傳附注』に「李德裕窮愁志云 荀息許晉獻以言 繼之以死 君子猶歎斯言之玷不可爲也 司馬溫公亦云 獻公廢長立少 荀息不能明白理義格其非心 而遽以死許之 是其言玷於前而不可救於後 左氏之志 所以貶息而非褒也 元凱之言 失其指矣」とある。

團齊侯以諸侯之師伐晉 及高梁而還 討晉亂也

④「高梁」は、晉地で、平陽の楊縣の西南部にあった。

附注の「高梁 晉地」については、『史記』齊世家「桓公於是討晉亂 至高梁」の〈集解〉に「服虔曰 晉地也」とあるのを参照。

注の「在平陽縣西南」は、二十四年の注に従って、「在平陽楊縣西南」に改める。なお、李倬『羣經識小』に「高梁一地 而杜解三處互異 僖九年傳 齊伐晉 及高梁而還 注 在平陽縣西南 十五年傳 明年其死於高梁之墟 注 在平陽楊氏縣西南 二十四年傳 使殺懷公於高梁 注 在平陽楊縣西南 案平陽縣爲平陽郡治 今臨汾縣也 楊縣 今洪洞縣也 在臨汾東北五十里 注皆云西南 方向已屬不合 至楊氏縣 則漢志晉志皆無之 此注氏

字蓋誤文也 案昭二十八年傳 儵安爲楊氏大夫 注亦曰 平陽楊氏縣 蓋因傳文有楊氏字 後人遂誤衍氏字 遂并十五年注亦衍氏字也 若僖九年注 則陽字下脫一楊字耳 其實四處注 皆當作平陽楊縣西南也」とあるのを参照。

團令不及魯 故不書

④以前すでに「不書」の例を發しているのに、今ここでまた重ねて發しているのは、霸者の場合は一般の諸侯と異なるかにまぎらわしいから（實は同じであることを明らかにしたの）である。

團隱公十一年の傳文に「宋不告命 故不書 凡諸侯有命 告則書 不然則否」とある。

團晉郤芮使夷吾重賂秦以求入

④「郤芮」は、郤克の祖父で、夷吾に従っていた者である。

附『國語』晉語二「夷吾告冀芮曰」の章注に「冀芮 晉大夫郤芮也 從夷吾者」とあるのを参照。

團曰 人實有國 我何愛焉

④國は（いま）自分のものでないのに、どうして、惜しんで、秦に贈與しないのか、ということである。

團入而能民 土於何有 從之

④民（の支持）を得られれば、土地が無くても心配ない、ということである。

團齊隰朋帥會秦師納晉惠公

㊤「隰朋」は、齊の大夫である。「惠公」は、夷吾である。

附『史記』晉世家に「秦兵與夷吾亦至晉 齊乃使隰朋會秦

俱入夷吾 立爲晉君 是爲惠公」とあるのを参照。

團秦伯謂卻芮曰 公子誰待 對曰 臣聞 亡人無黨 有黨

必有讎

㊤夷吾には味方がなく、味方がなければ、敵がなく、（したがって）出やすく入りやすい、ということであり、これによって、遠まわしに秦を勧誘したのである。

附注の「無黨則無讎」については、『國語』晉語二「有黨

必有讎」の章注に「言無黨則必無讎也」とあるのを参照。

注の「以微勸秦」については、『國語』晉語二に「君子

曰 善以微勸也」とあるのを参照。

團夷吾弱不好弄

㊤「弄」は、戯である。

附『國語』晉語二に「夷吾之少也 不好弄戲」とあるのを

参照。

團能鬪不過

㊤節度があった。

團長亦不改 不識其他 公謂公孫枝曰 夷吾其定乎

㊤「公孫枝」は、秦の大夫の子桑である。

附『史記』秦本紀「繆公問公孫支」の〈集解〉に「服虔曰

秦大夫公孫子桑」とあるのを参照。

團對曰 臣聞之 唯則定國 詩曰 不識不知 順帝之則

文王之謂也

㊤「詩」は、大雅（皇矣および抑）である。「帝」は、天である。「則」は、法である。文王は、むやみに行動しても、自然と天の法に合致した、ということである。

附鄭箋に「順天之法而行之者 此言天之道尙誠實貴性自然」とあるのを参照。

團又曰 不僭不賊 鮮不爲則

㊤「僭」は、過差（たがう）である。「賊」は、傷害（そこなう）である。それぞれ、（下の）「忌（ねたむ）」と「克（かちたがる）」とに相當する。そうでないように入れば、人の法則となり得る、ということである。

附毛傳に「僭 差也」とあり、鄭箋に「當善慎女之容止不

可過差於威儀」とあるのを参照。なお、哀公五年の傳文

「商頌曰 不僭不濫」の注に「僭 差也」とあり、昭公

元年の傳文「詩曰 不僭不賊」の注に「賊 害人也」と

ある。

團無好無惡 不忌不克之謂也 今其言多忌克

㊤「僭」であるうえに「賊」である、ということである。

團難哉

㊤自分の地位を安定させるのは難かしい、ということであ

る。

圃公曰 忌則多怨 又焉能克 是吾利也

③その言葉にねたみが多いとしても、自分（夷吾）を害するのが關の山で、人に勝つことは出来ない、ということである。秦伯は、夷吾がかえって自分（秦伯）の害にすることを心配していたから、「こちらの利益になる」と言ったのである。

圃『論語』憲問「克伐怨欲 不行焉 可以爲仁矣」の（集解）に「馬曰 克 好勝人」とあるのを参照。

圃宋襄公即位 以公子目夷爲仁 使爲左師以聽政 於是宋治 故魚氏世爲左師

〔僖公十年〕

經十年春王正月公如齊

④傳はない。

經狄滅溫 溫子奔衛

⑤おそらく、中國にいた狄が滅して、その土地に居すわったのであろう。

經晉里克弑其君卓及其大夫荀息

⑥卓を弑したのは前の年なのに、この年の春のこととして書いているのは、赴告に従ったのである。獻公の埋葬がすみ、卓は喪がとけていたから、「君」と稱しているのである。「荀息」と名を稱しているのは、（荀息は）約束を履行しようとしたけれども、もともと遠謀がなく、（ただ）「君のおろかさに従った」（襄公十九年傳文）からである。

圃注の「弑卓在前年」については、九年の傳文に「十一月里克殺公子卓于朝 荀息死之」とある。

注の「獻公既葬云云」については、九年の傳文に「荀息立公子卓以葬」とある。なお、九年の傳文に「書曰殺其君之子 未葬也」とあり、また、「凡在喪 王曰小童 公侯曰子（注 在喪 未葬也）」とあるのを参照。

注の「荀息稱名者云云」については、莊公十二年「秋八月甲午宋萬弑其君捷及其大夫仇牧」の注に「仇牧稱名不警而遇賊 無善事可褒」とあるのを参照。また、文公七年の傳文に「書曰宋人弑其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。なお、注の「欲復言」については、九年の傳文に「荀叔曰 吾與先君言矣 不可以貳 能欲復言而愛身乎」とあり、注に「復言 言可復也」とあるのを参照（なお、そ

の附も参照。

經夏齊侯許男伐北戎

⑨傳はない。「北戎」は、山戎である。

附莊公三十年に「齊人伐山戎」とあり、注に「山戎 北狄」とあるのを参照。

經晉殺其大夫里克

⑩奚齊は、先君が命じた者であり、卓子もまた、國(都)にいたために位を嗣いだだけであつて、(いづれもみな)無道の罪にはあたらないのに、里克は、みづから三公子の仲間の首領となつて、ひきつづいて二君を弑した。だから、名を稱して罪責したのである。

附注の「奚齊者云云」については、九年「冬晉里克殺其君之子奚齊」の注に「奚齊 受命繼位 無罪」とあるのを参照。また、莊公二十八年の傳文に「夏使大子居曲沃 重耳居蒲城 夷吾居屈 羣公子皆鄙 唯二姬之子在絳」とあるのを参照。

注の「而里克親爲三怨之主」については、九年の傳文に「及里克將殺奚齊 先告荀息曰 三怨將作」とあり、注に「三公子之徒」とあるのを参照。

注の「故稱名以罪之」については、文公七年の傳文に「書

曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。

經秋七月

經冬大雨雪

⑪傳はない。「平地に一尺つもるのを『大雪』という」(隱公九年傳文)。

團十年春秋滅溫 蘇子無信也 蘇子叛王即狄 又不能於狄

狄人伐之 王不救 故滅 蘇子奔衛

⑫「蘇子」は、周の司寇の蘇公の後裔である。溫に國(都)をおいていたから、「溫子」と言うのである。王に叛いた事は、莊公十九年にある。

附注の「蘇子 周司寇蘇公之後也」については、隱公十一年の傳文「而與鄭人蘇忿生之田」の注に「蘇忿生 周武王司寇 蘇公也」とあるのを参照。また、成公十一年の傳文に「蘇忿生以溫爲司寇」とあるのを参照。なお、『書』立政に「周公若曰 大史 司寇蘇公」とあるのも参照。注の「國於溫 故曰溫子」については、經に「溫子奔衛」とある。なお、莊公十九年の傳文「出奔溫」の注に「溫

蘇氏邑」とあるのを参照。

注の「叛王事在莊十九年」については、莊公十九年の傳文に「故爲國邊伯石速詹父子禽祝跪作亂 因蘇氏 秋五大夫奉子頹以伐王 不克 出奔溫 蘇子奉子頹以奔衛」とある。

團夏四月周公忌父王子黨會齊隰朋立晉侯

④「周公忌父」は、周の卿士である。「王子黨」は、周の大夫である。

附『史記』晉世家「四月周襄王使周公忌父會齊秦大夫共禮晉惠公」の〈集解〉に「賈逵曰 周卿士」とあるのを参照。

團晉侯殺里克以說

④篡奪したのではないと辯解したのである。

團將殺里克 公使謂之曰 微子 則不及此 雖然 子殺二君與一大夫 爲子君者 不亦難乎 對曰 不有廢也 君何以興 欲加之罪 其無辭乎

④自分に罪をきせたいのなら、口實にことかかない、ということである。

附傳文の「子弑二君與一大夫」の「弑」は、按勘記に従って、「殺」に改める。ちなみに、『史記』晉世家に「子亦殺二君一大夫」とあり、『國語』晉語三に「子殺二君與

一大夫」とある。なお、前者の〈集解〉に「服虔曰 奚齊悼子荀息也」とあり、後者の韋注に「二君 奚齊卓子 一大夫 荀息」とある。

團臣聞命矣 伏劔而死 於是丕鄭聘于秦 且謝緩賂 故不及

④「丕鄭」は、里克の仲間であったが、秦にいたため、里克とともに死ぬことを、免れたのである。

附九年の傳文に「九月晉獻公卒 里克丕鄭欲納文公 故以三公子之徒作亂」とあるのを参照。

團晉侯改葬共大子

④「共大子」とは、申生のことである。

附昭公二十八年の傳文「且三代之亡 共子之廢 皆是物也」の注に「共子 晉申生」とあるのを参照。また、『國語』晉語三「惠公卽位 出共世子而改葬之」の韋注に「共世子 申生也」とあるのを参照。なお、『史記』晉世家に「晉君改葬恭大子申生」とあり、『國語』晉語二に「是以諡爲共君」とある。

團秋狐突適下國

④「下國」とは、曲沃の新城のことである。

附桓公二年の傳文に「惠之二十四年晉始亂 故封桓叔于曲沃」とあり、莊公十六年の傳文に「王使虢公命曲沃伯以

一軍爲晉侯」とあり、僖公四年の傳文に「天子奔新城(注 新城 曲沃)」とあるのを参照。なお、『史記』晉世家「秋狐突之下國」の〈集解〉に「服虔曰 晉所滅國以爲下邑 一曰 曲沃有宗廟 故謂之國 在絳下 故曰下國也」とある。

團遇天子 天子使登僕

④夢のように、忽然と出會ったのである。狐突は、以前、申生の御者をつとめたことがあったから、(今ここで) また、車に登らせて、僕(御者)にしたのである。

團十五年の傳文に「秦伯使辭焉曰 二三子何其感也 寡人之從君而西也 亦晉之妖夢是踐 豈敢以至」とあり、注に「狐突不寐而與神言 故謂之妖夢」とあるのを参照。また、閔公二年の傳文に「天子帥師(中略) 狐突御戎」とあり、注に「爲申生御」とあるのを参照。

團而告之曰 夷吾無禮

團疏に「賈逵云 悉於獻公夫人賈君 故曰無禮 馬融云 申生不自明而死 夷吾改葬之 章父之過 故曰無禮」とある。

團余得請於帝矣

④夷吾を罰することを請うた、ということである。  
團『史記』晉世家「余得請於帝」の〈集解〉に「服虔曰 帝 天帝 請罰有罪」とあるのを参照。

團將以晉昇秦 秦將祀余 對曰 臣聞之 神不歆非類 民不祀非族 君祀無乃殄乎

④「歆」は、饗(うける)である。「殄」は、絶である。團注の「歆 饗也」については、三十一年の傳文「鬼神非其族類 不歆其祀」の注に「歆猶饗也」とあるのを参照。なお、『漢書』文帝紀に「朕既不德 上帝神明未歆饗也」とある。

注の「殄 絶也」については、哀公十一年の傳文「剽殄無遺育」の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁に「殄 絶也」とあるのを参照。ちなみに、『史記』晉世家には「君其祀毋乃絶乎」とある。

團且民何罪 失刑乏祀 君其圖之

團校勘記に「乏祀爲無主祭也 考文引足利本有此七字在君其圖之句下 盧文弨校本爲疑謂」とある。

團君曰 諾 吾將復請 七日 新城西偏將有巫者而見我焉

④「新城」とは、曲沃のことである。巫(みこ)を通じて會うであろう、ということである。

團注の「新城 曲沃也」については、四年の傳文「天子奔新城」の注に、同文がみえる。なお、その團を参照。

團許之 遂不見

④狐突がその言葉に同意すると、申生の姿も消えたのである。

團及期而往 告之曰 帝許我罰有罪矣 敵於韓

④「敵」は、敗である。「韓」は、晉地である。惠公一人だけを敗るから、「有罪を罰する」と言ったのであり、(つまり)晉を秦に與える(上の傳文)ようなことはしない、ということも明らかにしたのである。夷吾は、人をねたみ、人にかちたがって、怨みをうけ、最後には國を失った。(だから、今)ここで、夷吾が)改葬して諡をおくっても、申生は(かえって)怒ったのである。傳は、鬼神がとりついたものは、時として眞實を告げる、ということとを言っているのである。

附注の「敵 敗也 韓 晉地」については、『史記』晉世家「弊於韓」の〈集解〉に「賈逵曰 弊 敗也 韓 晉 韓原」とあるのを参照。

注の「夷吾忌克多怨」については、九年の傳文に「今其言多忌克(中略)忌則多怨」とあるのを参照。

注の「終於失國」については、あまりはつきりしないが、おそらく、その死(二十三年)の明年に、文公が入り、子の懷公が殺されたことを指すのであろう。なお、十一年の傳文に「晉侯其無後乎」とあり、また、二十四年の傳文に「惠懷無親 外内弃之」とあるのを参照。

注の「雖改葬加諡 申生猶忿」については、『國語』晉語三に「君改葬共君以爲榮也 而惡滋章」とあるのを参

照。

注の「傳言鬼神所馮 有時而信」については、十五年に「十有一月壬戌晉侯及秦伯戰于韓 獲晉侯」とある。

團不鄭之如秦也 言於秦伯曰 呂甥卻稱冀芮實爲不從 若重問以召之

④三子は、晉の大夫である。「不從」とは、秦に賄賂を與えない、ということである。「問」は、聘問の幣(おくりもの)である。

附注の「不從 不與秦賂」については、十五年の傳文に「賂秦伯以河外列城五 東盡虢略 南及華山 內及解梁城 旣而不與」とあるのを参照。

注の「問 聘問之幣」については、成公十六年の傳文「楚子使工尹襄問之以弓」の注、及び哀公十一年の傳文「使問弦多以琴」の注に「問 遺也」とあるのを参照。また、『詩』鄭風〈女曰雞鳴〉「雜佩以問之」の毛傳に「問 遺也」とあり、『禮記』曲禮上「凡以弓劍苞苴篋筭問人者」の注に「問猶遺也」とあるのを参照。なお、すぐ下の傳文に「幣重而言甘」とあるのも参照。ちなみに、『史記』晉世家には「若重賂與謀」とある。

團臣出晉君 君納重耳 蔑不濟矣

④「蔑」は、無である。

附成公十六年の傳文「寧事齊楚 有亡而已 蔑從晉矣」の

注に、同文がみえる。なお、『詩』大雅〔板〕「喪亂蔑資」の毛傳に「蔑 無」とあるのを参照。ちなみに、『史記』晉世家には「出晉君 入重耳 事必就」とある。

㊦冬秦伯使洽至報問 且召三子

㊧「洽至」は、秦の大夫である。

附『國語』晉語三「穆公使洽至報問」の韋注に「洽至 秦大夫 報問 報不鄭之聘 且問遺呂甥之屬」とあるのを参照。

㊨郤芮曰 幣重而言甘 誘我也 遂殺平鄭祁舉

㊩「祁舉」は、晉の大夫である。

㊪及七輿大夫

㊫侯・伯は七命だから、副車も七乗なのである。

附襄公二十三年の傳文「唯魏氏及七輿大夫與之」の注に「七輿 官名」とあるのを参照。また、『周禮』大宗伯に「七命賜國（注 鄭司農云 出就侯伯之國）」とあり、同大行人に「諸侯之禮（中略）貳車七乘」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服虔云 下軍之輿帥七人屬申生者」とあり、また、『國語』晉語三「是故殺不鄭及七輿大夫」の韋注に「七輿 申生下軍七輿大夫也」とある。

㊬左行共華右行賈華叔堅驪獸獸繫虎特宮山祁 皆里平之黨也

㊭七子は、（上の）「七輿大夫」である。

㊮平豹奔秦

㊯「平豹」は、平鄭の子である。

附『國語』晉語三「平豹出奔秦」の韋注に「豹 不鄭子」とあるのを参照。なお、『史記』晉世家には「祁鄭子豹 奔秦」とある。

㊰言於秦伯曰 晉侯背大主而忌小怨 民弗與也 伐之必出

㊱「大主」とは、秦のことである。「小怨」とは、里（克）

・平（鄭）のことである。

㊲公曰 失衆 焉能殺

㊳里（克）・平（鄭）の一味を殺したことをいう。

附『國語』晉語三に「失衆 安能殺人」とあり、韋注に「人 謂里不及七輿大夫」とあるのを参照。

㊴違禍 誰能出君

㊵豹が禍難を避けたことをいう。明年の「晉殺（其大夫）平鄭（父）」のために傳したのである。

附『國語』晉語三に「以禍爲違 孰能出君」とあり、韋注に「違 去也 謂平豹以禍故 而去其國 誰能出君乎」とあるのを参照。なお、莊公四年の傳文「違齊難也」の注に「違 辟也」とあるのも参照。

〔僖公十一年〕

㊶十有一年春晉殺其大夫平鄭父

④私怨によって國を亂そうと謀ったから、名を書いて、罪責したのである。(前年のことなのに、この年の)「春」のこととして書いているのは、赴告に従ったのである。附注の「私怨」については、何を指しているのか、あまりはっきりしないが、おそらく、仲間の里克が殺されたことあたりであろう。

注の「書名 罪之」については、文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。

注の「書春 從告」については、下の傳文に「春晉侯使以平鄭之亂來告」とある。

なお、經文について、校勘記に「公羊疏云 左氏經無父字 然則今諸本有父者 衍文也」とある。

經夏公及夫人姜氏會齊侯于陽穀

④傳はない。「婦人は、送迎するにも門を出ず、兄弟と會うにも闕(しきみ)を躐えない」「二十二年傳文」から、(今ここ)で「公とともに齊侯と會したのは、非禮である。」

經秋八月大雩

④傳はない。時期を過ぎていたから、書いたのである。

附桓公五年の傳文に「秋大雩 書 不時也 凡祀 啓蟄而郊 龍見而雩(注 龍見 建巳之月) 始殺而嘗 閉蟄而烝 過則書」とあるのを参照。

經冬楚人伐黃

團十一年春晉侯使以平鄭之亂來告

④(前年のことなのに)經がこの年に書いていることを釋したのである。

附經の注に「書春 從告」とあるのを参照。

團天王使召武公內史過賜晉侯命

④「天王」とは、周の襄王である。「召武公」は、周の卿士である。「內史過」は、周の大夫である。諸侯が即位すると、天子は、これに命圭を賜わって、瑞(しるし)とするのである。

附莊公三十三年の傳文「惠王問諸內史過」の注に「內史過 周大夫」とあるのを参照。また、『國語』周語上に「襄王使邵公過及內史過賜晉惠公命」とあり、韋注に「命 瑞命也 諸侯即位 天子賜之命圭以爲瑞節也」とあるのを参照。なお、文公十二年の傳文に「不腆先君之敝器 使下臣致諸執事以爲瑞節 要結好命」とあり、哀公十四

年の傳文「司馬請瑞焉」の注に「瑞符節以發兵」とあるのも参照。

團受玉惰 過歸 告王曰 晉侯其無後乎 王賜之命而惰於

受瑞 先自弃也已 其何繼之有 禮 國之幹也 敬 禮之興也 不敬則禮不行 禮不行則上下昏 何以長世

⑨惠公が終りを完うできなかった（後嗣が絶えた）ことのために、本を張ったのである。

附注の「惠公不終」については、十年の傳文「及期而往

告之曰 帝許我罰有罪矣 敵於韓」の注に「夷吾忌克多怨 終於失國」とあるのを参照。なお、その附も参照。

團夏揚拒泉臯伊維之戎同伐京師 入王城焚東門

⑩「揚」・「拒」・「泉」・「臯」は、いづれもみな、戎の邑であり、それと、諸々の雜戎で「伊」水・「維」水の流域に居た者である。今、伊闕の北に泉亭がある。

附疏に引く『釋例』に「諸雜戎居伊水維水之間者 河南雒

陽縣西南有戎城 伊水 出上雒盧氏縣熊耳山 東北至河南雒陽縣入雒 雒水 出上雒縣冢領山 東北經弘農 至

河南鞏縣入河」とある。なお、『國語』周語上「昔伊洛竭而夏亡」の韋注に「伊出熊耳 洛出冢嶺」とあるのを

参照。また、『後漢書』西羌傳に「伊洛間有楊拒泉臯之戎」とあるのを参照。

團王子帶召之也

⑪「王子帶」とは、甘昭公のことである。戎を引き入れ、それに因って位を篡奪しようとしたのである。

附二十四年の傳文に「初甘昭公有寵於惠后」とあり、注に「甘昭公 王子帶也」とあるのを参照。また、『史記』

周本紀に「叔帶與戎翟謀伐襄王」とあるのを参照。團秦晉伐戎以救周 秋晉侯平伐于王

⑫二十四年の「天王出居（于）鄭」のために傳したのである。

團黃人不歸楚貢 冬楚人伐黃

⑬黃人が齊を侍んだからである。附十二年の傳文に「黃人侍諸侯之睦于齊也」とあるのを参照。

〔僖公十二年〕

經十有二年春王三月庚午日有食之

⑭傳はない。「朔」を書いていないのは、史官が書き漏らしたのである。

附隱公三年「春王二月己巳日有食之」の注に、ほぼ同文がみえる。

團夏楚人滅黃

經秋七月

經冬十有二月丁丑陳侯杵臼卒

⑩傳はない。(名を書いているのは)世子をやつて、僖公と甯母及び洮で同盟した(からである)。

⑪七年に「秋七月公會齊侯宋公陳世子款鄭世子華盟于甯母」とあり、八年に「春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮」とある。なお、二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

⑫十二年春諸侯城衛楚丘之郭 懼狄難也

⑬「楚丘」は、衛の國都である。「郭」は、郭である。明年の「春秋侵衛」のために傳したのである。

附注の「楚丘 衛國都」については、二年の傳文に「春諸侯城楚丘而封衛焉」とあるのを参照。

注の「郭 郭也」については、隱公五年の傳文「伐宋 入其郭 以報東門之役」等の注に、同文がみえる。なお、文公十五年の公羊傳文に「郭者何 恢郭也」とあり、何注に「恢 大也 郭 城外大郭」とあるのを参照。

⑭黃人侍諸侯之睦于齊也 不共楚職 曰 自郟及我九百里

焉能害我 夏楚滅黃

⑮「郟」は、楚の都である。

附『說文』に「郟 故楚都」とあるのを参照。なお、宣公十二年の公羊傳文「南郟之與鄭 相去數千里」の何注に「南郟 楚都」とあるのも参照。

⑯王以戎難故 討王子帶

⑰王子帶は、前年に、戎を引き入れて周を伐ったのである。

⑱十一年の傳文に「夏揚拒泉伊維之戎同伐京師 入王城 焚東門 王子帶召之也」とある。

⑲秋王子帶奔齊

⑳冬齊侯使管夷吾平戎于王 使隰朋平戎于晉

㉑「平」は、和である。前年に、晉が周を救援して戎を伐ったから、戎は、周・晉と不和だったのである。

附注の前半については、『國語』魯語上「齊侯乃許爲平而還」の章注に「平 和也」とあるのを参照。なお、隱公六年「春鄭人來渝平」の注に「和而不盟 曰平」とあるのも参照。

注の後半については、十一年の傳文に「秦晉伐戎以救周」とある。なお、『史記』周本紀「齊桓公使管仲平戎于周 使隰朋平戎于晉」の〈集解〉に「服虔曰 戎伐周 晉

伐戎救周 故和也」とあるのを参照。

㊦王以上卿之禮饗管仲 管仲辭曰 臣 賤有司也 有天子之二守國高在

㊧「國」子・「高」子は、天子が命じて齊の守臣としたものであり、いづれもみな、上卿である。莊公二十二年に、高侯が始めて經に現われており、僖公二十八年になると、國歸父が傳に現われる。(さかのぼって) 歸父の父を懿仲といい、(くだって) 高侯の子を莊子というが、この時だれの代に當たっていたかは、よくわからない。

附注の「國子高子云云」については、定公九年の傳文「必娶於高國」の注に「高氏國氏 齊貴族也」とあるのを参照。また、襄公二十一年の傳文「得罪於王之守臣」の注に「范宣子爲王所命 故曰守臣」とあるのを参照。また、『國語』齊語「國子帥五鄉焉 高子帥五鄉焉」の韋注に「國子高子 皆齊上卿」とあるのを参照。なお、『禮記』王制に「次國三卿 二卿命於天子 一卿命於其君」とあるのも参照。

注の「莊二十二年高侯始見經」については、莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高侯盟于防」とあり、注に「高侯齊之貴卿」とある。

注の「僖二十八年國歸父乃見傳」については、僖公二十八年の傳文に「夏四月戊辰晉侯宋公齊國歸父崔天秦小子

慙次于城濮」とある。

注の「歸父之父曰懿仲」については、『史記』田敬仲世家に「齊懿仲欲妻完卜之」とあるのを参照。ただし、莊公二十二年の傳文には「初懿氏卜妻敬仲」とあり、注に「懿氏 陳大夫」とある。

注の「高侯之子曰莊子」については、襄公二十九年の傳文「齊人立敬仲之曾孫鄒(注 敬仲 高侯) 良敬仲也」の疏に引く『世本』に「敬仲生莊子」とあるのを参照。㊦若節春秋來承王命 何以禮焉

㊧「節」は、時である。

附『史記』周本紀「若節春秋來承王命 何以禮焉」の〈集解〉に「賈逵曰 節 時也」とあるのを参照。

㊦陪臣敢辭

㊧諸侯の臣を「陪臣」という。

附襄公二十一年の傳文「天子陪臣盈」の注に「諸侯之臣 稱於天子曰陪臣」とあるのを参照。また、『史記』周本紀「陪臣敢辭」の〈集解〉に「服虔曰 陪 重也 諸侯之臣於天子 故曰陪臣」とあるのを参照。

㊦王曰 舅氏

㊧伯舅の使いだから、「舅氏」と言ったのである。

附『史記』周本紀「王曰 舅氏」の〈集解〉に「賈逵曰 舅氏 言伯舅之使也」とあるのを参照。また、九年の傳

文に「使孔賜伯舅昨」とあり、注に「天子謂異姓諸侯曰伯舅」とあるのを参照。

㊦ 團余嘉乃勳 應乃懿德 謂督不忘 往賤乃職 無逆朕命

㊧ (そなたの) 功勳と美德は、正しくて忘れられないものと言える、ということである。「位」と言わずに、「職」と言っているのは、管仲は、位は卑かったけれども、齊の政治を執っていたから、職によって尊ぼうとしたのである。

㊨ 二十四年の傳文「不廢懿親」の注に「懿 美也」とあり、

『詩』大雅〈烝民〉「好是懿德」の毛傳に「懿 美也」とあるのを参照。また、『爾雅』釋詁に「督 正也」とあるのを参照。

團管仲受下卿之禮而還

㊩ 管仲は、職によって自分を昇格させることをせず、結局、本來の位に相當する禮を受けたのである。

㊪ 王引之『經義述聞』に「管仲受下卿之禮而還 家大人曰

受上當有卒字 上文管仲辭上卿之禮 是欲受下卿之禮也 王雖不許 而管仲終不敢以上卿自居 故曰 卒受下卿之禮而還 若無卒字 則與上文不相應矣 自唐石經始脫卒字 而各本皆沿其誤 杜注 卒受本位之禮 卒受二字卽本於正文 白帖五十九 太平御覽人事部六十四 引此竝作卒受下卿之禮 史記周本紀同」とある。

團君子曰 管氏之世祀也宜哉 讓不忘其上 詩曰 愷悌君子 神所勞矣

㊫ 『詩』は、大雅(旱麓)である。「愷」は樂であり、「悌」は易(やすらか)である。たのしんでやすらかな君子は、神にたすけられるから、代々祭祀が續く、ということである。(しかしながら、實際には)管仲の後裔は、齊では消えて二度と現われず、傳も、效驗がなかったことを言っている。

㊬ 團注の「愷 樂也」及び「悌 易也」は、いづれもみな、

『爾雅』釋詁の文である。なお、毛傳及び鄭箋に「樂易」とあるのを参照。

注の「勞來」については、鄭箋に「勞 勞來 猶言佑助」とあるのを参照。

注の「管仲之後云云」については、疏に「世族譜管氏出自周穆王 成十一年傳有齊管于奚 譜以爲雜人 則非管仲之子孫也」とある。

注の「傳亦舉其無驗」については、哀公十六年の傳文に「聞其殺齊管脩也而後入」とあり、注に「管脩 楚賢大夫 故齊管仲之後」とあるのを参照。

〔僖公十三年〕

經十有三年春秋侵衛

㊦傳は前年の春にある。

㊧十二年の傳文に「春諸侯城衛楚丘之郛 懼狄難也」とあり、注に「爲明年春秋狄侵衛傳」とある。

經夏四月葬陳宣公

㊨傳はない。

經公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯于鹹

㊩「鹹」は、衛地である。東郡の濮陽縣の東南部に鹹城がある。

經秋九月大雩

㊪傳はない。書いたのは、(時期を)過ぎていたからである。

㊫十一年「秋八月大雩」の注及び附を参照。

經冬公子友如齊

㊬傳はない。

㊭十三年春齊侯使仲孫湫聘于周 且言王子帶

㊮前年に王子帶が齊に奔っており、これを(周に)復歸させようとした、ということである。

㊯事畢 不與王言

㊰子帶の件を話さなかったのである。

㊱歸 復命曰 未可 王怒未怠 其十年平 不十年 王弗召也

㊲夏會于鹹 淮夷病杞故 且謀王室也

㊳秋爲戎難故 諸侯戍周 齊仲孫湫致之

㊴「戍」は、守である。諸侯の戍卒(守備兵)を周につれていったのである。

㊵注の「戍 守也」については、莊公八年の傳文「齊侯使連稱管至父戍葵丘」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

㊶冬晉荐饑

㊷麥と禾とが、いづれもみな、みのらなかつたのである。

㊸使乞糴于秦 秦伯謂子桑 與諸乎 對曰 重施而報 君將何求

㊹秦をそこなわない、ということである。

㊺重施而不報 其民必攜 攜而討焉 無衆必敗

㊻不義だから、民が離れるのである。

㊼七年の傳文「招攜以禮 懷遠以德」の注に「攜 離也」

とあるのを参照。

團謂百里 與諸乎

㊦「百里」は、秦の大夫である。

附『史記』晉世家「繆公問百里奚」の〈集解〉に「服虔曰

秦大夫」とあるのを参照。

團對曰 天災流行 國家代有 救災恤鄰 道也 行道有福

平鄭之子豹在秦 請伐晉

㊦父のために復讐しようとしたのである。

附十一年に「春晉殺其大夫平鄭父」とある。

團秦伯曰 其君是惡 其民何罪 秦於是乎輸粟于晉 自雍

及絳相繼

㊦「雍」は秦の國都であり、「絳」は晉の國都である。

附『史記』秦本紀「自雍相望至絳」の〈集解〉に「賈逵曰

雍 秦國都 絳 晉國都也」とあるのを参照。

團命之曰汎舟之役

㊦渭水から水上を運んで、黄河・汾水に入ったのである。

〔僖公十四年〕

經十有四年春諸侯城緣陵

㊦「緣陵」は、杞の邑である。淮夷を避けて、都を緣陵に

遷したのである。

附十三年の傳文に「淮夷病杞」とある。

經夏六月季姬及鄆子遇于防 使鄆子來朝

㊦「季姬」は、魯の女で、鄆の夫人である。鄆子は本來、

朝する意志がなく、季姬によばれて（始めて）やって來

たから、「使鄆子來朝」と言っているのである。鄆國は、

今の琅邪の鄆縣である。

附下の傳文に「鄆季姬來寧 公怒止之 以鄆子之不朝也

夏遇于防而使來朝」とある。

經秋八月辛卯沙鹿崩

㊦「沙鹿」は、山名である。陽平の元城縣の東部に沙鹿土

山がある。（沙鹿は）晉地にあったが、災・害は、災し

た場所・害した場所に繋げるから、國には繋げない（「晉

沙鹿」とは言わない）のである。

附注の「沙鹿 山名」については、異説として、疏に「服

虔云 沙 山名 鹿 山足 林屬於山曰鹿」とある。ち

なみに、穀梁傳文に「林屬於山爲鹿 沙 山名也」とあ

る。

注の「陽平元城縣東有沙鹿土山」（按勘記に従って、「平

陽」を「陽平」にあらためる。ちなみに、敦煌本P. 二

五六二も「陽平」に作っている）については、『漢書』

元后傳に「翁孺既免 而與東平陵終氏爲怨 乃徙魏郡元

城委粟里 爲三老 魏郡人德之 元城建公曰 昔春秋沙麓崩 晉史卜之 曰 陰爲陽雄 土火相乘 故有沙麓崩

後六百四十五年 宜有聖女興 其齊田乎 今王翁孺徒正直其地 日月當之 元城郭東有五鹿之虛 卽沙麓地也 後八十年 當有貴女興天下云」とあるのを参照。

注の「在晉地 災害繫於所災所害 故不繫國」については、『漢書』五行志下之上に「左氏以爲沙麓晉地」とあるのを参照。また、疏に引く『釋例』に「陳旣已滅 降爲楚縣 而書陳災者 猶晉之梁山沙麓崩不書晉也 災害繫於所災所害 故以所在爲名」とあるのを参照。

### 經狄侵鄭

⑨傳はない。

### 經冬蔡侯胙卒

⑩傳はない。(名を書いているのは)同盟はしていなかったけれども、名をもって赴告してきた(からである)。

附二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也 赴以名則亦書之(注 謂未同盟)不然則否(注 謂同盟而不以名告) 辟不敏也」とあるのを参照。

團十四年春諸侯城緣陵而遷杞焉 不書其人 有闕也

⑪「闕」とは、財物をそろえず、城池を固めずに、たち去

り、恩恵の施し方が不完全であった、ことをいう。澶淵の會では、(會が)終わっても(見舞品を)贈らなかつたため、大夫(の名)を書かずに、國ごとに「人」と稱している、のに對して、今ここでは、まとめて「諸侯」といっている、のは、君・臣の辭(君と臣とによる書きわけ)である(つまり、前者が臣を貶する表現であり、後者が君を貶する表現である、ということ)。「城杞」と言っていないのは、杞がまだ遷っていないからである。

附注の「闕謂器用不具云云」については、元年の傳文に「師遂逐狄人 具邢器用而遷之 師無私焉」とあるのを参照。

注の「澶淵之會云云」については、襄公三十年に「晉人齊人宋人衛人鄭人曹人莒人滕人薛人杞人小邾人會于澶淵 宋灾故」とあり、傳に「爲宋灾故 諸侯之大夫會

以謀歸宋財 冬十月叔孫豹會晉趙武齊公孫蠆宋向戌衛北宮佗鄭罕虎及小邾之大夫會于澶淵 旣而無歸於宋 故不書其人」とある。なお、疏に引く『釋例』に「傳滅人例 衛侯燬滅邢 同姓 故名 又云 穀伯綏鄧侯吾離來朝 名 賤之也 又云 不書蔡許之君 乘楚車也 謂之失位 此皆諸侯貶之例 例不稱人也 諸侯在事 傳有明文 而經稱人者 凡十一條 丘明不示其義 而諸儒皆據

案生意 原無所出 貶諸侯而去爵稱人 是爲君臣同文  
非正等差之謂也 又澶淵大夫之會 傳曰 不書其人 案  
經皆去名稱人 至諸侯親城緣陵 傳亦曰 不書其人 而  
經摠稱諸侯 此大夫及諸侯 經傳所以爲別也 通校春秋  
自宣公五年以下 百數十年 諸侯之咎甚多 而皆無貶  
稱人者 益明此蓋當時告命注記之異 非仲尼所以爲例故  
也」とあるのを參照。

注の「不言城杞 杞未遷也」については、二年「春王正月城楚丘」の注に「不言城衛 衛未遷」とあるのを參照。

㊦鄆季姬來寧 公怒止之 以鄆子之不朝也

㊦(經が、ここで)里歸りしたことを書かず、あくる年に「歸(于)鄆」と書いているのは、あらためて嫁いだという表現であり、公が、鄆との婚姻を(一度)絶ち(季姬をひきとめ)、來朝がすむと(あらためて)かえした、ということを明らかにしたのである。

㊦十五年に「季姬歸于鄆」とあり、注に「來寧不書 此書者 以明中絶」とあるのを參照。また、莊公二十七年の傳文に「凡諸侯之女 歸寧曰來 出曰來歸」とあり、隱公二年の公羊傳文に「婦人謂嫁曰歸」とあるのを參照。  
㊦夏遇于防而使來朝

㊦秋八月辛卯沙鹿崩 晉卜偃曰 期年將有大咎 幾亡國  
㊦國は、山・川をぬしとするから、山がくずれ、川がつか  
るのは、國が亡びるきざしである。

㊦成公五年の傳文に「國主山川(注 主謂所主祭) 故山崩  
川竭 君爲之不舉」とあるのを參照。また、『國語』周  
語上に「夫國必依山川 山崩川竭 亡之徵也」とあるの  
を參照。

なお、疏に引く『釋例』に「天人之際 或異而無感 或感  
而不可知 沙鹿崩 因謂期年將有大咎 梁山崩 則云山有  
朽壤而自崩 此皆聖賢之讖言 達者所宜先識」とある。

㊦冬秦饑 使乞糶于晉 晉人弗與 慶鄭曰 背施 無親

㊦「慶鄭」は、晉の大夫である。

㊦『國語』晉語三「慶鄭曰 不可」の章注に「慶鄭 晉大夫」とあるのを參照。

㊦幸災 不仁 貪愛 不祥 怒鄰 不義 四德皆失 何以  
守國 魏射曰 皮之不存 毛將安傅

㊦「魏射」は、惠公の舅(おじ)である。「皮」によって、  
秦に約束し(ておきながら贈らなかつた)城を喩え、「毛」  
によって、糶を喩えたのである。(つまり)すでに、秦  
の恩恵に背いて、ひどく怨まれている以上、たとえ秦に  
糶を與えたとしても、(それは)皮がないのに毛をつけ

るのと同じである、ということである。

附注の「虢射 惠公舅也」については、『史記』晉世家「虢射曰」の〈集解〉に「服虔曰 虢射 惠公舅」とあるのを参照。なお、異説として、李惇『羣經識小』に「案莊二十八年傳云 小戎子生夷吾 則虢射非惠公舅也 杜氏蓋本國語公曰舅所病也之語 然彼處韋注云 諸侯謂異姓大夫曰舅 則固不以惠公爲虢射之甥矣 韋說似勝杜解」とある。

注の「皮以喻所許秦城 毛以喻糶」については、『國語』晉語三に「弗予賂地而予之糶」とあるのを参照。また、十五年の傳文に「賂秦伯以河外列城五 東盡虢略 南及華山 內及解梁城 既而不與」とあるのを参照。

團慶鄭曰 弃信背鄰 患孰恤之 無信 患作 失援 必斃

是則然矣 虢射曰 無損於怨而厚於寇 不如勿與 秦を強くするだけでも、怨みを解くことは出來ず、かえって

附注の「使秦強」については、『國語』晉語三「無損於怨而厚於寇」の韋注に「厚猶強也」とあるのを参照。

注の「不足く適足」という構文については、『戰國策』韓三に「雖善事之 無益也 不可以爲存 適足以自令亟亡也」とあり、『文選』卷第四十一書上〈報任少卿書〉に「雖才懷隨和 行若由夷 終不可以爲榮 適足以見笑而自點耳」とあり、『後漢書』孔融傳に「不能止人遂爲非也 適足絶人還爲善耳」とあるのを参照。

團慶鄭曰 背施幸災 民所弃也 近猶讎之 況怨敵乎 弗聽 退曰 君其悔是哉